

## 1. 特別の法律により設立される民間法人



(1) 検査・検定関係法人



## 日本消防検定協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都調布市深大寺東町4-35-16		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jfeii.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jfeii.or.jp/company_financial.html	
設立根拠法	消防法（昭和23年法律第186号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省消防庁予防課		
設立年月日	昭和38年10月1日	民間法人化年月日	昭和62年1月1日
	年月	事項	
沿革	昭和38年10月	日本消防検定協会設立	
	昭和62年1月	民間法人化	
事業の目的	検定対象の機械器具等についての試験及び個別検定、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他災害による被害の軽減に資すること。		
主な事務・事業の内容	① 消防の用に供する機械器具等の検定、鑑定及び受託試験業務 ② 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行う業務 ③ 特殊消防用設備の性能に関する評価を行う業務		

### 2. 事務・事業の概要等

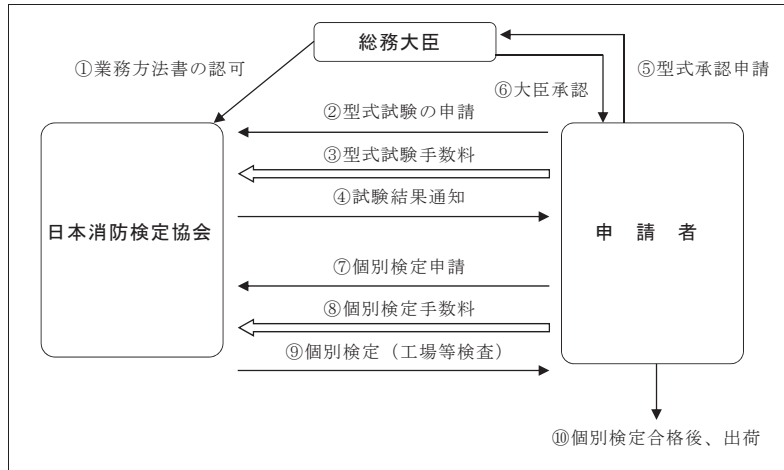
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
検定事業	消防法施行令第37条に定める検定対象機械器具等（消火器等14品目）について、申請に応じて以下の試験、検定を実施するもの。 ① 型式試験：検定対象機械器具等の型式に係る形状等が技術上の規格に適合しているか試験。 ② 個別検定：個々の検定対象機械器具等の形状等が型式承認を受けた型式に係る形状等と同一であるか検定。	(平成23年度) 型式試験 426件 個別検定 19,473,229個	有	1,427,115 (※)
	消防法第21条の3、第21条の8第1項並びに第21条の36第1項第1号及び第2号	-		検定事業費
受託事業	検定対象機械器具以外の消防用機器等について、依頼に応じて検定の方法に準じて試験を実施し、その結果を依頼者に通知するもの。	(平成23年度) 型式試験 59件 個別検査 20,393,262個	有	540,767 (※)
	消防法第21条の36第1項第5号及び第6号	-		受託事業費
性能評価事業	消防法第17条に定める消防用設備等に代える特殊消防用設備等について、申請に応じて消防法第17条に定める消防用設備等と同等以上の性能を有しているか評価するもの。	(平成23年度) 性能評価 1件	有	5,615 (※)
	消防法第17条の2第1項及び第21条の36第1項第3号	-		特殊消防用設備等性能評価費

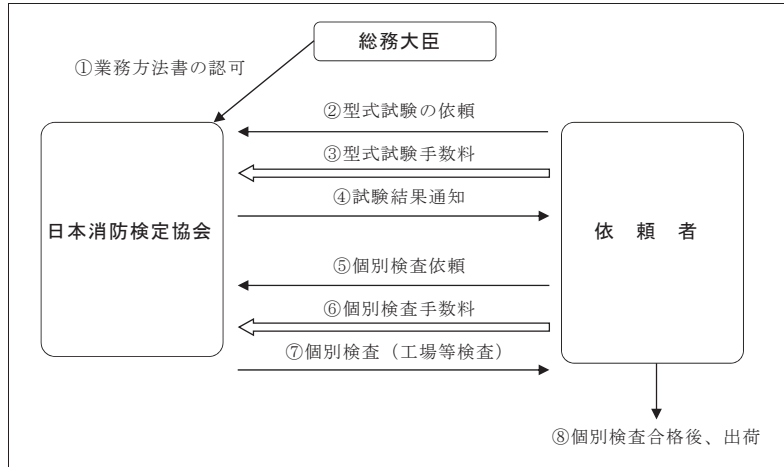
(注) 事業支出額には、一般管理費、減価償却費及び調査研究費について事業費比率で按分した金額を、間接経費として損益計算書の検定事業費に加算した。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

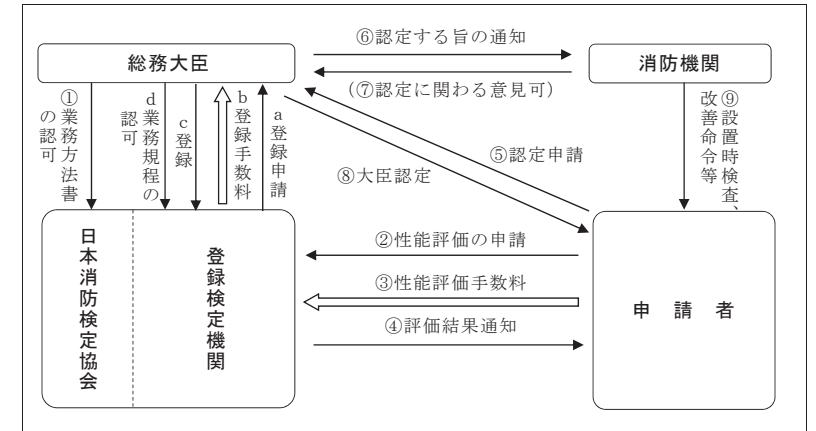
① 検定事業



② 受託事業



③ 性能評価事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	1,802,015	1,802,015	1,802,015	1,802,015	1,802,015
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,489,987	2,518,931	2,208,949	2,047,901	1,990,735	
内訳	事業収入額	2,364,602	2,392,526	2,131,402	1,990,563	1,869,744
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	55,625	38,079	9,597	0	9,555
	その他収入額	69,759	88,326	67,950	57,338	111,436

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

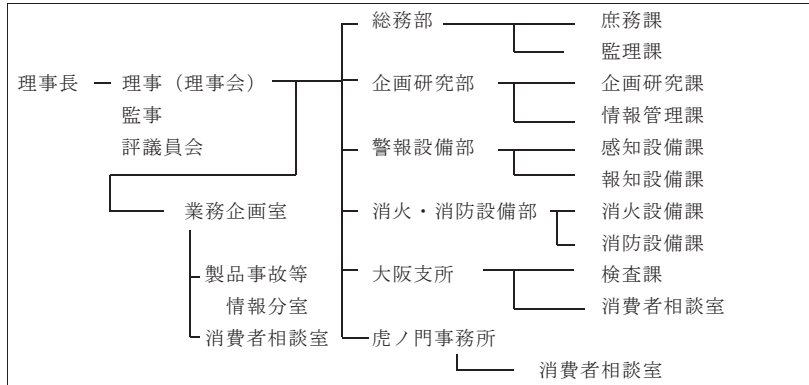
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
理事	常勤	8人以内	65歳	2年	2人	1期	1人	1人	総務省消防大学校長
						3期	1人	—	—
	非常勤	8人以内	70歳	2年	6人	1期	2人	0人	—
						2期	1人	—	—
3期	2人	—	—	—					
4期	1人	—	—	—					
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	総務省消防庁 防災課特殊災害室長

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,823	2,979	8,134	35,936
非常勤	—	—	—	—
合計	24,823	2,979	8,134	35,936

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	104人
		現員	102人
非常勤	—	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

平成 24 年 3 月 31 日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	円 1,205,507,018	流動負債	円 334,902,722
現金	400,000	未払費用	122,086,518
預金	851,441,501	未払消費税	10,608,372
有価証券	338,493,100	未払法人税等	190,000
未収収益	553,052	前受金	184,794,539
前払費用	4,467,182	預り金	6,432,893
貯蔵品	10,152,183	固定負債	1,052,540,500
固定資産	5,775,079,036	退職給付引当金	1,052,540,500
基本財産	1,802,015,123	基本金	1,802,015,123
土地	343,144,223	基本金	1,802,015,123
有価証券	1,458,870,900	資本剰余金	3,057,597,382
その他の固定資産	3,973,063,913	固定資産充当額	1,179,793,913
有形固定資産	988,279,467	減価償却積立額	1,877,803,469
建物	1,078,117,818	利益剰余金	733,530,327
減価償却累計額	△ 576,973,596	積立金	725,976,954
建物附属設備	580,678,128	当期利益金	7,553,373
減価償却累計額	△ 383,401,988	—	—
構築物	52,010,730	—	—
減価償却累計額	△ 32,886,657	—	—
機械装置	270,773,784	—	—
減価償却累計額	△ 171,987,685	—	—
車両運搬具	9,141,276	—	—
減価償却累計額	△ 8,051,830	—	—
工具器具及び備品	750,172,236	—	—
減価償却累計額	△ 584,660,160	—	—
建設仮勘定	5,250,000	—	—
その他の固定資産	97,411	—	—
無形固定資産	191,486,476	—	—
電話加入権	1,612,840	—	—
その他の無形固定資産	189,873,636	—	—
投資資産	2,793,297,970	—	—
投資有価証券	2,793,270,000	—	—
不動産賃借数金等	27,970	—	—
合計	6,980,586,054	合計	6,980,586,054

10. 損益計算書（平成23年度）

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

費用		収益	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
事業費	1,843,299,272	事業収入	1,879,299,346
検 定 事 業 費	1,112,210,536	検 定 事 業 収 入	1,227,962,056
特 殊 消 防 用 設 備 等 性 能 評 価 費	630,844	特 殊 消 防 用 設 備 等 性 能 評 価 収 入	1,312,500
受 託 事 業 費	421,434,221	受 託 事 業 収 入	650,024,790
調 査 研 究 費	56,489,801		
減 価 償 却 費	252,533,870		
一般管理費	125,387,037	事業外収入	44,520,407
管 理 諸 費	84,729,763	運 用 収 入	38,404,405
租 税 課 金	27,372,950	雑 収 入	6,116,002
消 費 税	12,858,000		
交 際 費	426,324	特別利益	66,915,504
		基本財産資産売却益	66,915,504
特別損失	14,305,575		
固 定 資 産 除 却 損	14,305,575		
法人税、住民税及び事業税	190,000		
当期利益金	7,553,373		
当 期 利 益 金	7,553,373		
合 計	1,990,735,257	合 計	1,990,735,257

(注) 基本財産資産売却益は、富雄宿舎(土地)の売却によるものである。

利益処分計算書

平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで

	(固定資産充当額)	(減価償却積立額)	利益剰余金
前 期 末 残 高	1,224,040,565	1,667,786,240	891,747,531
当 期 変 動 額			
固 定 資 産 増 加 額	268,951,913		△ 268,951,913
固 定 資 産 減 少 額	△ 103,181,336		103,181,336
減 価 償 却 費 増 加	△ 252,533,870	252,533,870	
減 価 償 却 費 減 少	42,516,641	△ 42,516,641	
当 期 利 益 金			7,553,373
当 期 変 動 額 計	△ 44,246,652	210,017,229	△ 158,217,204
当 期 末 残 高	1,179,793,913	1,877,803,469	733,530,327

11. 重要な会計方針（平成23年度）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の有価証券……総平均法による原価基準によっている。ただし、償却原価法は、重要性が乏しいため、適用していない。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）…定額法

その他の有形固定資産……定率法

②無形固定資産……定額法

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金……期末退職給与の自己都合要支給額の相当額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科目	帳簿価格	時価	評価損益
国 債	1,797,364,000	1,827,130,500	29,766,500
政 府 保 証 債	1,094,415,000	1,145,160,700	50,745,700
地 方 債	1,698,855,000	1,723,153,500	24,298,500
合 計	4,590,634,000	4,695,444,700	104,810,700

3. 資本剰余金及び利益剰余金

- (1) 固定資産充当額は、日本消防検定協会が現に使用している試験施設の減価償却後の簿価額を計上している。
- (2) 減価償却積立額は、日本消防検定協会が試験施設の更新のための必要額を計上している。
- (3) 利益剰余金積立金は、日本消防検定協会の試験施設の修繕・拡充・改良のための必要額を計上している。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 危険物保安技術協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門4-3-13		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.khk-syoubou.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.khk-syoubou.or.jp/company/finance.html	
設立根拠法	消防法（昭和23年法律第186号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省消防庁予防課危険物保安室		
設立年月日	昭和51年11月10日	民間法人化年月日	昭和62年1月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和51年11月	危険物保安技術協会設立	
	昭和62年1月	民間法人化	
事業の目的	消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物又は指定可燃物の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験・調査及び技術援助を行い、もって危険物等の貯蔵・取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ること。		
主な事務・事業の内容	<p>① 消防法第11条の3又は第14条の3第3項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。</p> <p>② 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>③ 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。</p>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

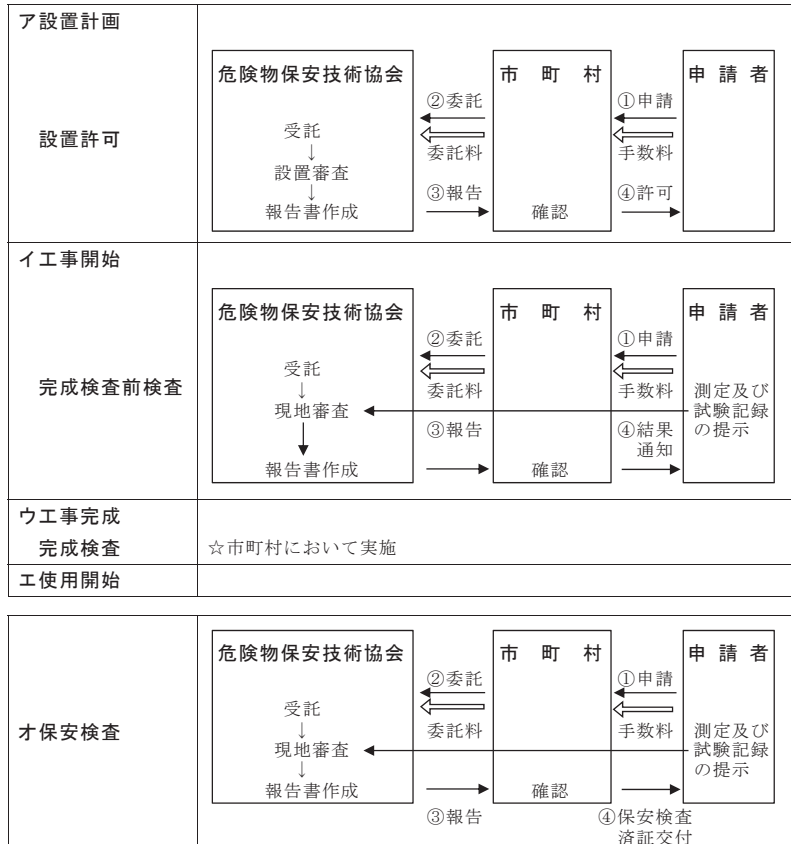
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
屋外タンク審査事業	石油等液体危険物の屋外タンク貯蔵所について、市町村長からの委託を受けて実施する安全技術基準適合審査。 ①設置審査：容量500kℓ以上のタンクについて、市町村長の設置許可に当たり実施する審査。 ②完成検査前審査：容量1,000kℓ以上のタンク(特定屋外タンク貯蔵所)について、市町村長の完成検査に先立ち実施する審査。 ③定期保安審査：容量10,000kℓ以上の特定屋外タンクについて、原則8年に1回実施する審査。	(平成23年度) 契約件数 1,175件  (内訳) 設置審査 82件 変更審査 848件 保安審査 245件	有	659,472
	消防法第11条の3、第14条の3第3項及び第16条の34第1項第1号	-		
技術援助	旧法タンク(昭和52年以前に建設された特定屋外タンク。平成28年度末までの改修が義務付け。)、準特定タンク(容量500kℓ~1,000kℓのタンク)、その他タンクについて、依頼に応じ、危険物等の保安対策に係る専門技術的な支援を行うもの。	(平成23年度) 契約件数 366件	有	352,543 (※)
	消防法第16条の34第1項第2号	-		
性能評価等	業者からの申請に応じ、新技術・新手法の活用により開発された設備等について、火災予防又は消防活動上の有効性に関する性能を評価するもの。	(平成23年度) 実施件数 225件	有	352,543 (※)
	消防法第16条の34第1項第2号	-		

試験確認等	業者からの申請に応じ、危険物の運搬容器や危険物等を取り扱う設備、機器の構造、性能等の試験を行い、技術上の基準に適合しているものに表示を付すもの。	(平成 23 年度) 実施件数 669 件	有	352,543 (※)
	消防法第 16 条の 34 第 1 項第 2 号	—		その他の事業費

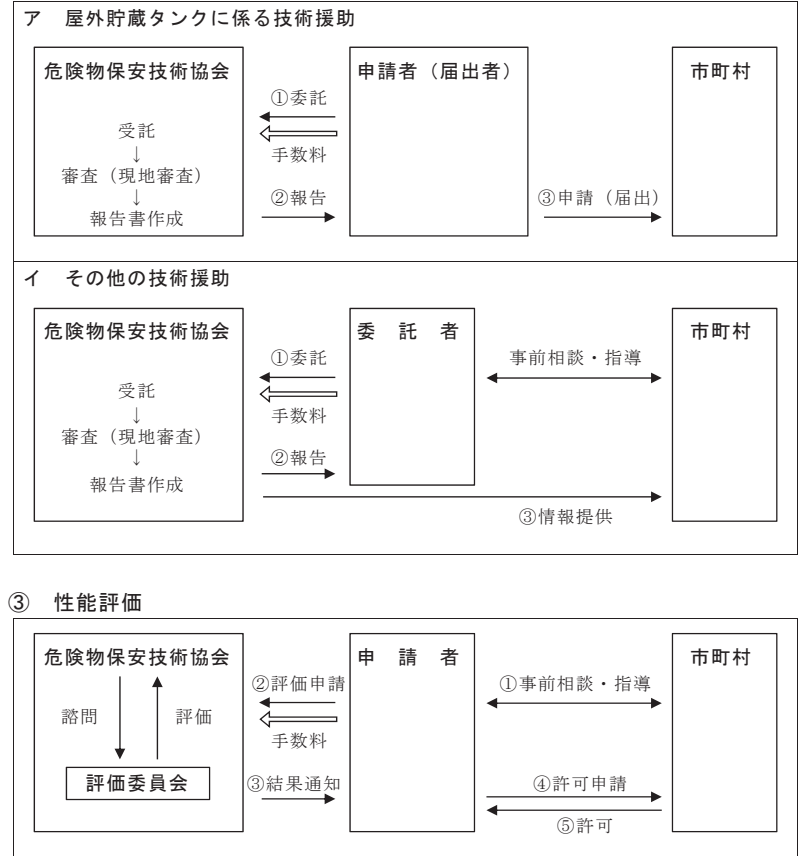
※ 危険物保安技術協会においては、屋外タンク審査事業以外の事務・事業を一括した区分として経理を行っているため、当該区分の事業費全体を記載している。

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

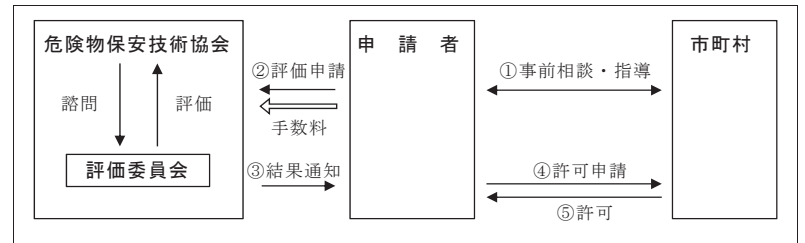
### ① 屋外タンク審査事業



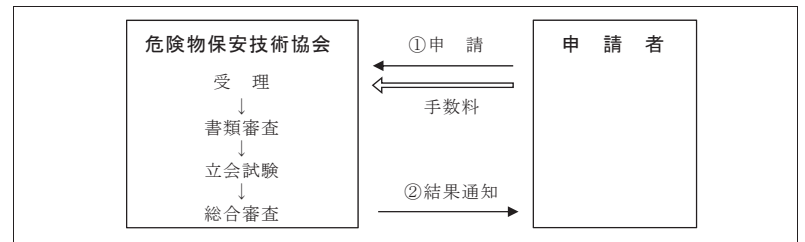
### ② 技術援助



### ③ 性能評価



### ④ 試験確認



### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

#### (2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	1,435,803	1,544,412	1,328,733	1,100,984	1,021,006	
内 訳	事業収入額	1,405,963	1,513,833	1,296,952	1,068,152	956,286
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	0	0	0	0	32,021
	その他収入額	29,840	30,579	31,782	32,832	32,699

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

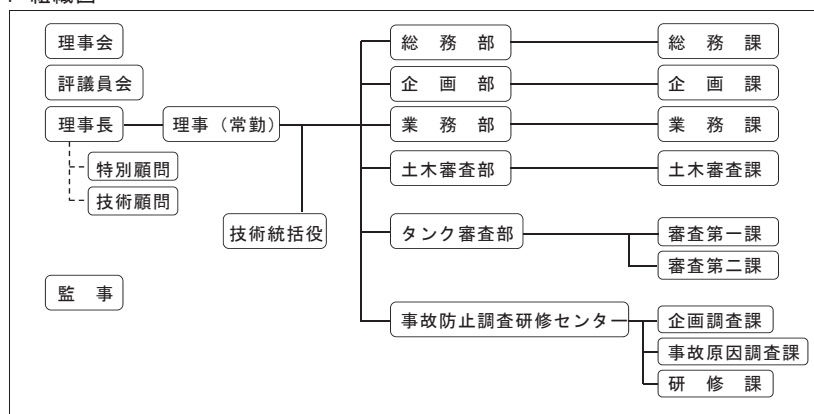
#### (国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

#### (国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

### 4. 組織図



### 5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

該当なし

### 6. 役員の概要 (平成24年12月1日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向
理事	常勤	9人以内	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向
	非常勤		70歳	2年	6人	1期	6人	1人	建設省研究調整官
監事	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	現役出向

### 7. 役員報酬の支給総額 (平成23年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	30,723	5,449	12,397	48,119
非常勤	—	—	—	—
合計	30,723	5,449	12,397	48,119

### 8. 職員数 (平成24年12月1日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	39人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

平成24年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(流動資産)	( 448,038,241)	(流動負債)	( 102,012,399)
現 金	76,466	未 払 金	27,499,606
預 貯 金	405,952,623	預 り 金	12,619,694
未 収 金	39,550,711	前 受 金	61,893,099
貯 蔵 品	2,458,441		
(固定資産)	( 2,887,522,933)	(固定負債)	( 234,768,900)
(有形固定資産)	( 112,911,819)	退 職 給 与 引 当 金	184,768,900
土 地	36,428,380	渉 外 対 策 引 当 金	50,000,000
建 物	50,851,136		
建 物 附 属 設 備	10,413,563	(積立金)	( 2,998,779,875)
器 具 及 び 備 品	15,218,740	前 期 繰 越 利 益 積 立 金	393,576,399
(無形固定資産)	( 122,861,002)	損 失 補 填 準 備 積 立 金	1,570,000,000
借 地 権	14,767,685	業 務 災 害 補 償 責 任 積 立 金	330,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	108,093,317	施 設 整 備 等 積 立 金	260,000,000
		研 究 開 発 積 立 金	500,000,000
(投資)	( 2,651,750,112)	当 期 利 益 金	△54,796,524
不 動 産 賃 借 敷 金	74,681,712		
損 失 補 填 準 備 積 立 資 産	1,570,000,000		
業 務 災 害 補 償 責 任 積 立 資 産	330,000,000		
施 設 整 備 等 積 立 資 産	190,000,000		
研 究 開 発 積 立 資 産	100,000,000		
投 資 有 価 証 券	22,299,500		
減 価 償 却 積 立 資 産	130,000,000		
退 職 給 与 引 当 預 金	184,768,900		
渉 外 対 策 引 当 預 金	50,000,000		
合 計	3,335,561,174	合 計	3,335,561,174

10. 損益計算書（平成23年度）

自 平成23年4月 1日  
至 平成24年3月31日

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
(事業費)	( 1,012,014,967)	(事業収入)	( 988,306,639)
タンク審査事業費	659,472,255	タンク審査事業収入	587,817,000
その他の事業費	352,542,712	その他の事業収入	400,489,639
(管理費)	( 63,765,440)	(雑収入)	( 32,699,443)
給 与 費	11,482,542	運 用 収 入	31,963,638
福 利 厚 生 費	8,812,286	雑 収 入	735,805
管 理 諸 費	43,470,612		
(事業外支出)	( 22,199)		
雑 損 失	22,199		
(当期利益金)	( △54,796,524)		
当 期 利 益 金	△54,796,524		
合 計	1,021,006,082	合 計	1,021,006,082

利益金処分計算書

前 期 繰 越 利 益 積 立 金	393,576,399 円
当 期 利 益 金	△54,796,524 円
合 計	338,779,875 円

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券は、個別法による原価基準によっている。
- (2) 固定資産は、定額法によっている。
- (3) 退職給与引当金の計上基準は、期末要支給額の100%を計上している。
- (4) 消費税の処理方法は、税込み方式によっている。
- (5) 固定資産の取得価額、減価償却累計額、当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	94,168,012 円	43,316,876 円	50,851,136 円
建物附属設備	45,688,101	35,274,538	10,413,563
器具及び備品	112,778,953	97,560,213	15,218,740
ソフトウェア	195,100,664	87,007,347	108,093,317
合 計	447,735,730	263,158,974	184,576,756

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 高圧ガス保安協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区虎ノ門4丁目3番地13号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.khk.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.khk.or.jp/aboutus/i_disclosure.html	
設立根拠法	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）		
その他、事務・事業に関する法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）		
所管府省（担当課）	経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室		
設立年月日	昭和38年12月20日	民間法人化年月日	昭和61年10月1日
沿革	年月	事項	
	昭和38年12月 昭和61年10月	高圧ガス保安協会設立 高圧ガス保安協会 民間法人化	
事業の目的	高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。（高圧ガス保安法第59条の2）		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高圧ガスの保安に関する調査、研究、指導及び情報収集・提供</li> <li>② 高圧ガスの保安に関する技術的な事項についての経済産業大臣への意見具申</li> <li>③ 高圧ガスの保安に関する各種講習、試験事務等</li> <li>④ 高圧ガスの保安に関する各種検査等</li> <li>⑤ 高圧ガスの保安に関する教育等</li> </ul>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

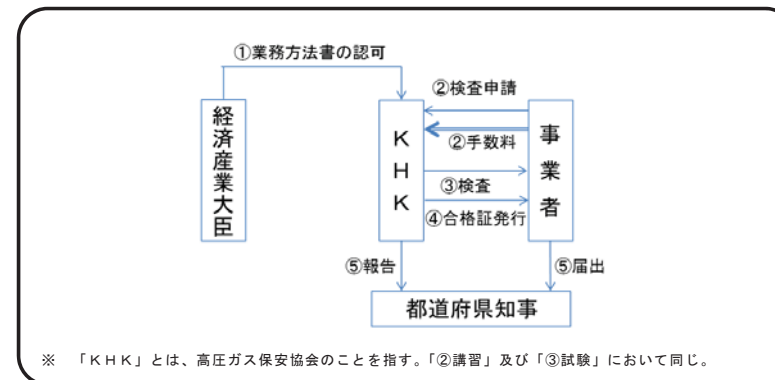
事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
検査・認定等	高圧ガス保安法で定める技術基準への適合状況等を検査	（平成23年度） 16,190,757件	有	3,206,389 （※）
	高圧ガス保安法第59条の28第1項第4号から第4号の3の2まで、第7号及び第8号	—		一般勘定
講習	高圧ガスの製造及び販売等に必要の義務講習及び資格試験の科目免除等の各種法定講習	（平成23年度） 73,931人	有	911,906
	高圧ガス保安法第27条の2第7項等	—		特別勘定1

試験	1 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定に基づく製造及び販売等に係る試験事務 2 上記試験に係る免状交付事務	（平成23年度） 1の業務 54,281人 2の業務 23,276件	有	520,736
	1の業務 高圧ガス保安法第31条の2第1項又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の6第1項 2の業務 高圧ガス保安法第29条の2第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4の2第1項	—		特別勘定2

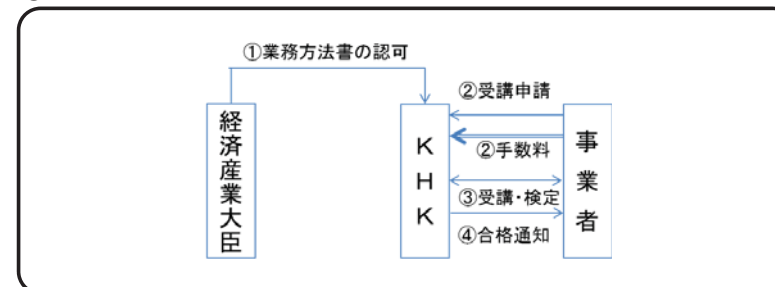
※ 高圧ガス保安協会においては、講習及び試験以外の事務・事業を一括して一般勘定として経理を行っているため、当該勘定区分の費用全体を記載。

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

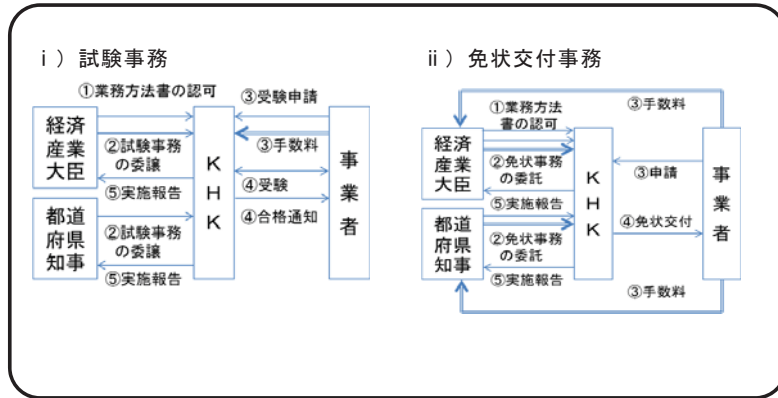
##### ① 検査・認定等



##### ② 講習



③ 試験



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,865,259	5,732,504	5,401,776	4,783,960	4,669,022	
内訳	事業収入額	4,950,588	4,868,160	4,813,500	4,217,438	4,177,934
	国等からの補助金等収入額	873,362	835,820	561,210	517,828	406,692
	国等との契約に基づく総収入額	41,309	28,524	27,066	48,694	84,396
	その他収入額	—	—	—	—	—

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 千円未満切捨て（なお、「国からの補助金等収入額」及び「国等との契約に基づく総収入額」については千円未満四捨五入。）。

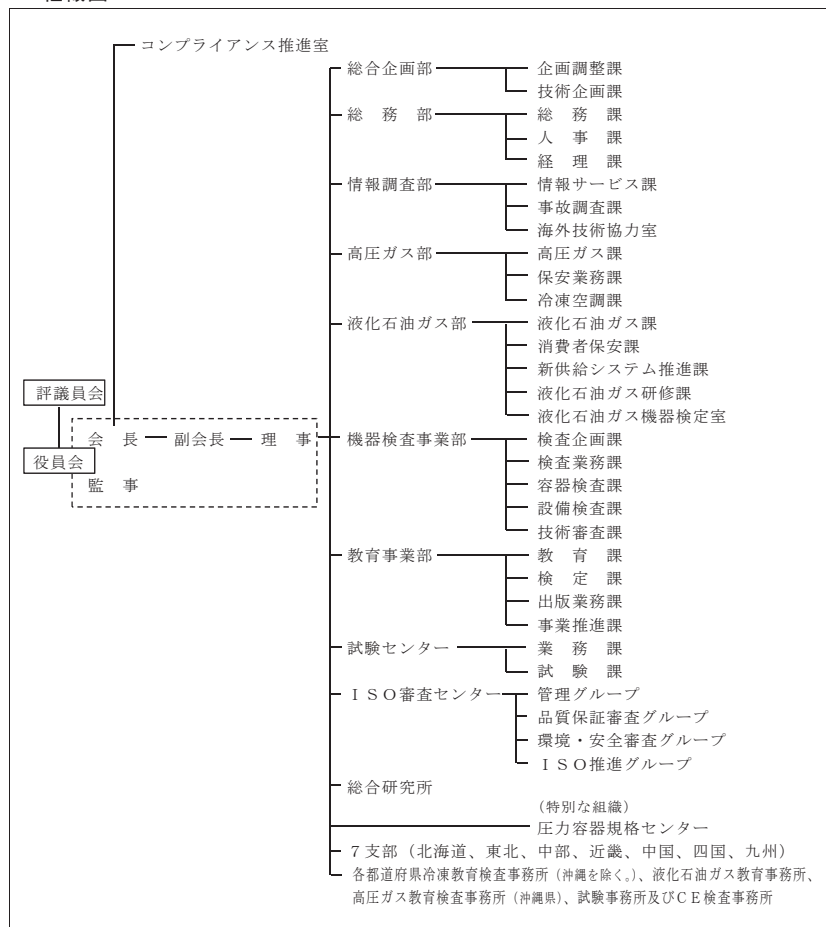
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)
		委託府省名
高圧ガス保安対策事業委託費 (事故調査解析)	高圧ガスによる事故を統計処理するとともに、保安対策上広く展開することが有用と認められるものについて、原因の調査を行い、再発防止のための効果的な対策を講じ、教訓を加えてその内容を周知することにより、高圧ガスに係る公共の安全の確保を図ることを目的とする等。(一般競争入札により採択)	23,773
		経済産業省
高圧ガス保安対策事業委託費 (高圧ガス製造保安責任者免状交付)	高圧ガス製造保安責任者試験の受験者の便宜、行政事務の簡素化を図るため、免状交付事務を試験事務実施法人に委託し、試験事務、交付事務の一元化を図ることを目的とする。本事業では高圧ガス製造保安責任者免状のうち、甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状についてその交付事務を行う (随意契約(単純))。高圧ガス保安法第29条の2第1項による『高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則』第3条に高圧ガス保安協会が免状交付事務の委託法人とされており、契約の性質及び目的が競争を許さないため、会計法29条の3第4項に基づく随意契約にて契約締結。	4,230
		経済産業省
石油精製業保安対策事業委託費	より統一的で適切な補修方法の選択及び評価技術及び確認技術を確立し、設備維持管理技術の高度化及び保安技術の向上を通じた安全確保の観点から、高圧ガス保安法に基づく定期自主検査や保安検査時において活用できる技術基準案の策定に向けた提言を取りまとめる等。(一般競争入札により採択)	98,396
		経済産業省
石油ガス供給事業安全管理技術開発・技術指導普及事業委託費	LPG販売事業者等の保安指導者を養成する講習会を実施するとともに、地域での講習会向けのテキスト作成・発送、Webサイトを開設し、テキスト・事故事例等を紹介する等。(随意契約(企画競争)) 全国約2,500万世帯で使用されているLPGによる事故の削減及び死亡者を出さないことを目的に、LPG販売事業者に課せられた法令遵守、保安業務を着実に実施させるため、全国のLPG販売ガス事業者へ保安に関する指導を行うことのできる人材を養成する本事業では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を始め、同法に定めるLPG販売事業者の行う保安業務内容や、LPGガスによる事故原因、分析等に関する高度な知識が必要となることから、企画競争を実施したうえで、会計法第29条の3第4項に基づく随意契約で契約締結。	204,426
		経済産業省
地方都市ガス事業天然ガス化促進対策調査委託費 (都市ガス安全情報広報事業)	ガス消費機器等による事故事例データを事故事例データベースに入力等を行うとともに、設置する委員会において事故原因等の分析、再発防止のための対策及び発生頻度の高い典型事例の類型化などを検討する。	10,080
		経済産業省
石油製品需給適正化調査事業委託費	コンポジット容器を我が国で安全に使用するため、その根拠となるデータを整備し、コンポジット容器の実用化を進め、LPGガスの安定供給を図ることを目的とする等。(一般競争入札により採択)	65,789
		経済産業省

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
事業者会員	高圧ガスの製造の事業を行う者、指定完成検査機関、高圧ガスの販売の事業を行う者等	931
団体会員	事業者会員となり得る事業者の団体	193
個人会員	高圧ガスの保安に関し専門的な知識を有する者等	107

#### 6. 役員員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	基礎産業局長
副会長	非常勤	1人	※	2年	1人	1期	1人	0人	—
理事	常勤	10人以内	65歳	2年	4人	1期	4人	1人	製造産業局 産業機械課長
	非常勤		70歳	2年	5人	1期	5人	0人	—
監事	非常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	0人	—

※ 非常勤役員のうち会長及び副会長については、「新任者は75歳を超えて、再任者は80歳を超えて任命しない」とされている。なお、非常勤役員が学会又は関係団体の会長、副会長若しくは委員長であるなど、その知識及び経験が協会の業務運営上、特に必要である場合、在任年齢規定は適用しないこととされている。

#### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	50,020	16,385	18,039	84,444
非常勤	—	4,069	—	4,069
合計	50,020	20,454	18,039	88,513

#### 8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	165人
職員	非常勤	定数	—
		現員	58人

#### 9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位：千円、千円未満切捨表示)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,258,380	流動負債	974,184
現金	1,274	未払金	339,916
預金及び貯金	1,514,606	未払法人税等	646
売掛金	35,582	前受金	148,469
未収金	563,678	預り金	19,439
図書	104,221	特別手当引当金	115,918
貯蔵品	1,821	講習実施変動対策引当金	198,327
前払金	39,053	試験実施変動対策引当金	151,467
貸倒引当金	△1,860	固定負債	3,105,448
固定資産	5,860,423	退職手当引当金	1,870,234

有形固定資産	465,847	預り保証金	16,326
建物	306,470	資産見返補助金	39,980
構築物	545	施設等整備準備金	1,178,907
機械及び装置	1,490	負債の部合計	4,079,633
器具及び備品	51,289		
土地	106,052	積立金	
無形固定資産	283,727	積立金	3,866,022
電話加入権	1,144	利益金	
ソフトウェア	282,582	当期純利益	173,148
投資等	5,110,848	資本の部合計	4,039,170
投資有価証券	4,784,224		
保証金	318,262		
長期貸付金	8,362		
合計	8,118,803	合計	8,118,803

※1 有形固定資産の減価償却累計額：752,534千円

※2 建物に含まれる建物附属設備の金額：46,995千円

※3 投資有価証券の内訳：事業債4,784,224千円

## 10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：千円、千円未満切捨表示）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	4,500,797	経常収益	4,401,466
営業費用	4,500,797	営業収益	4,266,936
高压ガス保安審査費	219,471	高压ガス保安審査収入	217,940
機器検査事業費	667,153	機器検査事業収入	826,959
教育事業費	294,687	教育事業収入	468,265
LPガス保安審査費	247,260	LPガス保安審査収入	272,631
LPガス研究開発費	160,869	LPガス研究開発収入	106,245
システム審査登録費	709,991	システム審査登録収入	877,695
情報・サービス費	144,526	情報・サービス収入	128,258
法定保安講習会費	760,923	法定保安講習会収入	855,829
試験実施費	432,123	試験収入	513,110
運営事務費	724,398	営業外収益	134,529
その他の支出	137,530	その他の収入	134,529
貸倒引当金繰入	1,860	特別利益	273,188
経常利益	△99,330	資産見返補助金受入	1,921
特別損失	64	施設等整備準備金受入	204,302
固定資産除却損	64	講習実施変動引当金受入	56,076
		試験実施変動引当金受入	7,626
		特別手当引当金戻入	3,262
税引前当期純利益	173,794	合計	4,674,655
法人税・住民税及び事業税	646		
当期純利益	173,148		
合計	4,674,655		

※1 会費受入は、88,219千円で、情報・サービス収入に含まれている。

※2 役員退職金の支給につき、役員退職金27,384千円は、退職手当引当金取崩益と直接相殺処理している。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
個別法による償却原価法（定額法）を採用。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法による原価法を採用。
- (3) 有形固定資産の減価償却  
定率法によっている。ただし平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。
- (4) 引当金、準備金の計上基準
  - ・ 貸倒引当金：事業年度末における金銭債権について回収不能見込額を計上
  - ・ 特別手当引当金：職員・嘱託に対する特別手当（賞与）の支給見込額を、支給対象期間基準によって計上
  - ・ 講習実施変動対策引当金：講習業務実施に係る諸変動に対処するために計上
  - ・ 試験実施変動対策引当金：試験業務実施に係る諸変動に対処するために計上
  - ・ 退職手当引当金：事業年度末における退職給付債務の総額から退職年金資産の事業年度末現在額を控除した金額を計上
  - ・ 施設等整備準備金：施設・設備の整備、充実に対処するために計上
- (5) 消費税等の会計処理  
税込方式によっている。
- (6) 当期純利益の処理  
定款の定めにより積立金として積み立てる。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし



## 日本電気計器検定所

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝浦四丁目15番7号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jemic.go.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jemic.go.jp/kihon/public.html	
設立根拠法	日本電気計器検定所法（昭和39年法律第150号）		
その他、事務・事業に関する法律	計量法（平成4年法律第51号）		
所管府省（担当課）	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課		
設立年月日	昭和39年12月28日	民間法人化年月日	昭和61年10月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年7月	日本電気計器検定所法公布	
	昭和40年1月	業務開始（電気試験所と日本電気協会、東京都の業務を統合、すべてを引き継ぐ）	
	昭和61年10月	民間法人化	
事業の目的	日本電気計器検定所は、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行ない、もって電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>① 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法第16条第1項第2号イの検定、同条第2項の変成器付電気計器検査、同法第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認、同法第91条第2項の検査、同法第102条第1項の基準器検査及び同法第135条第1項の特定標準器による校正等を行うこと。</p> <p>② 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行うこと。</p> <p>③ 電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行うこと。</p>		

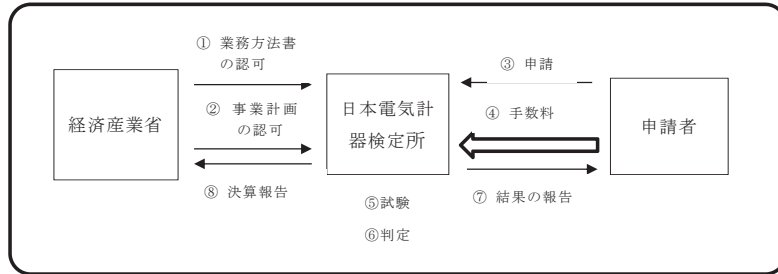
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

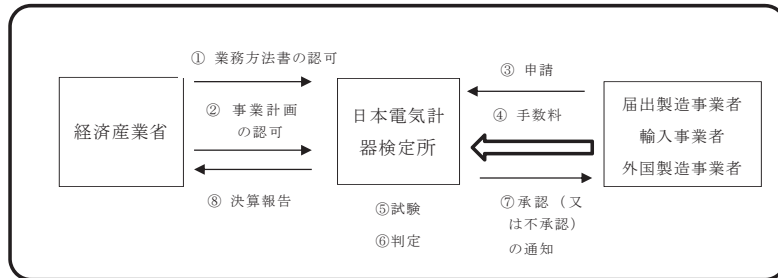
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
検定・検査	取引・証明に使用される電気計器等の構造（一定期間の使用に耐えること）及び器差（計量器の誤差）が、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）の基準に適合しているかを判定する。	(平成23年度) 8,245千台	有	6,154,770
	計量法第16条第1項第2号イ、同条第2項	—		
型式の承認	計量法に基づき電気計器の構造が法律で定められた技術基準に適合するか否かの試験（基本性能や耐候性能、耐久性などの試験）を実施し、その計量器の型式の承認を行う。	(平成23年度) 承認：113件 更新：243件	有	274,693
	計量法第76条第1項、第81条第1項及び第89条第1項	制度的独占		
基準器検査	電気計器等の製造・修理を実施し、検査する際に使用する基準器が、基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）の基準に適合しているかを判定する。	(平成23年度) 150台	有	58,817
	計量法第102条第1項	制度的独占		
校正	メーカー等の事業者が正確な計測を行うための標準器や計測器に対し、国家計量標準を基準とした校正を実施する。	(平成23年度) 30,229台	有	916,907
	計量法第135条第1項及び第143条第1項	—		

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

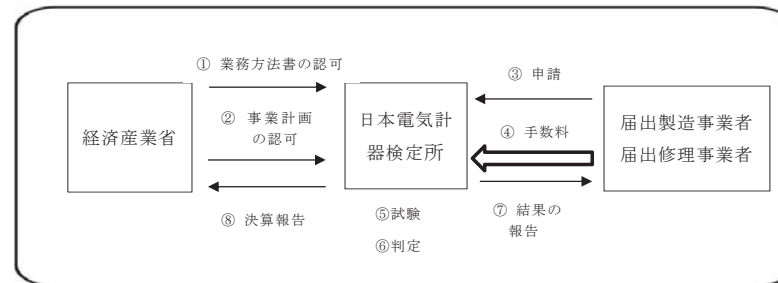
① 検定・検査



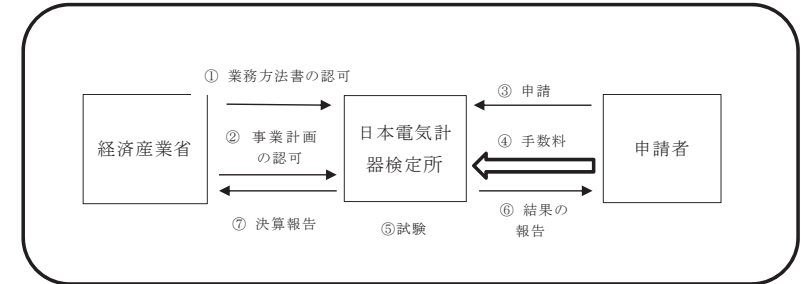
② 型式の承認



③ 基準器検査



④ 校正



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	7,832,550	6,168,560	6,239,899	6,480,611	6,394,102	
内 訳	事業収入額	7,478,354	5,842,514	5,950,338	6,236,506	6,162,587
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	4,842	4,491	1,818	3,167	1,302
	その他収入額	349,354	321,555	287,743	240,937	230,213

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

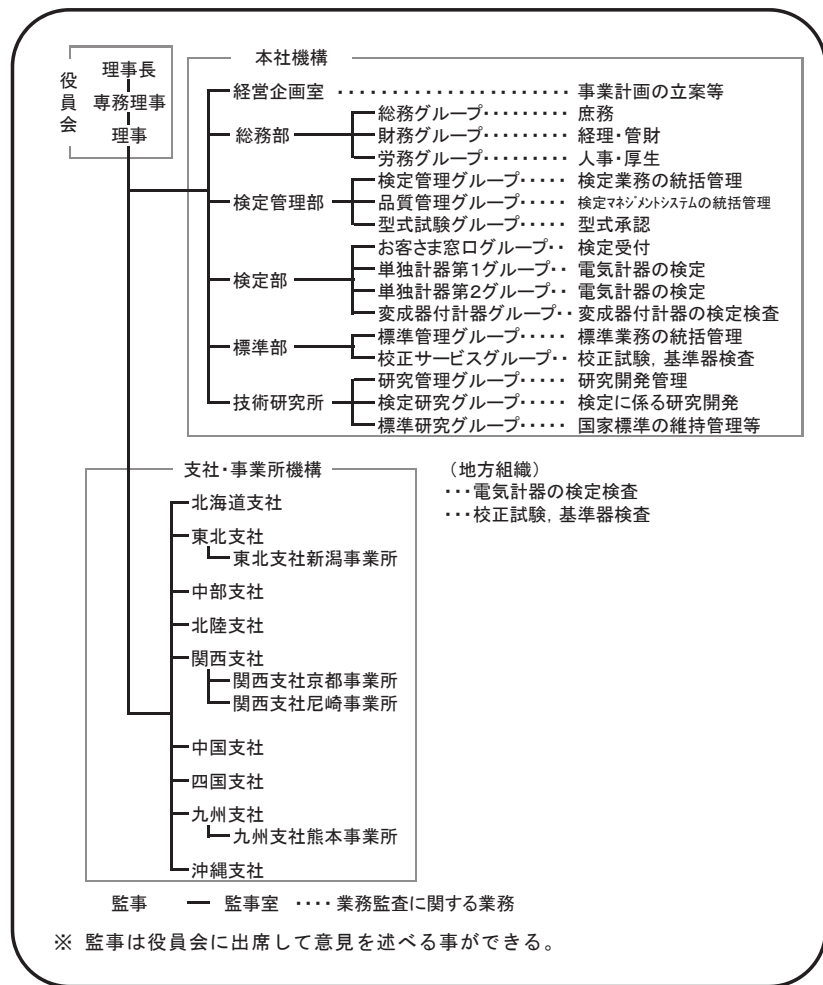
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	1人	3期	1人	1人	中国通商産業局産業部長
理事	常勤	6人以内	65歳	2年	2人	2期	2人	0人	—
	4期					1人	0人	—	
監事	非常勤	2人以内	70歳	2年	1人	2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	42,288	5,959	17,975	66,222
非常勤	—	3,700	—	3,700
合計	42,288	9,659	17,975	69,922

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	510人
非常勤	現員	定数	—
			—

9. 貸借対照表 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

借方の部		貸方の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,023,388	流動負債	870,933
現金	648	未払金	318,480
預金	2,036,132	仮受金	152
有価証券	5,639,713	前受金	13,475
貯蔵品	40,456	預り金	35,053
前払金	14,484	賞与引当金	503,773
未収収益	21,527	固定負債	3,452,085
未収入金	259,536	退職給付引当金	3,408,786
仮払金	10,892	資産見返補助金	149

固定資産	14,946,856	その他の固定負債	43,150
有形固定資産	7,662,610	負債合計	4,323,018
無形固定資産	325,692		
投資	6,933,025	固定資産充当資本	4,055,145
その他の固定資産	25,528	資本剰余金	3,359,187
		利益剰余金	11,232,893
		設備等整備積立金	1,500,000
		開発研究積立金	1,000,000
		別途積立金	9,877,628
		当期利益金	△1,144,735
		純資産合計	18,647,225
合計	22,970,243	合計	22,970,243

※記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

## 10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：千円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
事業支出	7,468,703	事業収入	6,163,889
給料諸給	3,863,423	手数料収入	6,112,773
退職給付費用	312,005	付帯収入	49,814
事業諸費	3,293,159	受託業務収入	1,302
交際費	117	事業外収入	221,791
事業外支出	18,697	余裕金運用収入	105,673
雑支出	18,697	貸付金利息収入	1,277
特別損失	51,438	雑収入	114,841
特別損失	51,438	特別利益	8,422
		特別利益	8,422
		小計	6,394,102
		当期損失金	1,144,735
合計	7,538,837	合計	7,538,837

※記載金額は、千円未満を四捨五入して表示している。

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

### （1）資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債権

償却原価法によっている。

#### ロ その他の有価証券

移動平均法に基づく時価法によっている。

#### ② 貯蔵品の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法によっている。

### （2）固定資産の減価償却の方法

#### ① 有価固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以降に取得した「建物」については、定額法によっている。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

- ・建物及び構造物：3～50年
- ・機械装置及び車両運搬具：2～18年
- ・什器・機器類：3～20年

#### ② 無形固定資産

定額法によっている。

### （3）引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

賞与の支給に備えるため支給実績を基礎として支給見込額を計上している。

#### ② 退職給付引当金

退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

### （4）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

#### ② 資産見返補助金の会計処理

補助金を財源として償却資産を取得した場合は、取得に充てられた補助金の金額を資産見返補助金に計上している。資産見返補助金は、毎事業年度、減価償却費に相当する額を取り崩して、雑収入として収益に振り替えている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 軽自動車検査協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館15階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.keikenkyo.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.keikenkyo.or.jp/pub/lic_info/z_info.html	
設立根拠法	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）		
その他、事務・事業に関する法律	自動車重量税法（昭和46年法律第89号）		
	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）		
所管府省（担当課）	国土交通省自動車局整備課		
設立年月日	昭和47年8月24日	民間法人化年月日	昭和62年10月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和47年6月	協会設置の道路運送車両法一部改正法公布	
	昭和47年8月	運輸大臣の設立認可、設立登記	
	昭和48年10月	検査業務開始	
	昭和62年5月	民間法人化の道路運送車両法一部改正法公布	
昭和62年10月	政府出資金を全額返還し、民間法人化		
事業の目的	軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を守るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行う。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 検査対象軽自動車の検査事務</li> <li>② 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務</li> <li>③ 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務</li> <li>④ 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の確認の事務</li> <li>⑤ 前各号の業務に付帯する業務</li> </ol>		

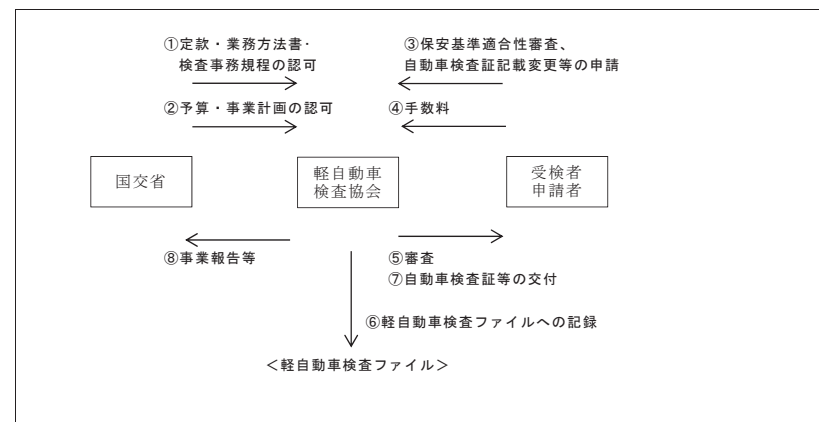
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		
軽自動車の検査に関する事務	軽自動車の検査、自動車重量税及び軽自動車税の納付確認、自動車損害賠償責任保険契約又は自動車損害賠償責任共済契約の締結の確認、自動車検査証及び検査標章の交付など、軽自動車の検査に関する一連の事務を実施。	①新規検査 2,123,007件 ②継続検査 10,747,372件 ③構造等変更検査 12,848件等	有	16,301,476
	道路運送車両法第74条の3	—（※）		
				一般会計

※ 自動車検査証及び検査標章の交付等については、他者の参入不可。

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	15,212,518	15,306,195	15,712,600	16,190,373	16,516,279
内 事業収入額	14,745,525	15,170,326	15,569,261	16,064,466	16,280,167
内 国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
内 国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
その他収入額	466,993	135,869	143,339	125,907	236,112

※1 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※2 千円未満切捨て。

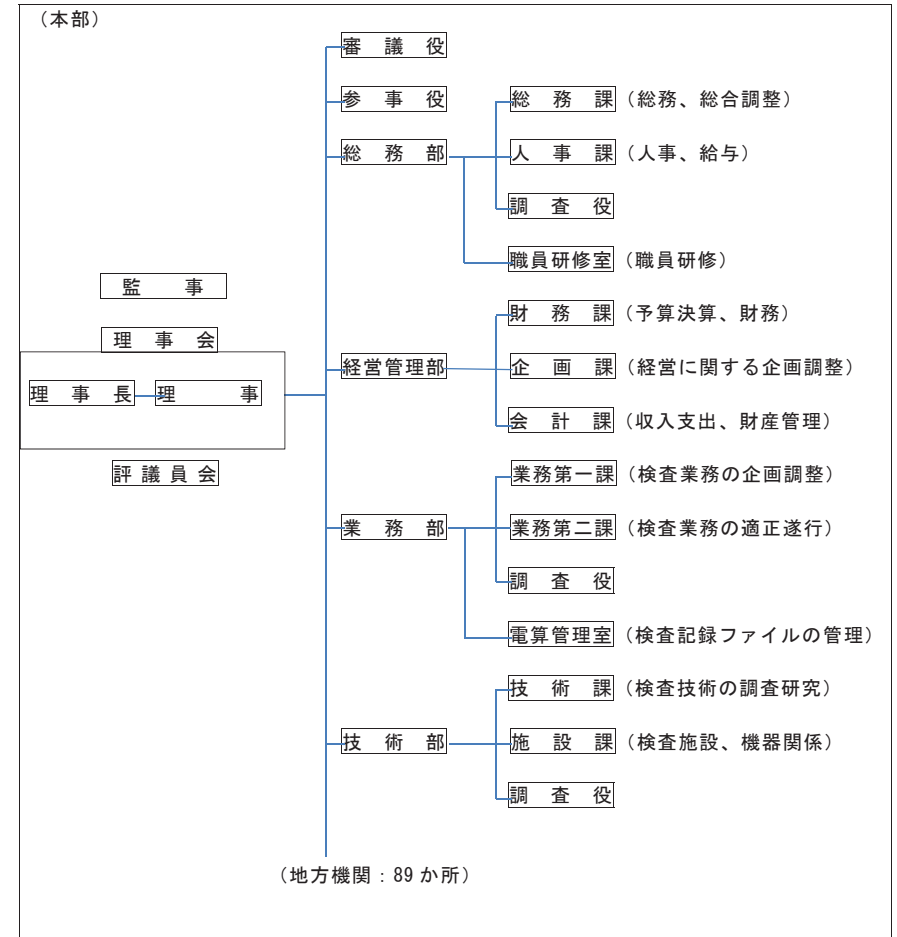
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

該当なし

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	1期	1人	1人	国土交通省自動車交通局技術安全部長
理事	常勤	4人以内	65歳	2年	4人	1期	4人	0人	-
	非常勤	若干人	65歳	2年	4人	1期	3人	0人	-
						2期	1人	0人	-
監事	常勤	2人以内	65歳	2年	2人	1期	2人	0人	-

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	68,580	13,908	24,821	107,309
非常勤	-	-	-	-
合計	68,580	13,908	24,821	107,309

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-
		現員	637人
	非常勤	定数	-
		現員	680人

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	10,761	流動負債	2,546
現金・預金	5,729	短期リース債務	201
有価証券	4,999	未払金	1,298
前払費用	6	未払費用	382
未収収益	25	未払法人税等	8
未収金	0	未払消費税等	1
		預り金	42
固定資産	57,295	前受収益	259
有形固定資産	42,985	賞与引当金	350
建物	10,402	資産除去債務	0
機械・装置	3,091		
車両	34	固定負債	5,067
器具・備品	938	長期リース債務	151
土地	27,739	退職給付引当金	4,886
リース資産	353	資産除去債務	29
建設仮勘定	426		
無形固定資産	1,212	資本	
電話加入権	28	固定資産充当資本	43,939
ソフトウェア	1,150	施設整備積立金	11,022
その他の無形固定資産	33	利益準備金	1,591
投資その他の資産	13,097	当期利益金	3,890
保証金	94		
投資有価証券	13,003		
資産合計	68,057	資産及び負債合計	68,057

※ 百万円未満切捨て。

## 10. 損益計算書（平成 23 年度）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
経常費用	12,535	経常収益	16,421
業務費用	12,535	業務収入	16,280
業務費	4,655	検査手数料収入	16,122
役職員給与	4,643	業務雑収入	157
賞与引当金繰入	350	業務外収益	140
退職給付費用	281	受取利息	42
減価償却費	2,605	雑益	98
特別損失	81		
固定資産売却損	0	特別利益	95
減損損失	81	固定資産売却益	95
法人税、住民税及び事業税	8		
当期利益金	3,890		
合計	16,516	合計	16,516

※ 百万円未満切捨て。

## 11. 重要な会計方針等（平成 23 年度）

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権であるため、償却原価法（定額法）に基づき算定した価額を貸借対照評価額として計上。

### (2) 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、有形固定資産は定率法（平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物は定額法）、無形固定資産は定額法により行っている。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 0 とする定額法を採用している。なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

### (3) 賞与引当金

役職員の賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上。

### (4) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上。

なお、退職給付債務は原則法に基づいて計算し、数理計算上の差異及び過去勤務債務については、発生時に一括費用処理している。

### (5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし



## 日本小型船舶検査機構

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jci.go.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jci.go.jp/jci/jouho.html	
設立根拠法	船舶安全法（昭和8年法律第11号）		
その他、事務・事業に関する法律	小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号） 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）		
所管府省（担当課）	国土交通省海事局検査測度課		
設立年月日	昭和49年1月28日	民間法人化年月日	昭和62年10月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和49年1月	運輸大臣より設立認可	
	昭和49年9月	小型船舶検査事務等開始	
	昭和62年10月	民間法人化	
	平成6年5月	検査対象船舶が「長さ12メートル未満」から「総トン数20トン未満」に拡大	
平成14年4月	登録測度事務開始		
平成16年11月	小型船舶用原動機放出量確認等事務開始		
事業の目的	① 船舶安全法に基づき、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資すること。 ② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うこと。 ③ 小型船舶の登録等に関する法律に基づき、登録測度事務を行うこと。		
主な事務・事業の内容	① 小型船舶検査事務 ② 検定事務 ③ 小型船舶用原動機放出量確認等事務 ④ 登録測度事務 ⑤ 調査、試験及び研究		

### 2. 事務・事業の概要等

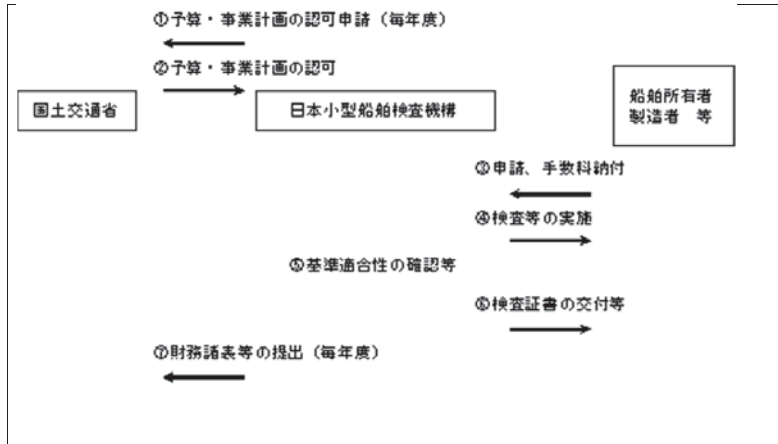
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
小型船舶検査事務	小型船舶の航行区域、最大搭載人員等に応じた船舶安全法に基づく技術基準への適合性の確認を実施。	（平成23年度） ①定期検査 59,490 隻 ②中間検査 53,111 隻 ③臨時検査・臨時航行検査 7,270 隻 等	有	2,346,929 （※）
	船舶安全法第7条の2第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
検定事務	小型船舶用の物件のうち、国の型式承認を取得したもについて製造段階で製品の適合性の確認を実施。	（平成23年度） 218,004 件	有	2,346,929 （※）
	船舶安全法第6条の4第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
小型船舶用原動機放出量確認等事務	原動機に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく放出基準への適合性の確認及び当該原動機の取扱いに当たり遵守すべき事項等同法に基づく記載事項の確認を実施。	（平成23年度） 1,784 件	有	2,346,929 （※）
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の10第1項	—		検査検定確認等勘定（※）
登録測度事務	小型船舶の測度を行い、小型船舶の登録等に関する法律に規定する事項を小型船舶登録原簿に記載。	（平成23年度） ①新規登録：8,217 隻 ②変更・移転・抹消登録等 60,177 隻	有	166,812
	小型船舶の登録等に関する法律第21条第1項	制度的独占		登録測度勘定
調査、試験及び研究	小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究を行う。	（平成23年度） ①特殊小型船舶（PWC）の板厚計測による船体強度確認方法に関する調査研究 ②リチウムイオン電池を動力源とする小型船舶の安全対策に関する調査研究 等	—	9,000
	船舶安全法第25条の27第1項第3号	—		調査、試験及び研究勘定

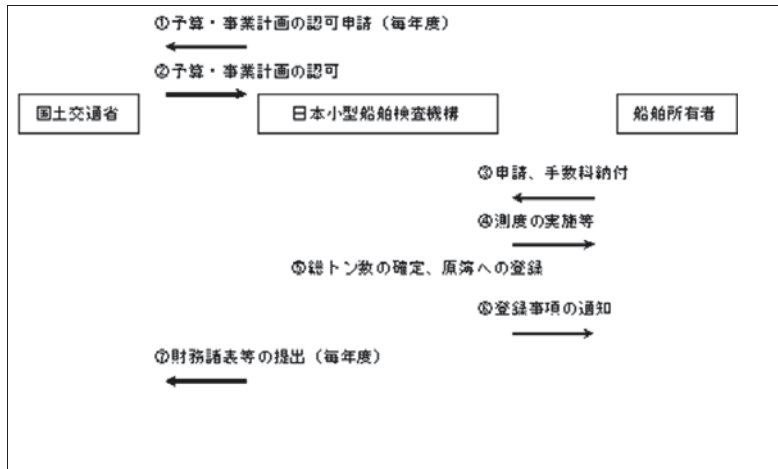
※ 日本小型船舶検査機構においては、小型船舶検査事務、検定事務及び小型船舶用原動機放出量確認等事務を一括して検査検定確認等勘定として経理を行っているため、当該勘定区分の費用全体を記載。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 小型船舶検査事務



② 登録測度事務



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	3,138,782	3,042,085	2,862,299	2,805,090	2,683,089	
内訳	事業収入額	3,078,732	2,979,120	2,796,339	2,744,495	2,622,039
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	60,050	62,965	65,960	60,595	61,050

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

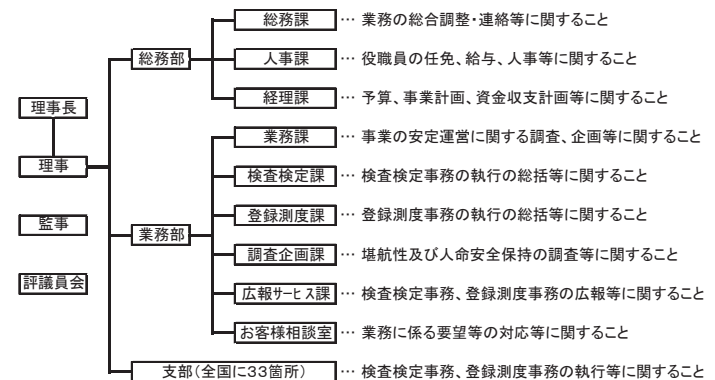
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

該当なし

6. 役員概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
理事長	常勤	1人	70歳	2年	1人	2期	1人	1人	国土交通省海 事局長
理事	常勤	4人 以内	65歳	2年	2人	1期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
	非常勤	4人 以内	65歳	2年	3人	1期	2人	0人	—
						3期	1人	0人	—
監事	常勤	2人 以内	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	37,836	7,921	14,848	60,605
非常勤	—	0	—	—
合計	37,836	7,921	14,848	60,605

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	186
非常勤	非常勤	定数	—
		現員	98

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：百万円）

勘定科目	資産の部			
	金額			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
流動資産	2,479	87	573	2,942
現金・預金	1,260	83	23	1,366
有価証券	998	0	550	1,548
仮払金	6	4	0	10
前払費用	11	0	0	11
未収収益	6	0	0	6
登録測度勘定	197	0	0	(注2) 0
固定資産	7,348	1	0	7,348
有形固定資産	6,541	0	0	6,541
建物	2,555	0	0	2,555
船舶	0	0	0	0
器具・備品	14	0	0	14
土地	3,971	0	0	3,971
無形固定資産	42	0	0	42
ソフトウェア	35	0	0	35
電話加入権	7	0	0	7
投資その他の資産	765	0	0	766
保証金	66	0	0	66
長期保有有価証券	700	0	0	700
資産合計	9,827	87	573	10,290
勘定科目	負債及び資本の部			
	金額			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
流動負債	876	212	0	892
未払消費税	3	0	0	3
未払金	31	0	0	31
未払費用	32	9	0	41
預り金	11	0	0	11
前受収益	693	0	0	693
仮受金	4	0	0	4
賞与引当金	102	7	0	109
検査検定確認等勘定	0	197	0	(注2) 0

固定負債				
退職給付引当金	988	3	0	991
(負債合計)	1,864	215	0	1,883
資本				
基金	0	0	500	500
固定資産充当資本	6,360	0	0	6,360
施設整備積立金	730	0	0	730
利益積立金	742	0	72	814
当期利益金(△損失金)	129	△1	2	130
繰越欠損金	0	△127	0	△127
(資本合計)	7,962	△128	573	8,407
負債・資本合計	9,827	87	573	10,290

(注)

1. 固定資産のうち、建物、船舶、器具・備品及びソフトウェアに係る減価償却は直接控除方式によることとし、その累計額は23年度末1,249百万円である。
2. 内部振替につき合計欄で相殺消去している。

## 10. 損益計算書(平成23年度)

(単位:百万円)

勘定科目	費用の部			
	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
経常費用	2,369	168	9	2,545
業務費	657	135	9	801
一般管理費	1,628	32	0	1,660
一般管理費	1,445	29	0	1,474
賞与引当金繰入	99	2	0	101
退職給付費用	84	1	0	85
減価償却費	84	0	0	84
業務外費用				
雑損	0	0	0	0
特別損失				
前期損益修正損	3	5	0	8
当期利益金	129	—	2	131
合計	2,501	173	10	2,684
	収益の部			
勘定科目	金額			

	検査検定 確認等勘定	登録測度勘定	調査、試験 及び研究勘定	合計
経常収益	2,501	171	10	2,683
業務収入	2,451	171	0	2,622
検査検定手数料収入	2,420	0	0	2,420
確認等手数料収入	28	0	0	28
登録測度手数料収入	0	168	0	168
業務雑収入	3	3	0	6
基金運用収入	0	0	10	10
業務外収益	50	0	1	51
受取利息	27	0	1	28
雑収入	23	0	0	24
当期損失金	—	1	—	1
合計	2,501	173	10	2,684

## 11. 重要な会計方針等(平成23年度)

### (1) 固定資産の減価償却法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産 1,190百万円

無形固定資産 58百万円

### (2) 引当金の計上基準

#### ① 賞与引当金

役職員及び臨時職員に対して支給する賞与に充当するため、過去の支給実績を勘案して計上している。

#### ② 退職給付引当金

役職員に対して支給する退職金に充当するため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額を計上している。

### (3) その他の財務諸表作成のための重要な事項

- 消費税の会計処理方法  
税込方式による。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## (2) 災 害 防 止 関 係 団 体



## 建設業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

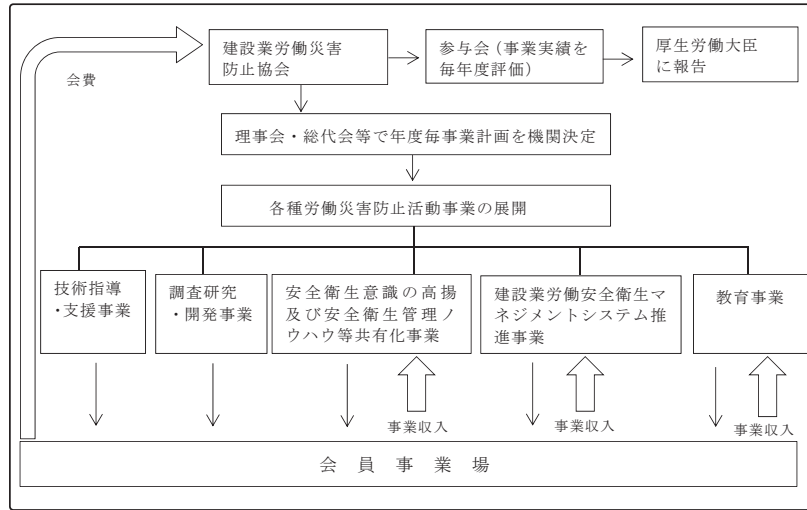
所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kensaibou.or.jp	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kensaibou.or.jp/association/outline.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事項	
	昭和39年9月	労働災害防止団体会法の規定に基づき業種別労働災害防止団体会を設立	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	建設業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。</li> <li>3 機械及び器具について試験及び検査を行うこと。</li> <li>4 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>5 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>6 調査及び広報を行うこと。</li> <li>7 安全衛生物品の普及を図ること。</li> <li>8 上記1～7の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
建設業における労働災害防止活動	1 教育事業	① 本部実施教育（指導者・管理者対象） 14講座、37回 受講者 2,249名 ② 教育センター実施教育（安全衛生教育担当者・建設技術者対象） 17講座、68回 受講者 1,426名 ③ 支部実施教育（労働者対象） 4,146回 受講者 137,834名	有	4,259,119
	2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	① コスモス普及促進 7社、8回 ② コスモス認定 20社、22事業場		
	3 安全衛生教育	① 全国建設業労働災害防止大会（広島）の開催（10月6、7日） 参加者 5,700名 ② 広報関係資料「建設の安全」 年10回発行、各号73,500部ほか ③ 安全衛生図書・用品技能講習用テキスト 115,700部ほか		
	4 調査研究・開発事業	① 安全衛生対策に関する調査研究 ② 建設工事における安全衛生経費の確保等に関する調査研究 ③ 教材等に関する調査研究		
	5 技術指導・支援事業	① 安全・衛生管理士（7人）による技術指導・支援 現場指導627件 講演会95回、9,251名参加 ② 安全指導者（3,495人）による技術指導・支援 現場ハットロール2,929回 延べ活動12,741名		
労働災害防止団体会法第36条	—	—	—	一般会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	2,273,943	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,259,299
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	2,273,943	2,268,408	2,245,525	2,324,302	2,259,299
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	5,456,192	5,260,126	5,337,836	4,628,103	4,202,236	
内 訳	事業収入額	3,218,563	3,126,360	3,303,428	2,868,280	2,819,932
	国等からの補助金等収入額	1,024,514	957,315	918,723	672,040	319,561
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	1,213,116	1,176,451	1,115,684	1,087,783	1,062,743

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
 ※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費等収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

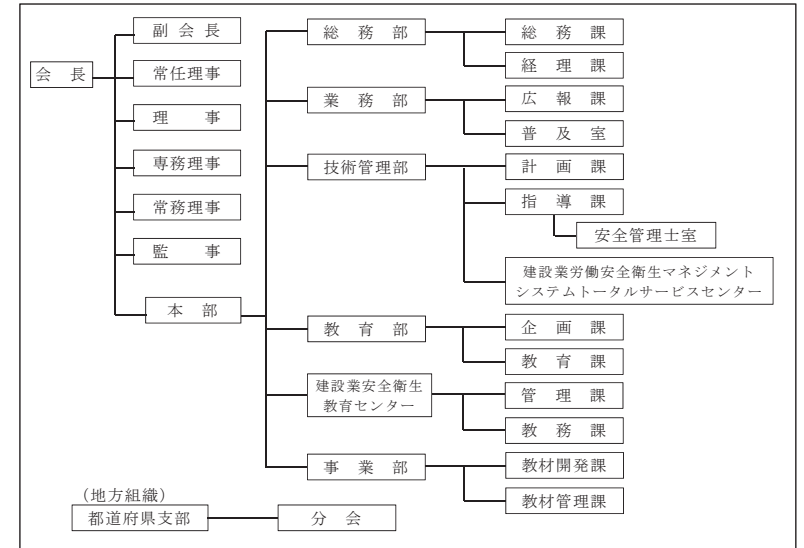
(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動事業、労働災害防止特別活動事業	事務費補助	173,952
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	専門家による技術指導、支援事業、専門工事業者安全活動自立促進事業、中小建設事業者の安全衛生対策支援事業、安全指導者活動		厚生労働省

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円）
		委託府省名
東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業	① 安全衛生に関する諸問題に対応するプラットフォーム（支援のためのセンター等）の開設 ② 安全衛生専門家による巡回指導 ③ 安全衛生専門家による安全衛生相談 ④ 安全衛生専門家による安全衛生教育支援	145,608
		厚生労働省

4. 組織図





5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
1号会員	建設業を営む事業主 (労働災害防止団体会法第42条、定款第5条)	50,897社
2号会員	建設業を営む事業主の団体 (労働災害防止団体会法第42条、定款第5条)	589社
賛助会員	協会の事業目的に賛同する者 (定款第13条)	108社

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況			
						期別	人数	人数	最終官職		
会長	非常勤	1人	原則 65歳	2年	1人	8期	1人	0人	—		
副会長	非常勤	理事のうち若干名		2年	8人	7期	1人	0人	—		
						6期	1人				
						5期	3人				
						4期	1人				
常任理事	非常勤	理事のうち15人以内	2年	12人	4期	3人	0人	—			
					3期	6人					
					2期	3人					
					9期	2人			0人	—	
理事 (副会長、常任理事除く)	非常勤	70人以上 80人以内	2年	49人	8期	1人	1人	国土交通省土地水産部局長	—		
					6期	5人					
					5期	3人				0人	—
					4期	4人				2人	国土技術政策総合研究所副所長 近畿地方建設局長
					3期	18人					
					2期	9人				0人	—
					1期	7人				0人	—
					監事	常勤				3人以上 4人以内	2年
非常勤	(うち1人は常勤)	2年	3人	2期		2人	0人	—			

※会長は、累計10期となるが、上記表には直近の連続した任期を記載。

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	265人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

(単位：円)

資産の部		負債及び基本金の部	
科目	金額	科目	金額
資産		負債	
I 流動資産		I 流動負債	
現金	91,005	未払金	103,262,808
預金	1,302,820,209	預り金	12,632,555
未収金	198,362,017	前受金	20,628,210
貸倒引当金	△454,883	流動負債合計	136,523,573
貯蔵品	222,009,322		
前払金	2,052,412		
流動資産合計	1,724,880,082		
II 固定資産		II 固定負債	
有形固定資産		退職手当引当金	418,078,500
建物	2,684,563	固定負債合計	418,078,500
建物附属設備	315,973	負債合計	554,602,073
構築物	203,966		
器具備品	18,066,289		
土地	360,292,856		
無形固定資産		基本金	
電話加入権	2,578,747	固定資産見返金	397,545,415
ソフトウェア	10,800,209	事業推進積立金	1,574,099,354
長期性預金	200,000,000	職員厚生基金積立金	50,000,000
固定資産合計	594,942,603	功労者顕彰基金積立金	26,000,000
III 特定資産		顕彰費積立金	2,242,343
退職手当引当預金	418,078,500	教育事業基盤整備準備金	128,000,000
功労者顕彰基金積立預金	26,000,000	情報システム構築積立金	80,000,000
職員厚生基金	50,000,000	安全衛生活動推進積立金	1,412,000
特定資産合計	494,078,500	基本金合計	2,259,299,112
合計	2,813,901,185	合計	2,813,901,185

10. 損益計算書（平成 23 年度・概要版）

（単位：円）

費用		収入	
科目	金額	科目	金額
I 管理費		I 会費収入	1,051,609,417
役職員給与	402,252,138	II 本部事業収入	
社会保険料等負担金	65,166,775	広報収入	896,624,828
退職手当引当金繰入	29,505,300	教育収入	35,570,670
管理諸費	152,457,289	安全衛生管理活動収入	1,346,770
管理費合計	649,381,502	職域安全推進センター収入	33,077,420
II 本部事業費		功労者顕彰基金収入	118,079
調査研究費	6,184,554	本部事業収入合計	966,737,767
啓発費	410,079,612	III 安全衛生教育センター収入	133,438,479
教育費	8,064,876	IV 支部事業収入	
安全衛生管理活動費	38,874,487	支部広報収入	14,596,199
労働災害防止活動特別推進費	107,631,406	支部教育収入	1,704,434,862
職域安全推進センター収入	8,524,081	支部事業収入合計	1,719,031,061
功労者顕彰基金事業費	273,341	V 国庫補助金収入	173,952,124
本部事業費合計	579,632,357	VI 受託事業収入	146,452,046
III 安全衛生教育センター費		VII 雑収入	11,133,272
安全衛生教育センター費	46,274,787	VIII 経常外収益	
安全衛生教育センター維持・運営・整備費	71,599,483	貸倒引当金戻入	51,336
安全衛生教育センター費合計	117,874,270	IX 顕彰費積立金取崩益	155,262
IV 支部事業活動費		X 情報システム構築積立金取崩益	10,000,000
支部運営費	1,581,855,650	XI 安全衛生活動推進積立金取崩益	4,000,000
支部広報費	52,303,948	XII 事業推進積立金取崩益	50,847,509
支部教育費	1,131,270,880		
支部事業活動費合計	2,765,430,478		
V 受託事業費	145,915,910		
VI 減価償却費	8,845,276		
VII 経常外費用			
固定資産除却損	328,480		
合計	4,267,408,273	合計	4,267,408,273

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

（1）たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっている

（2）固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法によりおこなっている。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、普及資料収入に対する未収金については当該事業年度末残高の 1/100 を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 退職手当引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、内規に基づき計上している。

（4）消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.rikusai.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.rikusai.or.jp/public/gaiyou/kokai/kokai.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年8月15日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事項	
	昭和39年8月	労働災害防止団体会法の規定に基づき業種別労働災害防止団体を設立	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	陸上貨物運送事業に属する事業の事業主及びその事業主の団体によって組織し、陸上貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動を促進し、もって労働災害防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。</li> <li>機械及び器具について試験及び検査を行うこと。</li> <li>労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>調査及び広報を行うこと。</li> <li>安全衛生物品の普及を図ること。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

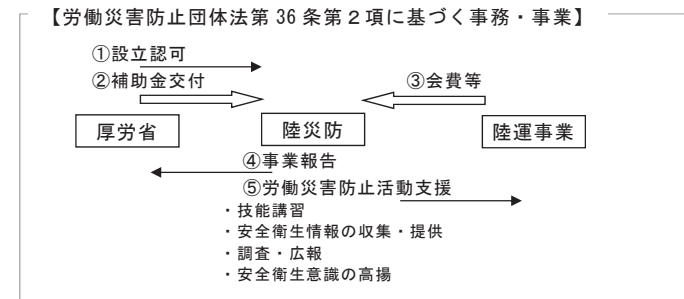
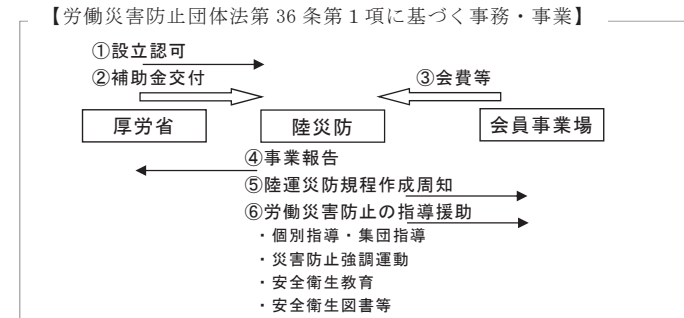
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
労働災害防止団体会法第36条第1項に基づく事務・事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>陸上貨物運送事業労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行うこと。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>会員事業場に対する個別指導、集団指導の実施</li> <li>労働災害防止強調運動の実施</li> <li>安全衛生教育の実施</li> </ol> </li> <li>安全衛生関係図書の作成</li> </ol>	労働災害防止規程の改正（平成23年5月変更申請、同年7月4日認可）  ・個別指導：57回、111事業場 ・集団指導：210回、8,713事業場  夏期労働災害防止強調運動（7月）及び年末・年始労働災害防止強調運動（12月～1月）にて実施要領・安全ポスター、安全旗などを作成の上展開。  ・安全管理者選任時研修：6回、163名 ・フォークリフト運転業務従事者安全教育：65回、1,922名 ・積卸し作業指揮者教育：51回、1,742名 ・交通労働災害防止担当管理者教育：38回、2,114名 ・リスクアセスメント研修：38回、852名  ・安全衛生のしおり（平成23年版）：5,193部 ・「交通労働災害防止のためのガイドライン解説書」の作成 ・「フォークリフトの安全Q&A」の作成	有	1,840,782 (※)
	労働災害防止団体会法第36条第1項	-		一般会計
労働災害防止団体会法第36条第2項に基づく事務・事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> </ol>	・フォークリフト運転技能講習：1,841回、受講者数：39,357名 ・はい作業主任者技能講習：130回、受講者数：6,289名	有	

<p>2 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>3 調査及び広報を行うこと。</p>	<p>・玉掛け技能講習： 74回 受講者数：1,514名</p> <p>死亡災害等労働災害情報の収集並びに災害原因及びその対策等の情報の提供</p> <p>【調査】 「フォークリフトを使用した荷役関連作業に関する安全荷役作業評価についての調査研究」、「IT機器を活用した安全衛生管理手法導入の実態調査」、「脳・心臓疾患等の労災認定等に関する情報の把握と再発防止対策の検討」</p> <p>【広報】 ○広報紙「陸運と安全衛生」（年間合計：606,000部） ○安全衛生用品等 ・安全ポスター： 12,042枚 ・労働災害防止強調運動期間用各種のぼり： 24,921枚 ・安全記録カレンダー： 5,375部 ・フォークリフト運転者安全ポケットブック： 1,047冊</p> <p>・第47回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会（10月27日） ・第26回全国フォークリフト運転競技大会（10月2日） ・安全衛生表彰（事業場表彰（優良賞17事業場、進歩賞46事業場）等） ・小企業無災害記録表彰（118事業場）</p>	<p>1,840,782 (※)</p>
<p>労働災害防止団体法第36条第2項</p>	<p>—</p>	<p>一般会計</p>

(注) 事業支出額は、一つの会計区分で管理しているため全体額を記載している。

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	109,244	114,969	60,515	87,513	48,241
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	109,244	114,969	60,515	87,513	48,241
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,697,690	2,588,971	2,338,525	2,231,550	1,965,378	
内 訳	事業収入額	1,960,494	1,869,936	1,639,317	1,588,467	1,476,495
	国等からの補助金等収入額	273,868	265,690	260,576	204,881	130,103
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	463,328	453,346	438,632	438,202	358,780

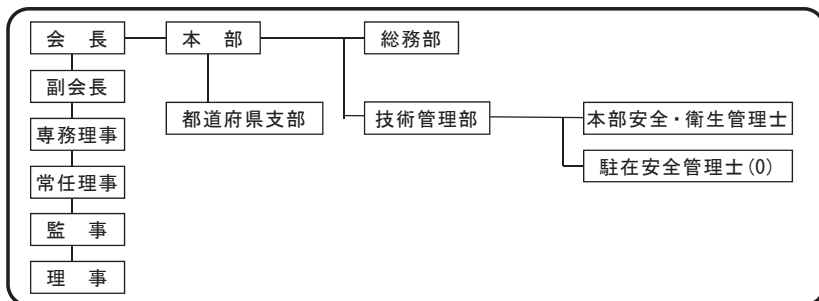
※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補助給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動費 労働災害防止特別活動費	事務費補助	130,103
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	【安全衛生管理活動費】 労働災害防止団体法第12条に基づき設置された安全管理士、衛生管理士の行う労働災害防止に関する技術的な指導、援助を行う。①陸運事業場の安全衛生管理水準の向上のための指導・支援、②陸運業の新たな安全衛生管理手法等の普及・促進 【労働災害防止特別活動費】 労働災害防止の促進を図るためには、地域に密着した活動が必要であり、地域におけるきめ細かい配慮をした事業の実施を図るため、労働災害防止のための特別な活動の促進を行う。①陸運業における重篤な労働災害等の防止を推進するための特別な取組の実施、②陸運業における労働災害防止を推進するために必要な安全衛生教育の実施		厚生労働省

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
事業場会員	貨物自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く）、第一種貨物利用運送事業又は第二種貨物利用運送事業の事業主等	46,439
団体会員	同上の事業主団体	49
賛助会員	本会の目的に賛同する者	35

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干名	—	2年	88人	3期	3人	0人	—
						2期	1人		
						1期	6人		
専務理事	常勤	1人	65歳	2年	2期	1人	0人	—	
常任理事	非常勤	若干名	—	2年	88人	3期	1人	2人	関東運輸局長
						1期	1人		
						3期	27人		
理事	非常勤	83～110人	—	2年	88人	2期	13人	0人	—
						1期	35人		
						3期	27人		
監事	非常勤	3人以内	—	2年	2人	3期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	7,372	1,505	2,898	11,775
非常勤	800	—	—	800
合計	8,172	1,505	2,898	12,575

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	11人
非常勤	定数	—	
	現員	1人	

9. 貸借対照表（平成23年度）

（単位：円）

資 産		負 債 及 び 基 本 金	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産		II 負債	
1 流動資産		1 流動負債	
現金	34,685	未払金	62,803,465
預貯金	95,189,192	預り金	3,566,610
未収金	5,993,135	流動負債合計	66,370,075
貸倒引当金	△59,931		
貯蔵品	7,279,516		
流動資産合計	108,436,597		
2 固定資産		2 固定負債	
[有形固定資産]		退職手当引当金	63,640,700
車両運搬具	5,120,840	研究開発引当金	25,000,000
器具備品	441,886	継続事業引当金	40,300,000
[無形固定資産]		固定負債合計	128,940,700
保証金	612,000	負債合計	195,310,775
固定資産合計	6,174,726		
3 特定資産			
退職手当積立金	63,640,700	III 基本金	
研究開発積立金	25,000,000	繰越剰余金	87,512,554
継続事業積立金	40,300,000	当期増減額	△39,271,306
特定資産合計	128,940,700	基本金合計	48,241,248
合 計	243,552,023	合 計	243,552,023

10. 損益計算書（平成23年度）

（単位：円）

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 管理費		I 会費収入	357,816,000
役員員給与	169,241,599		
社会保険料等負担金	27,625,225	II 事業収入	
退職手当引当金繰入	7,608,000	広報収入	104,831,459
退職金	4,095,700	教育収入	5,283,605
管理諸費	31,352,633	事業収入合計	110,115,064
管理費合計	239,923,157		
II 事業費		III 支部事業収入	
安全衛生管理活動費	30,771,706	教育収入	1,366,379,706
労働災害防止特別活動費	1,712,779		
調査研究費	686,590	IV 国庫補助金収入	179,865,000
広報費	49,163,558		
教育費	2,435,499	V 事業外収入	
管理士活動費	851,468	雑収入	964,129
労働災害防止活動特別推進費	68,595,350	特定資産取崩収入	29,095,700
事業費合計	154,216,950	事業外収入合計	30,059,829
III 支部事業活動費			
支部運営費	320,984,100		
教育費	1,366,379,706	収益合計	2,044,235,599
支部事業活動費合計	1,687,363,806		
IV 事業外費用			
減価償却費	1,761,306		
貸倒償却費	24,850		
固定資産除却損	216,836		
事業外費用合計	2,002,992	当期純損失	39,271,306
合 計	2,083,506,905	合 計	2,083,506,905

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却方法  
法人税法の基準を採用し、定額法によりおこなっている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。  
有形固定資産 40,084,572円
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
普及資料等に対する未収金の貸倒れによる損失に備えるため、法定繰入率10/1,000を計上している。
  - ② 退職手当引当金  
役員員の退職手当の支払いに充てるため、期末要支給額の範囲で計上している。
- (4) 消費税等の会計処理方法  
税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

## 林業・木材製造業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.rinsaibou.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.rinsaibou.or.jp/cont01/items05/0105_idx.html	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省（労働基準局安全衛生部計画課）		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年9月	「林業労働災害防止協会」設立	
	昭和58年1月	名称を「林業・木材製造業労働災害防止協会（略称：林材業労災防止協会）」に改める	
	平成元年7月	民間法人化	
事業の目的	林業及び木材製造業（以下「林材業」という。）を営む事業主及びその団体によって組織し、林材業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し、援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって林材業における労働災害の防止を図る。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生教育研修</li> <li>「林材業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業</li> <li>振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業</li> <li>安全衛生教育訓練のための集団指導事業</li> <li>林材業リスクアセスメントの普及促進</li> <li>調査研究事業</li> <li>表彰事業</li> <li>全国林材業労働災害防止大会</li> <li>広報事業</li> <li>安全衛生図書・用品の作成頒布</li> </ul>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要（平成23年度）

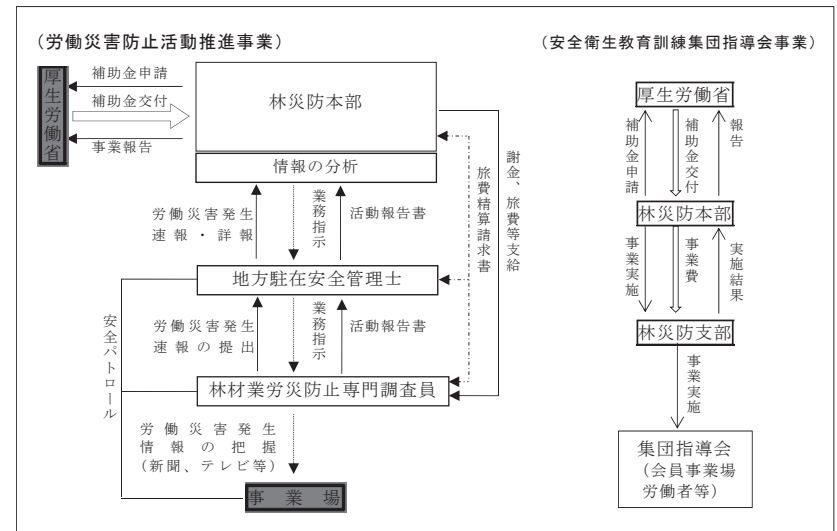
事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
安全衛生管理活動事業	<p>(1) 林材業労災防止専門調査員による労働災害防止活動支援事業 「林材業労災防止専門調査員」を都道府県ごとに配置し、安全管理士の指揮の下、合同安全パトロール、労働災害情報の収集、労働災害調査等を実施して、労働災害の防止を図る。</p> <p>(2) 安全衛生教育訓練集団指導会事業 安全衛生教育訓練集団指導会事業を支部単位で開催実施。 (平成23年度) 林業現場責任者（班長、リーダー）を対象とする安全衛生教育訓練集団指導会</p>	<p>①現場安全パトロール 47都道府県 214回（256事業場）</p> <p>②労働災害調査 21道府県 36回</p> <p>③集団指導 21道府県 49回（3,272人）</p> <p>④個別指導 36道府県 131事業場 ほか</p> <p>林業現場責任者集団指導会 47都道府県 88回（4,237人）</p>	—	36,463
	労働災害防止団体会法第36条	—		一般会計
安全衛生教育事業	労働安全衛生法令等に基づく各種安全衛生教育を推進するとともに、技能講習等による資格取得を促進するとともに、労働安全衛生対策に係る研修に必要な情報を提供し、安全衛生教育テキスト等を頒布し、安全衛生教育の充実と促進を図った。	<p>①技能講習、安全衛生特別教育、能力向上教育及び安全教育等を実施（受講者数 延べ 39,817人）</p> <p>②図書教材等の作成、頒布</p> <p>③月刊情報誌「林材安全」の発行 年12回 40,300部</p> <p>④標語応募総数 171点 ポスター作成頒布数 17,000枚</p>	有	753,026
	労働災害防止団体会法第36条	—		一般会計
労働災害防止特別活動推進事業	(1) 林業チェーンソー取扱労働者健診促進事業の実施 チェーンソー取扱労働		—	49,802

	<p>者の振動障害特殊健診の実施状況の把握</p> <p>(2) 林業巡回特殊健康診断事業の実施</p> <p>林業労働者の振動障害の予防を図るため、健診班を編成して巡回することによって受診機会の少ない労働者に対し、特殊健康診断を実施した。</p> <p>また、健診促進事業に登録されている事業主(約3,500事業場)に対しては、特殊健康診断の通知及び受診勧奨文を送付して周知を図った。</p>	<p>① 特殊健診受診者数(振動障害特殊健診実施状況調査による)</p> <p>18,681人</p> <p>② 上記のうち林業巡回特殊健康診断事業による受診者数(厚生労働省補助事業助成対象受診者数)</p> <p>17,036人</p>			一般会計
	労働災害防止団体系36条	—			一般会計
広報啓発活動事業	<p>(1) 林材業に携わる関係者の安全意識高揚を図るために右記の事業を実施</p>	<p>① 全国労働災害防止大会の開催</p> <p>参加者 850人</p> <p>② 「林材業労働災害防止月間」の設定</p> <p>③ 功労者等の表彰等</p> <p>④ 「林材業安全技能師範制度」25周年記念事業の取組み</p> <p>⑤ 産業安全100年記念事業への協力</p>			一般会計
	<p>(2) また、会員をはじめ広く安全衛生情報の共有を図るため右記の事業を実施</p>	<p>① 労働災害情報の収集分析と提供</p> <p>i) 労働災害発生状況速報(毎月)</p> <p>ii) 死亡災害事例速報</p> <p>iii) 月刊情報誌「林材安全」への労働災害事例掲載(随時)</p> <p>iv) HPへの労働災害発生状況、死亡災害速報の掲載(随時)</p> <p>② HPによる情報の発信</p> <p>・随時更新 年総アクセス件数 62,141</p>	—	3,214	一般会計

	労働災害防止団体系36条	件			一般会計
調査研究事業	労働災害が多い作業について、学識経験者や作業技術に精通した専門家をまじえた委員会を設置し、労働災害の発生状況の調査、分析を行い、安全衛生管理体制、安全な作業を行う手順、手法など労働災害防止対策の調査、研究を実施	<p>林業事業場における安全技術指導体制のあり方に関する調査研究</p> <p>3年間にわたって実施した林業事業場における安全技術指導体制の在り方に関する調査、検討の最終年度として、班長が指導している新規就労者を中心とする作業者への技術・技能の指導効果について、班長と作業者にアンケートを行い、適切な指導体制の実施</p>	—		一般会計
	労働災害防止団体系36条	—			一般会計

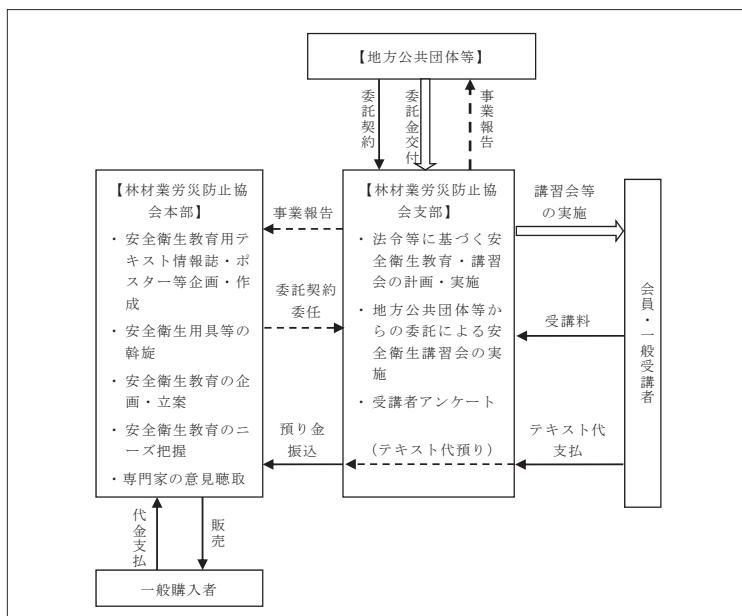
(2) 主な事務・事業の仕組み(業務及び資金の流れ)

【安全衛生管理活動事業】

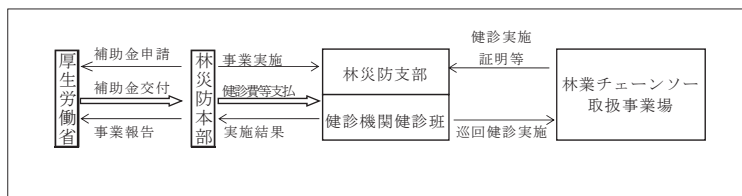




【安全衛生教育事業】



②労働災害防止特別活動推進事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在)

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	58,259	52,517	63,886	173,196	217,901
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	58,259	52,517	63,886	173,196	217,901
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,583,999	1,521,926	1,634,726	1,512,833	1,190,698
事業収入額	1,123,081	1,065,309	1,197,562	1,208,251	978,942
国等からの補助金等収入額	367,157	365,913	349,304	220,207	129,442
国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
会費収入等額	93,761	90,704	87,860	84,376	82,313

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※ 「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。

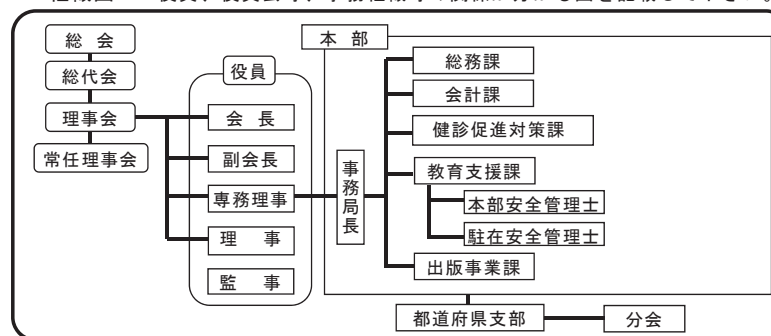
※ 「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

区分	補助金等の名称 補助等の目的	補助等対象事業の名称 補助等対象事業の内容	事業の性質	金額(千円) 交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	①安全衛生管理活動事業 ②労働災害防止特別活動推進事業	事務費補助	129,442 厚生労働省
	事業主、事業主の団体が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことによる、労働災害の防止を図ることを目的とする。	・専門調査員による労働災害防止活動事業 ・林業現場責任者安全衛生教育訓練事業 ・振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業		

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))【該当なし】

4. 組織図・役員、役員会等、事務組織等の関係が分かる図を記載して下さい。



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
個人会員	林材業を営む事業主	10,318
団体会員	林材業を営む事業主の団体	887
賛助会員	協会の目的に賛同するもの	197
名誉会員	協会又は林材業の労働災害防止に功勞のあったもの	0

6. 役員数（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	原則65歳 ※非常勤役員については、当該役員 の知識及び経験等が協会の運営上 特に必要である場合には、在任年 齢を超えて選任することができる。	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	3人以上		2年	2人	4期	1人	0人	-
専務理事	非常勤	1人		2年	1人	1期	1人	0人	-
常任理事	非常勤	若干名		2年	15人	2期	1人	0人	-
						6期	2人	0人	-
						4期	2人	0人	-
						3期	4人	0人	-
理事	非常勤	60人以上 70人以内 (※)		2年	36人 (会長、会 副 長、専 務 理 事、常 任 理 事、除 く)	2期	6人	0人	-
						1期	1人	0人	-
						11期	1人	0人	-
						5期	10人	0人	-
						4期	7人	0人	-
			3期			8人	0人	-	
監事	非常勤	2人以上 4人以内	2年	2人	2期	8人	0人	-	
					1期	2人	0人	-	
						8期	1人	0人	-
						1期	1人	0人	-

※ 理事の定数（60人以上70人以内）については、会長、副会長である理事、専務理事及び常任理事を含む。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	-	-	-	-
非常勤	1,375	33	-	1,408
合計	1,375	33	-	1,408

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	-	非常勤	定数	-
		現員	15人		現員	1人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>流動資産</b>	266,302,018	<b>流動負債</b>	49,886,663
現金	0	未払金	48,035,885
預金	225,450,223	預り金	1,850,778
未収金	3,395,475		
貸倒引当金	△24,390	引当金	86,482,800
仮払金	18,408,900	退職手当引当金	46,482,800
前払金	0	機器部品等引当金	40,000,000
貯蔵品	19,071,810		
<b>固定資産</b>	1,485,354	<b>基本金</b>	217,900,709
器具備品	2,576,604	繰越剰余金	173,196,356
減価償却累計額	△1,091,250	当期剰余金	44,704,353
<b>特定資産</b>	86,482,800		
退職手当積立金	46,482,800		
機器部備品等積立金	40,000,000		
合計	354,270,172	合計	354,270,172

10. 損益計算書（平成23年度）

自平成23年4月1日至平成24年3月31日（単位：円）

費用		収益	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>管理費</b>	162,674,727	<b>会費収入</b>	81,987,095
役員給与	82,125,195	会費収入	81,987,095
社会保険料負担金	15,412,936		
退職手当引当金繰入	393,900	<b>事業収入</b>	978,942,043
非常勤役員手当	4,497,560	安全衛生啓発収入	237,973,070
管理諸費	60,245,136	支部事業収入	740,968,973
<b>事業費</b>	166,159,770		
安全衛生調査研究費	548,316	<b>国庫補助金収入</b>	129,762,363
安全衛生啓発費	66,285,674	労働災害防止対策費補助金収入	129,762,363
安全衛生管理活動費	42,627,863		
労働災害防止特別活動推進費	56,697,917	<b>事業外収入</b>	335,557
<b>支部事業活動費</b>	817,196,068	雑収入	326,302
支部運営費	76,227,095	貸倒引当金戻入	9,255
支部事業費	740,968,973		
<b>事業外費用</b>	292,140		
貸倒償却費	24,390		
減価償却費	267,750		
当期剰余金繰入	44,704,353		
合計	1,191,027,058	合計	1,191,027,058

11. 重要な会計方針（平成23年度） 省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】

## 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kouwansaibou.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kouwan.sakura.ne.jp/saibou/annai/disclosure.shtml	
設立根拠法	労働災害防止団体会法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年 月	事 項	
	昭和39年9月 平成元年7月	港湾貨物運送事業労働災害防止協会設立 特別民間法人化	
事業の目的	港湾貨物運送事業について、労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害の防止を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	① 労働災害防止規程を設定すること ② 技術的な事項について指導及び援助を行うこと ③ 機械及び器具について試験及び検査を行うこと ④ 労働者の技能に関する講習を行うこと ⑤ 情報及び資料を収集し及び提供すること ⑥ 調査及び広報を行うこと ⑦ 安全衛生物品の普及を図ること		

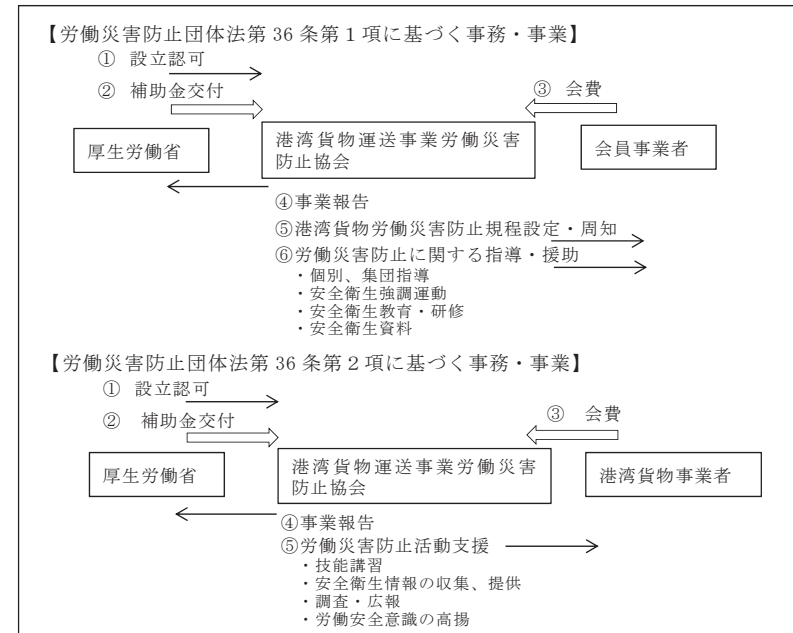
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
労働災害防止団体会法第36条第1項に基づく事務・事業	一 港湾貨物運送事業労働災害防止規程を設定すること  二 労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助  1 港湾荷役現場等の安全確保の個別、集団指導の実施  2 安全衛生強調運動の実施  3 安全衛生教育・研修等の実施  4 安全衛生資料の作成	一 規程の周知  二 労働災害防止に関する技術的な事項について指導及び援助 1 港湾荷役現場等の安全指導 ① 個別・巡回指導 2,335回 ② 集団指導等 485回 ③ 調査等 169回 2 安全衛生強調運動 ① 港湾労働安全強調期間（7～9月） ② 港湾労働衛生強調月間（10月） ③ 年末年始港湾無災害強調期間（12～1月） 上記の各期間・月間に開催要領・ポスターを作成し運動を展開 3 安全衛生教育・研修等 20回、908名 4 安全衛生資料の作成 教育資料「危険予知・指差呼称手帳」等7種類を発行、改訂	有	343,712
	労働災害防止団体会法第36条第1項	-	-	-
労働災害防止団体会法第36条第2項に基づく事務・事業	一 労働者の技能に関する講習の実施	一 労働者の技能に関する講習 開催 282回 受講者 6,214名	有	
	二 情報及び資料の収集並びに提供	二 情報及び資料の収集・提供		

		<p>1 死亡災害等災害情報の収集並びに原因及び対策の情報提供</p> <p>2 安全衛生工夫改善事例等の安全衛生取組事例の収集・提供</p> <p>3 災害統計及び安全衛生管理の基礎知識・対策を掲載した「安全衛生のしおり」の作成配布</p>	
三 調査及び広報の実施		<p>三 調査及び広報の実施</p> <p>1 調査 港湾の休業4日以上災害について集計分析「港湾貨物運送事業の災害発生状況」作成</p> <p>2 広報 ①機関誌「港湾防災」発行 4,400部/毎月 ②各安全衛生強調運動のポスター 各7千枚 ③指差呼称の実施・定着のためのポスター 7千枚</p>	
1 調査			
2 広報			
四 労働安全意識の高揚		<p>四 労働安全意識の高揚</p> <p>①安全衛生表彰 ・事業場表彰 (優良賞11事業場、努力賞10事業場) ・個人表彰 (功労賞15名、功績賞(イ)22名、功績賞(ロ)4名、発明考案賞1名)</p> <p>②無災害記録表彰 ・港湾労災防止協会無災害記録証185事業場</p>	
	労働災害防止団体法第36条第2項	-	-

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	393,769	409,736	372,191	360,853	351,371
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	393,769	409,736	372,191	360,853	351,371
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	751,343	752,012	713,885	642,736	725,629	
内訳	事業収入額	267,275	269,056	253,415	224,126	275,754
	国等からの補助金等収入額	237,894	238,128	226,509	201,964	153,446
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	会費収入等額	246,174	244,829	233,962	216,646	296,429

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
 ※「国等からの補助金等収入額」欄には、確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
 ※「会費収入等額」欄には、会費収入、団体助成金、事業外収入及び運営費協力金を計上。

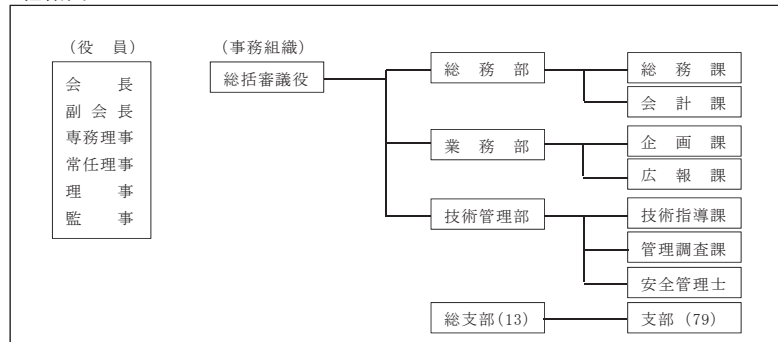
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	安全衛生管理活動費 労働災害防止活動特別推進費	事務費補助	153,446
	労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行うこと等によって、事業主及び事業主団体の行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害の防止を図る。	【安全衛生管理活動費】 ・ 中小港湾運送事業者の安全衛生水準向上のための個別指導の実施 【労働災害防止活動特別推進費】 ・ 同種災害の防止、荷役作業現場の安全確保のための荷役作業現場パトロール活動の積極的展開 ・ 中小港湾運送事業者の安全衛生水準の向上を担う次世代の育成等の推進		厚生労働省

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

【該当なし】

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	港湾貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体	1,729
賛助会員	本会の目的に賛同するもの	49
特別会員	本会に特別の協力関係を有するもの	12

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人		2年	1人	14期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干名		2年	3人	5期	1人	0人	—
						3期	1人※1	0人	—
						1期	1人※2	0人	—
専務理事	常勤	1人		2年	0人	—	—	—	—
	非常勤	—		2年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	非常勤	—		2年	0人	—	—	—	—
常任理事	非常勤	60人以上80人以内 (副会長である理事を含む)		2年	14人※2	7期	1人	0人	—
						6期	3人	0人	—
						5期	1人	0人	—
						4期	1人	0人	—
						3期	3人	0人	—
						2期	4人	0人	—
						1期	1人	0人	—
						10期	1人	0人	—
						9期	2人	0人	—
						8期	3人	0人	—
理事	非常勤	3人以内		2年	46人※1	7期	2人	0人	—
						6期	2人	0人	—
						5期	5人	0人	—
						4期	4人	0人	—
						3期	14人	0人	—
						2期	11人	0人	—
						1期	2人	0人	—
						4期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—
監事	非常勤	3人以内		2年	3人	4期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

※1 副会長のうち1人は、理事（5期）を兼任。上記表、理事現員（46人）には算入済。  
 ※2 副会長のうち1人は、常任理事（2期）を兼任。上記表、常任理事の現員（14人）には算入済。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	1,080	—	—	1,080
合計	1,080	—	—	1,080

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—	非常勤	定数	—
		現員			現員	
		20人			1人	

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産		流動負債	
現金	4,955,261	未払金	57,281,520
預金	416,517,437	預り金	2,956,615
未収金	11,128,479	前受金	3,184,900
在庫品	10,556,683	仮受金	0
仮払金	0	仮受消費税	1,460,994
前払金	158,611		
立替金	4,080,771	流動負債合計	64,884,029
流動資産合計	447,397,242		
固定資産		固定負債	
[有形固定資産]		退職手当引当金	76,076,768
器具備品	18,698,589	機器備品等引当金	135,450,841
車両及び運搬具	23,494,190	視聴覚教材等引当金	34,040,738
減価償却累計額	△36,015,417	資産見返補助金	995,242
有形固定資産合計	6,177,362	固定負債合計	246,563,589
[無形固定資産]			
電話加入権	369,046	負債合計	311,447,618
労災統計管理システム	80,500		
無形固定資産合計	449,546	基本金	
固定資産合計	6,626,908	基本金	360,853,281
		当期繰越金	△9,481,581
その他の資産		基本金合計	351,371,700
退職手当基金	66,885,049		
機器備品等基金	106,766,219		
視聴覚教材等基金	35,143,900		
その他の資産合計	208,795,168		
合計	662,819,318	合計	662,819,318

10. 損益計算書（平成23年度・概要版）

自）平成23年4月1日 至）平成24年3月31日（単位：円）

費用		収益	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
管理費	388,935,185	会費収入	201,214,439
役員給与	240,164,420	一般会費収入	199,154,439
社会保険料等負担金	35,898,808	賛助会収入	2,060,000
退職手当積立金	4,006,258	事業収入	272,335,937
退職手当	10,534,100	広報事業収入	67,096,600
管理諸費	98,331,599	教育事業収入	167,345,289
事業費	342,968,646	防災特別事業収入	37,894,048
広報事業費	62,254,559	他団体等助成金収入	6,643,390
教育事業費	104,227,645	事務受託収入	3,417,960
防災特別事業費	176,486,442	事業外収入	5,169,089
事業外費用	14,323,327	運営費協力金収入	83,401,933
		国庫補助金収入	153,446,333
当期基本金繰入	△9,481,581	退職手当基金取崩収入	10,534,100
		資産見返補助金戻入収入	582,396
合計	736,745,577	合計	736,745,577

11. 重要な会計方針（平成23年度）

(1) 固定資産の減価償却について

器具備品

定額法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職手当引当金

期末退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

機器備品等引当金

機器備品等の更新・修繕に要する額に相当する金額を計上している。

視聴覚教材等整備引当金

視聴覚教材等の整備・更新・修繕に要する額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲については、現金、預金、未収金、仮払金、立替金、未払金、預り金、前受金、仮受金及び仮受消費税を含めることにしている。

12. 基金抛却又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

【該当なし】

## 鉱業労働災害防止協会

### 1. 法人概況

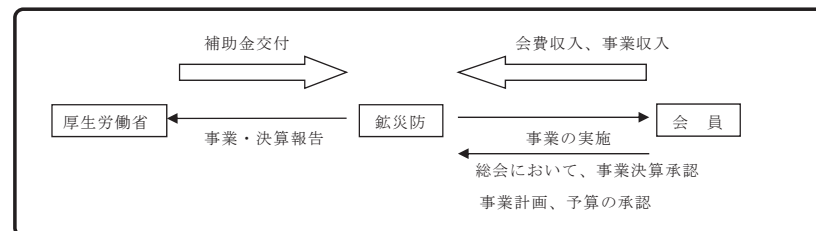
所在地	東京都港区芝5丁目35番1号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.kosaibo.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.kosaibo.or.jp/sub/frame_mshaj.html	
設立根拠法	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官		
設立年月日	昭和39年10月1日	民間法人化年月日	平成元年7月18日
沿革	年月	事項	
	昭和39年10月 平成元年7月	協会設立 特別民間法人化	
事業の目的	<p>鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）及び鉱業権者の団体並びに採石業者及び採石業者の団体によって組織し、鉱業権者及び採石業者の団体並びに採石業者及び採石業者の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他の労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、鉱業に係る労働災害の防止を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術的な事項について、指導及び援助を行うこと。</li> <li>2 機械及び器具について、試験及び検査を行うこと。</li> <li>3 労働者の技能に関する講習を行うこと。</li> <li>4 情報及び資料を収集し、及び提供をすること。</li> <li>5 調査及び広報を行うこと。</li> <li>6 安全衛生物品の普及を図ること。</li> <li>7 労働災害防止規程（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安を除く。）を設定すること。</li> <li>8 前各号の業務に付帯する業務を行うこと。</li> </ol>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円）
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
労働災害防止対策事業	年間を通じた委員会の開催による鉱山保安・採石業の安全のためのテキストの作成・販売等、年間を通じた百数十回に及ぶ保安・安全教育のための講習、毎月の広報誌の発行、10月の全国鉱業安全衛生大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱山における民間資格創設の検討（2年計画）</li> <li>・採石業労働災害防止指導基準書作成の検討（2年計画）</li> <li>・広報誌（年間10,580部発行）</li> <li>・講習会（145回、受講者3,876名）</li> </ul>	有	72,148
	労働災害防止団体法第36条	—		一般会計

#### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	178,027	161,909	149,887	147,860	122,150
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	178,027	161,909	149,887	147,860	122,150
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	190,459	182,826	180,908	171,972	132,039	
内訳	事業収入額	64,171	60,962	57,594	54,186	50,575
	国等からの補助金等収入額	96,467	91,913	93,961	89,166	53,532
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入等額	29,821	29,951	29,353	28,621	27,932

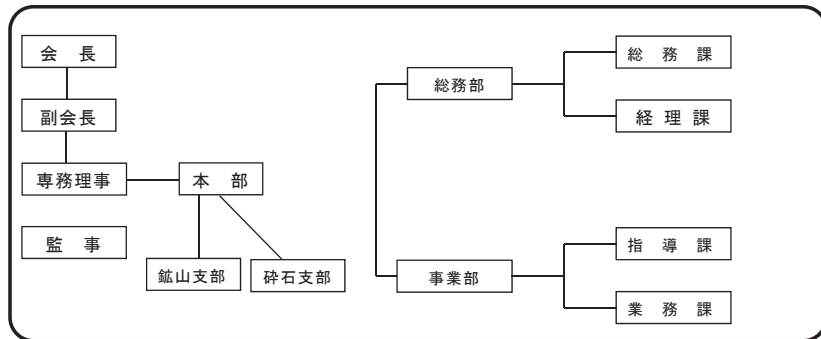
※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	労働災害防止対策事業	事務費補助	53,532
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。	中小企業支援事業として、中小鉱山における保安責任者等の保安技術レベルの検討、保安教育ガイドライン作成の検討、採石業労働災害防止指導基準書作成の件などの事業、安全衛生管理士等による安全衛生講習会の実施、現場パトロール及び防災対策会議の実施		

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
会員	鉱業権者及び鉱業権者の団体 採石業者及び採石業者の団体	203
賛助会員	本会の目的に賛同する者	24

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	原則65歳 最大70歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	理事のうち5人以内	〃	2年	4人	1期	4人	1人	経済産業省大臣官房技術総括審議官
常任理事	非常勤	理事のうち若干名	〃	2年	5人	2期	1人	1人	中部近畿鉱山保安監督部長(独)日本貿易振興機構「ジュネーブ」事務局長
						1期	4人	2人	四国経済産業局長
理事	非常勤	25～50	〃	2年	15人	3期	1人	1人	通商産業省事務次官
						2期	1人	1人	経済産業省審議官
						1期	13人	0人	—
監事	非常勤	3人	〃	2年	2人	1期	2人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	120	—	—	120
合計	120	—	—	120



8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	8人
	非常勤	定数	—
		現員	2人

9. 貸借対照表（平成23年度）

資産の部			負債及び資本金の部		
科目	金額		科目	金額	
	円	円		円	円
流動資産			流動負債		
現金		77,055	未払金	8,267,203	
預金		106,238,211	未払費用	1,414,687	
未収金	812,440		預り金	841,849	
貸倒引当金	△2,126	810,314	短期リース債務	277,200	
前払金		561,650	流動負債合計		10,800,939
貯蔵品		12,072,125	固定負債		
流動資産合計		119,759,355	長期リース債務	438,900	
固定資産			退職手当引当金	15,090,200	
(有形固定資産)			固定負債合計		15,529,100
器具備品	66,242,367		基本金		
リース資産	1,108,800		前期繰越資産	147,859,614	
減価償却引当金	△64,019,474	3,331,693	見返り勘定		
有形固定資産合計		3,331,693	当期欠損金	△25,709,621	
(無形固定資産)			基本金合計		12,149,993
電話加入権		74,984			
無形固定資産合計		74,984			
(投資等)					
投資有価証券		25,210,000			
敷金		104,000			
投資等合計		25,314,000			
固定資産合計		28,720,677			
合計		148,480,032	合計		148,480,032

10. 損益計算書（平成23年度）

費用		収入	
科目	金額	科目	金額
	円	円	円
管理費		会費収入	25,310,000
人件費	65,768,192	事業収入	
役員給与	56,908,174	広報収入	24,452,082
退職手当積立金	1,089,000	教育収入	26,123,088
法定福利費	7,771,018	事業収入合計	50,575,170
管理諸費	16,998,366	国庫補助金収入	53,532,494
管理費合計	82,766,558	雑収入	2,621,731
事業費		当期欠損金	25,709,621
調査研究費	0	合計	157,749,016
広報費	22,735,664	欠損金処理	
教育費	21,213,234	25,709,621円	
安全衛生管理士活動費	454,320	これを下記のとおり処分します。	
労働災害防止活動特別推進費	28,262,063	繰越資産見返り勘定へ繰入れ	
事業費合計	72,665,281	前期繰越資産見返り勘定 147,859,614円	
事業外費用		当期欠損金 △25,709,621円	
減価償却費	2,129,378	次期繰越資産見返り勘定 122,149,993円	
貸倒引当損	2,039		
固定資産除却損	26,159		
雑損	159,601		
事業外費用合計	2,317,177		
合計	157,749,016		

11. 重要な会計方針（平成 23 年度）

- （1）有価証券の評価基準及び評価方法  
原価法によっている。
- （2）固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- （3）貯蔵品の評価基準及び評価方法  
最終仕入原価法によっている。
- （4）引当金の計上基準
  - ①貸倒引当金  
売上債券等の貸倒れによる損失に備える為、税法基準により計上している。
  - ②退職手当引当金  
従業員の退職手当に備える為、期末要支給額を計上している。
- （5）リース取引の処理方法  
売買取引に準じた会計処理によっている。
- （6）消費税等の会計処理  
税込方式によっている。

12. 基金拋出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

【該当なし】

## 中央労働災害防止協会

### 1. 法人概況

所在地	東京都港区芝5-35-1		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jisha.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jisha.or.jp/about/disclosure/index.html	
設立根拠法	労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課		
設立年月日	昭和39年8月1日	民間法人化年月日	平成12年6月19日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年 昭和34年12月 昭和39年8月  昭和47年6月 昭和48年10月 昭和49年12月 昭和50年6月  昭和57年11月 平成4年5月 平成4年7月 平成11年7月 平成12年1月 平成12年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本産業安全連合会（全安連）設立</li> <li>・全日本労働衛生協会（全衛協）設立</li> <li>・労働災害防止団体系（以下「法」という。）に基づき、中央労働災害防止協会設立</li> <li>・法改正により、安全衛生教育センター業務追加。</li> <li>・安全衛生教育センター開所</li> <li>・法改正により、化学物質の有害性検査等業務追加</li> <li>・労働衛生検査センター（現 労働衛生調査分析センター）開所</li> <li>・日本バイオアッセイ研究センター開所</li> <li>・法改正により、快適職場形成促進事業が追加</li> <li>・中央快適職場推進センターを開所（平成23年閉鎖）</li> <li>・国際安全衛生センター開所（平成20年閉鎖）</li> <li>・安全衛生情報センター開所（平成23年閉鎖）</li> <li>・民間法人化</li> </ul>	
事業の目的	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより労働災害の防止を図ることを目的に設立		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 研修会事業</p> <p>① リスクアセスメント／労働安全衛生マネジメントシステム関連事業等</p> <p>② 安全衛生教育事業</p> <p>③ 心とからだの健康づくり事業</p> <p>(2) 安全衛生技術サービス事業</p> <p>(3) 普及・情報提供事業</p> <p>① 安全衛生に係る図書等の普及</p> <p>② 情報提供</p> <p>(4) 安全衛生教育センター事業</p> <p>(5) 日本バイオアッセイ研究センター事業</p>		

### 2. 事務・事業の概要等

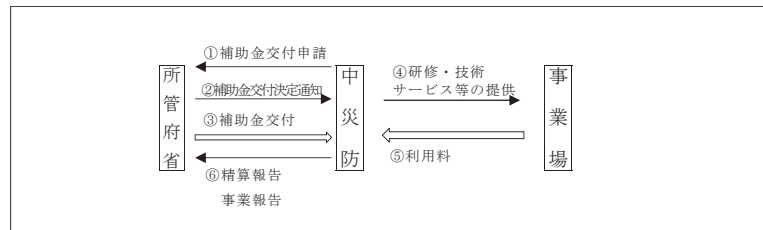
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
教育・研修・指導・援助事業	事業場の各級管理監督者、安全衛生担当者、労働者等を対象として安全衛生管理手法、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの導入方法、化学物質管理、健康づくり、メンタルヘルス等の教育研修を実施。その他、安全衛生管理計画の策定や職場の危険箇所の診断及び改善指導、職場環境等における有害物の測定・分析等の業務も実施。	(平成23年度実績) 研修会： 925回 32,073人 個別事業場指導： 2,666件 作業環境測定： 1,207事業場 分析： 25,215検体	有	771,234
	労働災害防止団体系第11条第1項、2項	—	—	一般会計
情報・展示・普及・助言事業	インターネット、展示、図書等を通じた労働災害防止に必要な情報及び資料の収集・提供、労働災害防止のための全国産業安全衛生大会の開催等の啓発活動、労働災害防止に有用な現場実態の把握のための調査研究を実施。その他、国際的な交流や海外情報の収集・提供、ODAによる海外からの受け入れ等も実施。	(平成23年度実績) ・安全衛生情報の提供（アクセス件数：2,018万件） ・安全衛生電話相談件数：893件 ・安全衛生図書等の制作等（新刊・改訂図書：68種） ・全国産業安全衛生大会：8,318人 ・国際協力等の推進（相談件数：104件）	—	1,150,956
	労働災害防止団体系第11条第1項	—	—	一般会計
安全衛生教育センター事業	国の安全衛生教育施策の一環として、事業者が行う各種安全衛生教育のトレーナー、インストラクターを養成するためのRST（厚生労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー）養成講座、特殊教育インストラクター講座等の運営を行っている。	(平成23年度実績) 研修・講習会： 346回 6,148名	有	493,420
	労働災害防止団体系 第11条第2項第1号	—	—	安全衛生教育センター特別

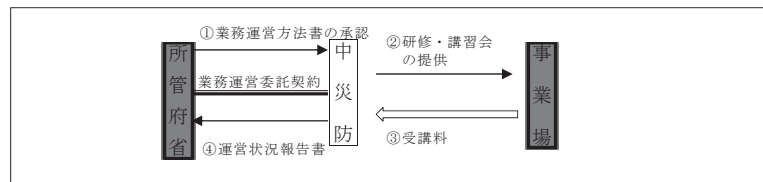
				会計
日本バイオアッセイ研究センター事業	国、事業者等からの依頼を受けて、化学物質、ナノマテリアルについての有害性の調査を行っている。	(平成23年度実績) ・発がん性試験：14回 ・急性、亜急性、亜慢性試験：23回 ・生殖性試験等：3回	—	1,215,304
	労働災害防止団体系第11条第2項第2号	—		日本バイオアッセイ研究センター特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

- 【教育・研修・指導・援助事業（中小規模事業場の自主的な安全衛生活動の支援）】  
【情報・展示・普及・助言事業（総合的な安全衛生指導を通じた中小規模事業場の取組の推進、安全衛生管理の促進に関する手法等の検討）】（いずれも補助事業）



【安全衛生教育センター事業】



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	4,868,293	4,920,932	1,623,192	1,370,437	1,166,346
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	4,868,293	4,920,932	1,623,192	1,370,437	1,166,346
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	11,074,705	10,434,214	10,356,857	8,367,427	7,415,937	
内訳	事業収入額	5,861,051	5,648,690	4,971,167	4,803,706	4,890,172
	国等からの補助金等収入額	4,828,838	4,378,454	4,980,169	3,147,624	2,182,763
	国等との契約に基づく総収入額	69,700	87,778	103,418	62,695	15,115
	会費収入等額	315,116	319,292	302,102	353,403	327,887

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。  
※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。  
※「会費収入等額」欄には、会費収入及び雑収入を計上。

(国等からの補助金等の状況（平成23年度）)

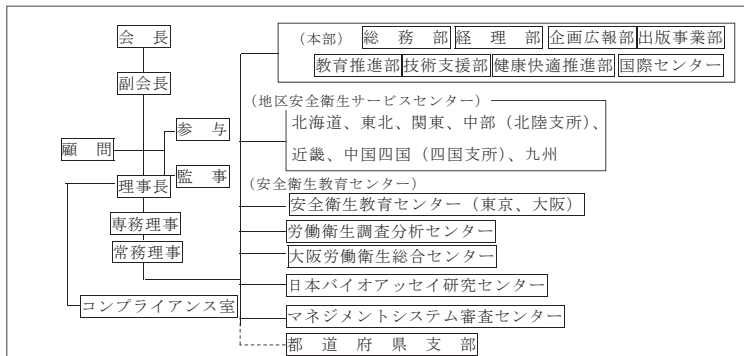
区分	補助金等の名称	補助等対象事業の名称	事業の性質	金額（千円）
	補助等の目的	補助等対象事業の内容		交付府省名
補助金	労働災害防止対策費補助金	①安全衛生管理活動事業 ②労働災害防止特別活動事業	事務費補助	802,764
	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導。その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ることを目的とする。	①安全衛生管理活動事業 ・総合的な安全衛生指導を通じた中小規模事業場の取組の促進 ②労働災害防止特別活動事業 ・中小規模事業場の自主的な安全衛生活動の支援 ・安全衛生管理の促進に関する手法等の検討		厚生労働省

(国等からの委託費の状況（平成23年度）)

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額（千円）
		委託府省名
小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	小規模事業場を主たる構成員とする団体に対し、「経営者安全衛生講習会の開催、安全衛生活動結果の評価・分析」等を行うとともに、本事業の成果を団体等以外の小規模事業場に波及させるため事例集の作成・配布を行う。	196,987
職場における化学物質のリスク評価推進事業	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。	78,070
化学物質管理支援事業	化学物質による労働災害の防止を図るため、化学物質のGHS分類及びモデル表示・モデルMSDSの作成、簡易な化学物質のリスクアセスメントに係る普及促進等により、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づく事業場における自律的な化学物質管理を促進する。	99,564
作業環境管理における個人ばく露測定に関する実証的検証事業	「個人ばく露方式による測定方法」について、その測定方法、測定機器、測定結果の評価方法などの実証的検証を行い、現行の作業環境測定と比較し、作業環境管理のあり方について検討する。	12,439

作業環境の改善方法に関する実証的検証事業	局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置について、風速等以外で性能を担保する方法、又は風速等をどのように定めればよいのかについて、実証的に検証し、作業環境の改善方法である局所排気装置等を有効に機能させるための検討を行う。 また、局所排気装置等の吸引された有害物質含有空気を屋外に排出せずに、除じん・浄化した空気を再度屋内に還す方式（還流方式）について、有害物が除去された空気の還流による作業場への影響に関する実証的研究を行い、還流方式の局所排気装置等の作業環境改善措置としての有効性を検討する。	7,938	厚生労働省
製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理の促進事業	「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づき具体的な対策を実施する上で留意すべき事項等を示したマニュアルを作成し、その普及を図る。	12,268	
震災に伴う新規化学物質の命名緊急事業	労働安全衛生法に基づき事業者より届け出られた化学物質について、官報公示するための名称を決定することで、化学物質による労働災害防止の徹底を図る。	4,499	厚生労働省
化学物質の長期吸入試験等事業	労働安全衛生法第57条の5の規定に基づき、事業場で使用される物質のうち指定された化学物質について、実験動物を用いてがん原性試験を行い、化学物質のがん原性の有無を明らかにする。	816,777	厚生労働省
ナノマテリアルの吸入ばく露試験事業	ナノマテリアルの製造・取扱い作業による労働者への生体影響の有無及び程度を明らかにするため、動物実験等による有害性調査を実施する。	109,878	厚生労働省
中小企業化学物質調査（中生産量化学物質の安全性点検（急性毒性、反復投与毒性、遺伝毒性及び生殖発生毒性に関する有害性調査））	国内の製造・輸入量が比較的小さい化学物質の安全性情報を収集するため、単回経口投与毒性試験等の安全性情報について、経済産業省が指定する試験を実施し、データを整備する。	24,578	経済産業省
産業技術研究開発（低炭素社会を実現する超軽量・高強度革新的融合材料プロジェクト（NEDO交付金以外分）ナノ材料の安全・安心確保のための国際先進的安全性評価技術の開発）	ナノ材料について、気管内投与回数の違いによる生体反応の差異、動物系統の違いによる生体反応の差異および繊維の長さによる生体反応の差異を検討する。	17,000	経済産業省

#### 4. 組織図



#### 5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
正会員	(1) 労働災害防止協会 (2) 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行うもの (3) 次の団体で労働災害の防止のための活動を行うもの (ア) 都道府県に設立されている労働基準協会又は労働基準協会連合会及びこれらに準ずる団体 (イ) 地方別の経営者の団体 (4) 労働災害の防止のための活動をもつばら行う団体であつて、その目的が本会の趣旨に適合すると認められるもの	126 団体 (1) 5 団体 (2) 57 団体 (3) 48 団体 (4) 16 団体
賛助会員	事業主その他のもので、本会の目的に賛同するもの	4,903 事業場

#### 6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	0人	—
副会長	非常勤	若干名	—	2年	3人	3期	1人	0人	—
						2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—
理事長	常勤	1人	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
専務理事	常勤	—	65歳	2年	1人	1期	1人	1人	厚生労働省北海道労働局長
常務理事	常勤	—	65歳	2年	1人	1期	1人	0人	—
常任理事	非常勤	—	—	2年	5人	13期	1人	0人	—
						7期	1人	0人	—
						1期	3人	0人	—
						10期	1人	0人	—
						7期	2人	1人	警察庁神奈川県警察本部長
						5期	4人	2人	経済産業省大臣官房審議官
						4期	17人	6人	農林水産省横浜植物防疫所長 通商産業省大臣官房付（兼職院事務局工委員会調査室長） 国土交通省交通安全公害研究所所長 経済産業省製造産業局日用品室長 経済産業省大臣官房総務課企画官 通商産業省通商政策局経済協力部長 通商産業省北海道通商産業局長 経済産業省交流協会台北事務所次長 経済産業省大臣官房通商産業局長 通商産業省中小企業庁長官 通商産業省特許庁審査部長 厚生労働省奈良労働基準監督署長 厚生労働省岡山労働基準監督署長 農林水産省衆議院農林水産調査室首席調査官 経済産業省大臣官房付（環境省大臣官房審議官） 経済産業省大臣官房付（基礎産業局非鉄金属課長） 通商産業省特許庁総務部長 通商産業省九州鉱山保安監督局長 厚生労働省那覇労働基準監督署長
						2期	29人	6人	—
						1期	28人	1人	—
						2期	1人	0人	—
1期	1人	0人	—						
監事	非常勤	5人以内	—	2年	2人	2期	1人	0人	—
						1期	1人	0人	—

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	32,896	4,276	9,876	47,048
非常勤	6,500	—	—	6,500
合計	39,396	4,276	9,876	53,548

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	354
非常勤	定数	—	
	現員	28	

9. 貸借対照表（平成23年度・一般会計）

平成24年3月31日現在（単位：円）

資産の部		負債及び基本金の部	
科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
I 流動資産	2,570,986,068	I 流動負債	979,749,096
現金・預金	1,747,514,617	未払金	294,843,946
未収金	343,548,230	未払法人税等	13,486,900
有価証券	201,486,000	未払諸費税等	11,753,100
貯蔵品	264,045,697	前受金	76,554,953
前払費用	13,945,604	預り金	525,894,823
仮払金	1,020,230	仮受金	1,440,441
貸倒引当金	△574,310	短期リース債務	55,774,933
II 固定資産	2,436,781,407	II 固定負債	3,198,188,770
1 有形固定資産	1,934,572,881	長期リース債務	150,870,445
建物	1,051,480,925	退職給与引当金	3,047,318,325
車両・運搬具	188,844		
器具・備品	35,784,391		
リース資産	206,645,378		
土地	640,473,343		
2 投資その他の資産	502,208,526		
顕功賞等引当預金	89,639,248		
出資金	200,000		
敷金・保証金	9,331,500		
投資有価証券	403,037,778		
資産合計	5,007,767,475	負債・基本金合計	5,007,767,475
		[基本金の部]	
		基本金	829,829,609
		繰越剰余金	1,107,570,033
		当期純損失	277,740,424
		基本金合計	829,829,609

※他に「安全衛生教育センター特別会計」及び「日本バイオアッセイ研究センター特別会計」があるが、総括表がないため一般会計のみ掲載した（以下、損益計算書も同様）

10. 損益計算書（平成23年度・一般会計） 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日（単位：円）

科目	金額	
[経常収益の部]		
(事業収益の部)		
I 事業収益		
1 事業収入	3,758,345,979	
2 受託収入	411,765,538	
3 会費収入	255,370,465	4,425,481,982
II 事業費用		
1 事業費	1,601,244,839	
2 受託事業費	411,765,538	
3 一般管理費	3,538,488,914	5,551,499,291
事業損失		1,126,017,309
(事業外損益の部)		
I 事業外収益		
1 国庫補助金収入	802,763,816	
2 貸倒引当金戻入	501,756	
3 受取利息	4,330,855	
4 雑収入	43,252,638	850,849,060
II 事業外費用		
1 貸倒損失	178,317	
2 貸倒引当金繰入	574,310	752,627
経常損失		275,920,876
[特別損益の部]		
I 特別損失		
1 固定資産除却損	4,284,148	4,284,148
税引前当期純損失		280,205,024
法人税、住民税及び事業税	13,486,900	
過年度法人税等戻入額	15,951,500	
当期純損失		△2,464,600
		277,740,424

（注）当期純損失 277,740,424 円は内規により、繰越剰余金を減額整理する。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 最終仕入原価法による。
- 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）による。
- 固定資産の減価償却方法等 定額法による。  
主な耐用年数 建物（15～50年）、車両・運搬具（6年）、器具・備品（4～20年）  
減価償却累計額は以下のとおり

科目	減価償却累計額
建物	742,172,998 円
車両・運搬具	6,105,906 円
器具・備品	189,377,318 円
リース資産	142,938,293 円
合計	1,080,594,515 円

リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存額をゼロとして算定する方法による。

- 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金 未収金の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒実績率により、回収不能見込額を計上。
  - 退職給与引当金 役職員の退職手当の支払いに充てるため、内記に基づき計上。
- 消費税等の会計処理 税込方式による

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

【該当なし】

(3) 士 業 団 体





# 日本公認会計士協会

## 1. 法人概況

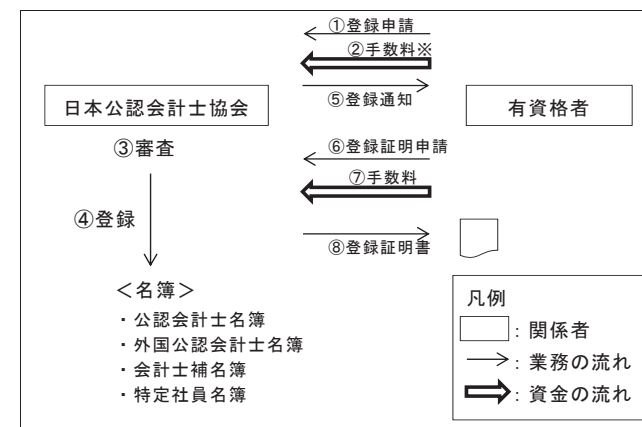
所在地	千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jicpa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jicpa.or.jp/ippan/about/report/index.html	
設立根拠法	公認会計士法（昭和23年法律第103号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	金融庁総務企画局企業開示課		
設立年月日	昭和24年10月22日	民間法人化年月日	平成16年4月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和24年10月	任意団体として創立	
	昭和28年4月	社団法人に改組	
	昭和41年12月 平成16年4月	公認会計士法に基づき設立する法人に改組 特別民間法人に改組	
事業の目的	公認会計士の品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと		
主な事務・事業の内容	<p>①公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂扬を図ること、②公認会計士業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること、③監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること、④会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること、⑤前2号のほか、公認会計士制度及び公認会計士の業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること、⑥会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること、⑦公認会計士の業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと、⑧会員の業務に関する紛議につき、調停を行うこと、⑨公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること、⑩公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと</p>		

## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
公認会計士等の登録	公認会計士、外国公認会計士、会計士補及び特定社員の登録事務及び登録・資格証明事務	(平成23年度) ・公認会計士登録 2,123件 ・特定社員登録 17件 ・登録・資格証明 4,283件	有	22,362
	公認会計士法第16条の2、第17条、第18条、第19条	制度的独占		一般会計

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



※ ②登録手数料額は、公認会計士及び外国公認会計士は無料、特定社員及び会計士補は一万円である。  
 なお、特定社員及び会計士補については、協会への入会と登録が同時の場合は手数料を徴収しない（特定社員は平成19年、会計士補は18年以降徴収の実績無し）。

### 3. 財務の概要

#### (1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	9,062,718	8,657,322	9,189,775	10,430,656	11,729,725
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	9,062,718	8,657,322	9,189,775	10,430,656	11,729,725
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

※ 資本金等は、各年度の正味財産期末残高を記載。

#### (2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
総収入額	4,876,924	5,301,020	5,832,417	5,785,133	6,626,984	
内 訳	事業活動収入額	4,875,242	5,300,524	5,832,417	5,769,985	6,578,770
	投資活動収入額	1,682	496	0	15,148	48,214
	国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

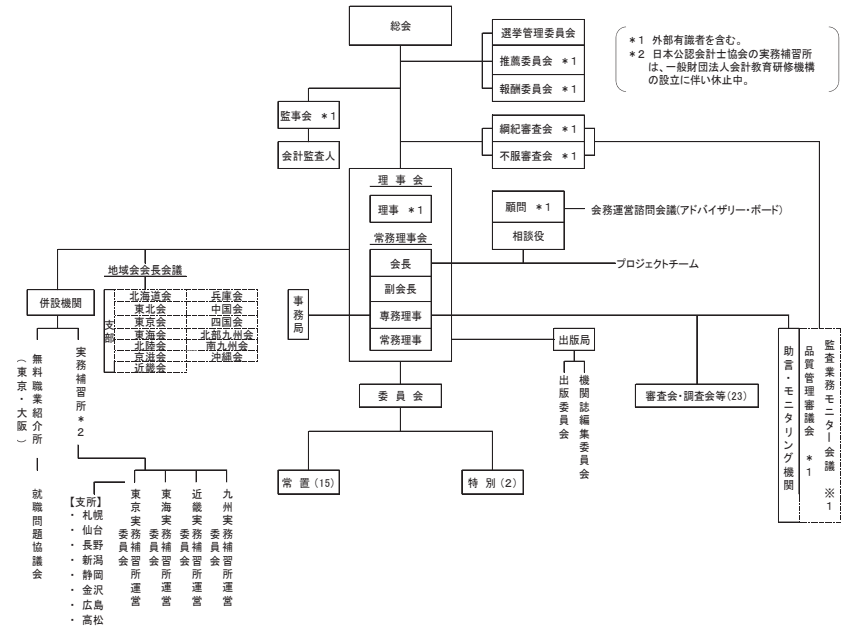
#### (国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

#### (国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

### 4. 組織図 (平成 24 年 12 月 1 日現在)



### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
公認会計士	公認会計士試験に合格した者であって、公認会計士法第 15 条第 1 項に規定する業務補助等の期間が二年以上であり、かつ、同法第 16 条第 1 項に規定する実務補習を修了し、同条第 7 項の規定による内閣総理大臣の確認を受けた者	24,606 人
外国公認会計士	外国において公認会計士の資格に相当する資格を有し、かつ、会計に関連する日本国の法令について相当の知識を有する者で、内閣総理大臣による資格承認を受け、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿の登録を受けた者	4 人
監査法人	上記公認会計士等の資格を有する者が所属する法人	214 法人
準会員	公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者、会計士補、会計士補になる資格を有する者、公認会計士試験に合格した者並びに特定社員	7,282 人

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	3年	1人	1期	1人	0人	—
副会長	非常勤	7人 以内	—	3年	7人	1期	7人	0人	—
専務理事	常勤	1人	65歳	3年	1人	2期	1人	0人	—
常務理事	非常勤	34人 以内	—	3年	32人	1期	15人	0人	—
						2期	10人		
						3期	5人		
						4期	2人		
理事	非常勤	90人 (※)	—	3年	44人	1期	33人	1人	会計検査院長
						2期	8人		
						3期	1人		
監事	非常勤	4人	—	3年	4人	1期	3人	0人	—
						2期	1人		

※ 他の役員と合計して90人以内。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	35,000	151	—	35,151
非常勤	28,600	4,402	—	33,002
合計	63,600	4,553	—	68,153

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	現員
		—	216人
非常勤	常勤	定数	現員
		—	20人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産 計)	5,403,130	(流動負債 計)	343,836
現金預金	3,532,473	未払金	181,438
未収会費	880,409	前受会費	14,390
未収金	135,221	前受金	19,030
出版物	14,927	預り金	28,278
前払金	79,419	賞与引当金	96,525
短期貸付金	25,254	返品調整引当金	4,174
有価証券	732,021		
その他の流動資産	3,402	(固定負債 計)	2,202,367
		退職給付引当金	1,032,761
(特定資産 計)	6,700,155	会員厚生引当金	339,987
土地	2,111,000	会員厚生自家保険引当金	826,483
協会学術賞基金資産	154,582	預り保証金	3,133
海外会計・監査調査研究基金資産	88,866		
後進育成基金資産	14,367	(負債合計)	2,546,204
国際会計人養成基金資産	234,334		
退職給付引当資産	1,032,761	指定正味財産	1,030,747
会員厚生自家保険引当資産	826,483	(うち特定資産への充当額)	(1,030,747)
重要財産等引当資産	1,516,184		
減価償却引当資産	696,203	一般正味財産	10,698,977
その他の特定資産	25,370	(うち特定資産への充当額)	(3,807,027)
(その他固定資産等 計)	2,172,644	(正味財産合計)	11,729,725
建物	1,077,124		
建物附属設備	252,196		
構築物	12,547		
備品	109,319		
ソフトウェア	399,429		
長期貸付金	90,768		
敷金	185,090		
差入保証金	1,130		
投資有価証券	45,037		
資産合計	14,275,929	負債・正味財産合計	14,275,929

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	7,772
② 受取入会金等	182,890
③ 受取会費	5,828,680
④ 事業収益	486,704
⑤ 受取寄附金	37,214
⑥ 雑収益	61,688
⑦ 返品調整引当金戻入額	3,551
(経常収益計)	6,608,500
(2) 経常費用	
① 事業費	3,397,445
② 管理費	1,878,134
③ 支払義援金	1,000
④ 雑損失	1,272
(経常費用計)	5,277,852
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外費用	864
(経常外費用計)	864
(当期一般正味財産増減額)	1,329,783
一般正味財産期首残高	9,369,194
一般正味財産期末残高	10,698,977
II 指定正味財産増減の部	
① 受取寄附金	3,000
② 特定資産運用益	3,102
③ 一般正味財産への振替額	△36,817
(当期指定正味財産増減額)	△30,714
指定正味財産期首残高	1,061,462
指定正味財産期末残高	1,030,747
III 正味財産期末残高	11,729,725

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的債券・・・・・・償却原価法によっている。
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
出版物、貯蔵品・・・・・・総平均法による原価法を採用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
賞与引当金・・・・・・スタッフ等に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。  
返品調整引当金・・・・・・出版物の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上している。  
退職給付引当金・・・・・・スタッフ等の退職給付に備えるため、退職給付債務を主として簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額の100%を退職給付債務とする方法）により計上している。  
会員厚生引当金・・・・・・会員本部において「弔慰・見舞金に関する考え方」に基づいた会員の弔事の際の弔慰金支出に備えるため、保険数理を基礎とした必要額を計上している。  
会員厚生自家保険引当金・・・・地域会（一部を除く）において、弔慰金支給に係る規程に基づいた会員の弔事の際の弔慰金支給に備えるため、保険数理を基礎とした必要額を計上している。
- (5) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし

# 日本行政書士会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都目黒区青葉台3-1-6		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.gyosei.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.gyosei.or.jp/information/organization/report.html	
設立根拠法	行政書士法（昭和26年法律第4号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	総務省自治行政局行政課		
設立年月日	昭和28年2月22日	民間法人化年月日	平成15年3月4日
沿革	年月	事項	
	昭和28年2月	日本行政書士会連合会（任意会）設立	
	昭和35年12月	行政書士法改正により強制設立化	
	昭和46年12月	行政書士法改正により法人化	
平成15年3月	民間法人化		
事業の目的	行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うこと。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各都道府県行政書士会（以下「単体会」という。）の指導及び連絡に関すること</li> <li>(2) 単体会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関すること</li> <li>(3) 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること</li> <li>(4) 行政書士の業務に関する法規の調査及び研究に関すること</li> <li>(5) 行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること</li> <li>(6) 行政書士の研修に関すること</li> <li>(7) 講演会及び研修会の開催に関すること</li> <li>(8) 行政書士の業務に関する図書、雑誌及びパンフレットの発行に関すること</li> <li>(9) 行政書士の福利厚生及び共済事業に関すること</li> <li>(10) 会報の編集及び発行に関すること</li> <li>(11) 行政書士法第4条第1項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること</li> <li>(12) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと</li> </ul>		

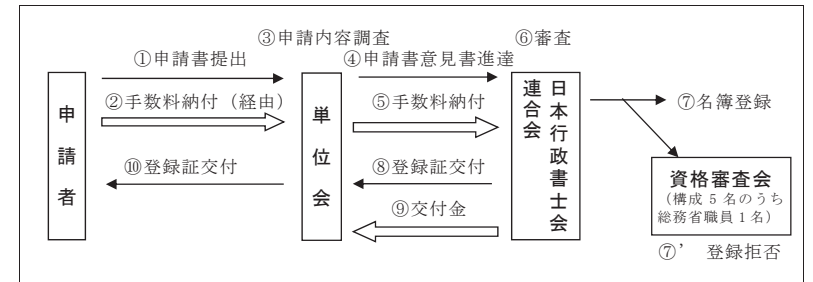
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		
行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること	行政書士の登録及びその取消し並びに行政書士法人の届出等に関して必要な審査、調査を行う。	(平成23年度) ・新規登録 2,410件 ・変更登録 2,961件 ・登録抹消 1,817件 ・行政書士法人の各種届出 208件	有	38,319  ・手数料収入 ・登録事務取扱交付金
	行政書士法第6条第3項及び第13条の10	制度的独占		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

#### ○ 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額)

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	576,203	594,240	599,904	622,839	650,511
内 事業収入額	576,203	594,240	599,904	622,839	650,511
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

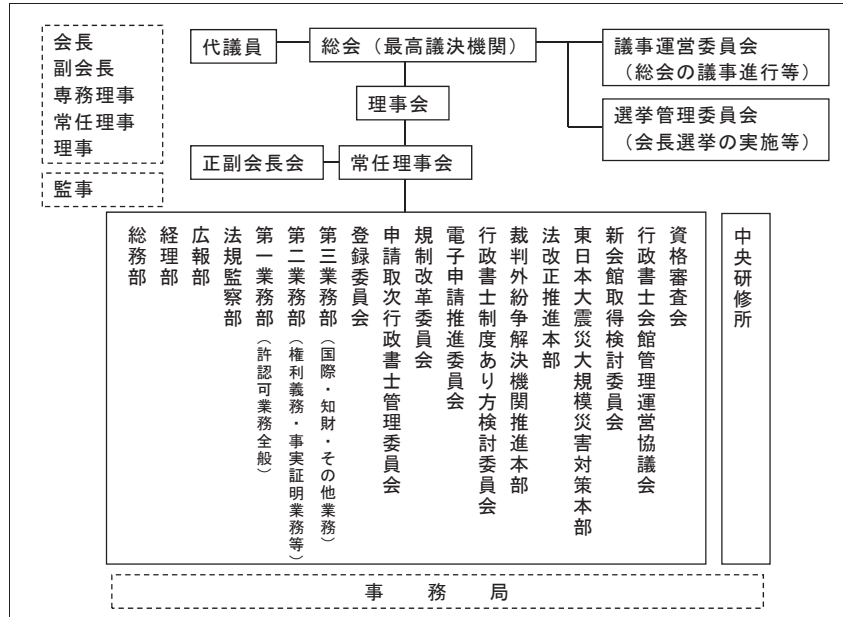
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
行政書士会	行政書士法第 15 条に基づき、行政書士により都道府県の区域ごとに 1 箇所ずつ設立される行政書士会。	47 法人

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人			1 人	2 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	3 人以上 6 人以内	※①	※②	6 人	1 期	2 人	0 人	—
						2 期	3 人		—
						3 期	1 人		—
理事	非常勤	30 人以上 50 人以内	※①	※②	49 人	1 期	30 人	1 人	最高検察庁公安部長
						2 期	11 人		
						3 期	4 人		
						4 期	2 人		
						5 期	2 人		
監事	非常勤	2 人以上 3 人以内			3 人	1 期	2 人	1 人	八王子税務署長
						2 期	1 人		

※① 役員の在任年齢については、独立行政法人又は公益法人の取り扱いの例による。この場合において、役員となる者が所属する単位の意見は、最大限尊重されるものとする。(会則第 7 条の 2)

※② 役員の任期は、就任後第 2 回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げないが、会長は、連続して 3 期 6 年を限度とする。(会則第 8 条第 1 項)

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常 勤	—	—	—	—
非常勤	9,950	—	—	9,950
合計	9,950	—	—	9,950

※ 上記の外、役員が会議等の会務にあたった場合、1 日につき 7,000 円の日当を支給。

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	26人
非常勤	現員	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度）

平成24年3月31日現在

単位：円

科目	一般会計	会館貸事業特別会計	中央研修所特別会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金	137,283,105	1,365,827	64,544,001			203,192,933
未収金	0					0
前払金	680,159					680,159
貯蔵品	275,477					275,477
短期貸付金	35,856,094	106,231	172,478			36,134,803
前払費用	4,602,224					4,602,224
流動資産合計	178,697,059	1,472,058	64,716,479			244,885,596
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 特定資産</b>						
土地	165,980,600					165,980,600
特定資産合計	165,980,600	0	0			165,980,600
<b>(2) その他固定資産</b>						
建物	56,162,356					56,162,356
建物付属設備	251,849					251,849
構築物	32,207					32,207
什器備品	3,310,867		2,846,887			6,157,754
無形固定資産	4,432,103					4,432,103
ソフトウェア	7,015,440					7,015,440
出資金	900,000					900,000
保証金	2,775,483					2,775,483
長期前払費用	300,000					300,000
職員退職給与特定預金	26,624,444					26,624,444
会館修繕引当特定預金	62,600,000					62,600,000
中央研修所運営独立預金	100,000,000					100,000,000
会館取得引当特定預金	210,000,000					210,000,000
その他固定資産合計	474,404,749	0	2,846,887			477,251,636
固定資産合計	640,385,349	0	2,846,887			643,232,236
資産合計	819,082,408	1,472,058	67,563,366			888,117,832
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
預り金	13,627,882		301,739			13,929,621
未払金	1,037,865					1,037,865
前受金			4,740,000			4,740,000
借入金	278,709	1,714,706	34,141,388			36,134,803
流動負債合計	14,944,456	1,714,706	39,183,127			55,842,289
<b>2 固定負債</b>						
職員退職給与引当金	26,624,444					26,624,444
会館修繕引当金	62,600,000					62,600,000
中央研修所運営引当金	100,000,000					100,000,000
会館取得引当金	210,000,000					210,000,000
固定負債合計	399,224,444	0	0			399,224,444
負債合計	414,168,900	1,714,706	39,183,127			455,066,733
<b>III 正味財産の部</b>						
<b>1 一般正味財産</b>						
一般正味財産	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
正味財産合計	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
負債及び正味財産合計	819,082,408	1,472,058	67,563,366			888,117,832

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

単位：円

科目	一般会計	会館貸事業特別会計	中央研修所特別会計	法人会計	内部取引消去	合計
<b>I 一般正味財産増減の部</b>						
<b>1. 経常増減の部</b>						
<b>(1) 経常収益</b>						
会費収入	501,433,000	0	0			501,433,000
手数料収入	71,566,401	0	0			71,566,401
負担金収入	0	0	62,287,500			62,287,500
助成金収入	11,200,000	0	0			11,200,000
費用分担収入	250,000,000	1,560,000	0			251,560,000
雑収入	2,464,393	0	0			2,464,393
他会計からの繰入金収入	36,921,759	0	51,053,000		△ 87,974,759	0
経常収益計	873,585,553	1,560,000	113,340,500		△ 87,974,759	900,511,294
<b>(2) 経常費用</b>						
<b>① 事業費</b>						
(1) 会議費	61,761,209	0	2,006,080			63,767,289
(2) 各部事業費	231,248,942	0	62,713,936			293,962,878
(3) 一般事業費	20,516,290	0	582,187			21,098,477
(4) 登録事務取扱交付金	27,392,000	0	0			27,392,000
事業費計	340,918,441	0	65,302,203			406,220,644
<b>② 管理費</b>						
(1) 役員報酬	9,950,000	0	0			9,950,000
(2) 人件費	125,570,694	689,781	17,217,338	(143,477,813)		143,477,813
(3) 事務用諸費	28,503,235	918,694	2,316,945	(31,738,874)		31,738,874
(4) 寄付金支出	15,000,000	0	0			15,000,000
管理費計	179,023,929	1,608,475	19,534,283	(175,216,687)		200,166,687
<b>③ 特定預金支出</b>						
(1) 特定預金支出	210,000,000	0	0			210,000,000
特定預金支出計	210,000,000	0	0			210,000,000
<b>④ 助成費支出</b>						
(1) 災害助成費	0	0	0			0
助成費支出合計	0	0	0		0	0
<b>⑤ 他会計への繰入金支出</b>						
(1) 中央研修所特別会計	51,053,000	0	0		△ 51,053,000	0
繰入金支出	0	0	36,921,759		△ 36,921,759	0
(2) 一般会計への繰出額	0	0	0			0
他会計への繰入金支出計	51,053,000	0	36,921,759		△ 87,974,759	0
<b>⑥ 減価償却額</b>						
(1) 建物減価償却額	2,650,652	0	0			2,650,652
(2) 建物付属設備減価償却額	68,588	0	0			68,588
(3) 構築物減価償却額	16,101	0	0			16,101
(4) 什器備品減価償却額	2,653,187	0	123,775			2,776,962
(5) ソフトウェア減価償却額	2,993,423	0	0			2,993,423
(6) ソフトウェア除却額	0	0	0			0
(7) 投資活動償却額	100,000	0	0			100,000
減価償却額計	8,481,951	0	123,775			8,605,726
経常費用計	789,477,321	1,608,475	121,882,020		△ 87,974,759	824,993,057
当期経常増減額	84,108,232	△ 48,475	△ 8,541,520			75,518,237
<b>2. 経常外増減の部</b>						
<b>(1) 経常外収益</b>						
経常外収益計	0	0	0			0
<b>(2) 経常外費用</b>						
経常外費用計	0	0	0			0
当期経常外増減額	0	0	0			0
当期一般正味財産増減額	84,108,232	△ 48,475	△ 8,541,520			75,518,237
一般正味財産期首残高	320,805,276	△ 194,173	36,921,759			357,532,862
一般正味財産期末残高	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099
<b>II 指定正味財産増減の部</b>						
当期指定正味財産増減額	0	0	0			0
指定財産期首残高	0	0	0			0
指定財産期末残高	0	0	0			0
<b>III 正味財産期末残高</b>	404,913,508	△ 242,648	28,380,239			433,051,099

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券……取得原価によっている。
- (2) 固定資産の減価償却について  
建物等及び什器備品……定率法によっている。  
ソフトウェア……定額法によっている。
- (3) 引当金の計上について  
職員退職給与引当金……期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。  
会館修繕引当金……会館の増改築、中規模修繕費引当として相当する金額を計上している。  
中央研修所運営引当金……将来、研修所事業運営に必要となる諸経費支出に備えて、予測される額を計上している。  
会館取得準備特定預金……新行政書士会館の取得に備えるための資金として計上した。
- (4) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 基金拠出を行っているもの

1	名称	財団法人行政書士試験研究センター	
	所在地	東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階	
	資本金	50,000千円（設立時）	
	事業内容	① 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等に係る調査研究 ② 行政書士の業務及び行政書士資格に関わる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供 ③ 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の施行に関する事務 ④ その他法人の目的を達成するために必要な事項	
	役員の状況	理事長1人、副理事長1人、常務理事1人、理事6人、監事2人、評議員14人	
	従業員数	13人	
	持ち株比率	—	
法人との関係	平成12年に日本行政書士会連合会の出捐により設立		
2	名称	一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター	
	所在地	東京都目黒区青葉台三丁目1番6号	
	資本金	20,000千円（設立時）	
	事業内容	① 任意後見人、成年後見人、保佐人及び補助人の養成、推薦及び指導監督 ② 任意後見監督人、成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人の養成、推薦及び指導監督 ③ 財産管理事務等（任意後見契約の受任者としての事務）の指導監督 ④ 任意後見、成年後見、保佐及び補助の事務並びに財産管理事務等 ⑤ 任意後見監督、成年後見監督、保佐監督及び補助監督の事務 ⑥ 任意後見契約の委任者等の意思能力、契約内容、進捗状況の調査に関する事務 ⑦ 上記のほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動 ⑧ 研修会等の企画、開催及び講師の紹介 ⑨ 成年後見制度に関する調査、研究及び普及活動 ⑩ 成年後見制度に関する書籍及び印刷物の企画、出版及び頒布 ⑪ 成年後見制度に関する視聴覚教材の企画、制作及び頒布 ⑫ 国、地方公共団体、福祉関係団体等との連携による各事業の推進のための活動 ⑬ その他法人の目的を達成するために必要な事業	
	役員の状況	理事長1人、理事13人、監事2人	
	従業員数	3人	
	持ち株比率	—	
	法人との関係	平成22年に日本行政書士会連合会の寄付金により設立	

(2) 出資を行っているもの

1	名称	有限会社 全行団
	所在地	東京都渋谷区神泉町20-10 上野ビル2階
	資本金	3,150千円
	事業内容	① 印刷物・出版物の企画、製作、販売、斡旋 ② ソフトウェアの開発、製造、販売、斡旋 ③ 事務用物品・事務用機器の販売、斡旋 ④ 損害保険の代理業 ⑤ 各種企業、団体等に対する業務研修の請負 ⑥ 情報処理サービス業、並びに情報提供サービス業 ⑦ 前各号に付帯する一切の事業
	役員の状況	代表取締役1人、取締役2人、監査役1人
	従業員数	5人
	持ち株比率	日本行政書士会連合会18株（28.6%）、地方協議会45株（71.4%）
法人との関係	日本行政書士会連合会が行っていた書籍の斡旋、共済事業及び行政書士会館の維持管理部門を独立させるため、昭和59年に任意団体として日本行政書士会連合会及び各単体会からの拠出金により「全国行政書士事業団（事業団）」が設立された。その後、事業団は損保代理業を行う上で、組織の透明性と事業の効率化を図ることを目的に、平成8年「有限会社全行団」として新たに組織された。	



## 日本司法書士会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都新宿区本塩町9-3		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shiho-shoshi.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shiho-shoshi.or.jp/association/info_disclosure/report/index.html	
設立根拠法	司法書士法（昭和25年法律第197号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和2年11月6日	民間法人化年月日	平成14年12月19日
沿革	年 月	事 項	
	明治5年8月	太政官無号達 司法職務定制 代言人・代書人・証書人制度の誕生	
	大正8年4月	法律48号 司法代書人法 法制度の確立	
	昭和2年11月	日本司法代書人連合会創立	
	昭和31年3月	法律18号 司法書士法一部改正 司法書士会の強制設立、強制入会	
	昭和42年7月	法律66号 司法書士法一部改正 司法書士会・日司連の法人格取得	
	昭和60年6月	法律68号 司法書士法一部改正 司法書士登録事務の移譲	
事業の目的	平成15年6月	外部役員の導入	
	平成16年10月	日司連認証局運用開始	
事業の目的	日本司法書士会連合会は、司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（司法書士法第62条第2項）		
主な事務・事業の内容			
	(1) 司法書士会の指導及び連絡に関する事項 (2) 司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項 (3) 司法書士の登録に関する事項 (4) 司法書士法人（以下「法人」という。）の届出の事務に関する事項 (5) 司法書士の電子証明に関する事項 (6) 研修に関する事項 (7) 業務関係法規の調査及び研究に関する事項 (8) 業務関係図書及び用品の購入のあっせん、はん布に関する事項 (9) 業務の改善に関する事項 (10) 制度の改善に関する事項 (11) 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事項 (12) 統計に関する事項 (13) 講演会の開催に関する事項		

- (14) 会報の編集及び発行に関する事項
- (15) 広報活動に関する事項
- (16) 情報の公開に関する事項
- (17) 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (18) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

### 2. 事務・事業の概要等

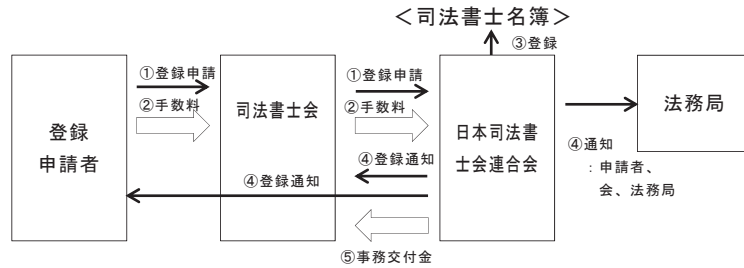
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費（千円） 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
司法書士の登録及び司法書士の法人の届出の事務	司法書士法に基づく司法書士の登録等に関する事務及び司法書士法人の届出に関する事務	【平成23年度】 ○司法書士 ・登録：1,090件 ・登録の取消し：726件 ・所属する司法書士会の変更の登録：291件 ・登録事項の変更の届出：3,148件 ○司法書士法人 ・成立の届出：52件 ・定款の変更 i 主たる事務所の移転届：1件 ii 法人名簿記載事項などの変更の届：1,035件 iii 合併届：5件 iv 清算終了届：28件 v 解散：30件	有	67,879
	司法書士法第8条～第19条、第34条、第35条、第44条、第45条	制度的独占	一般会計	
特別研修	簡裁訴訟代理等関係業務について、法務大臣が指定する研修（特別研修）を実施	【平成23年度】 受講者：879名	有	200,000
	・司法書士法第3条第2項第1号 ・司法書士法施行規則第8条及び第9条 ・司法書士法第三条第二項第一号の法人を定める省令	制度的独占	特別研修事業特別会計	

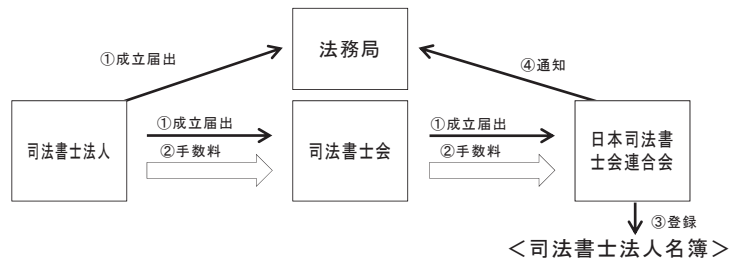
(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 司法書士の登録及び司法書士法人の届出の事務

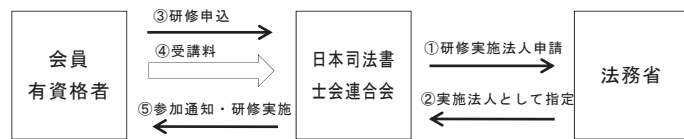
ア 司法書士の登録事務



イ 司法書士法人の成立届出事務



② 特別研修



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	3,676,361	3,694,807	3,780,469	3,853,049	3,865,104
政府出資金 (B)	0	0	0	0	0
その他出資金	0	0	0	0	0
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,922,011	1,935,460	1,957,732	2,042,763	2,088,232
内 事業収入額	1,922,011	1,935,460	1,957,732	2,042,763	2,088,232
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

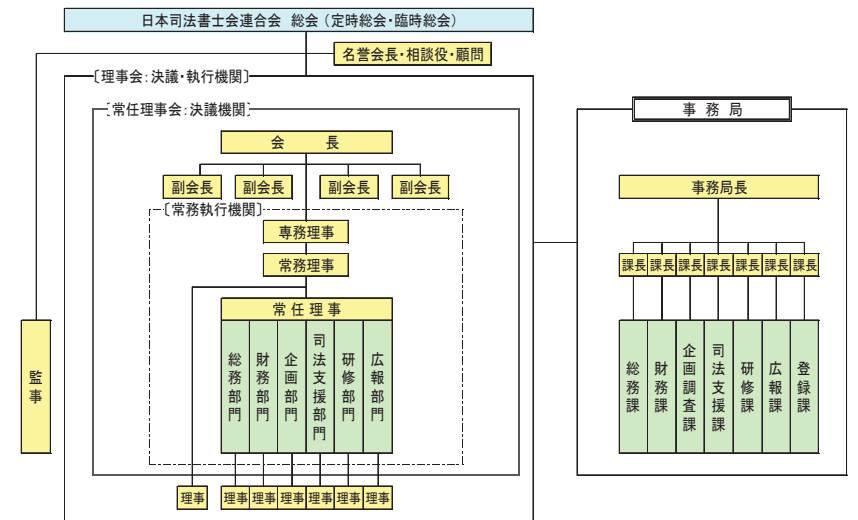
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
司法書士会	司法書士法第 5 2 条及び第 6 2 条 司法書士会は（地方）法務局管轄区域ごとに 一箇設置。	5 0 司法書士 会

7. 役員報酬の支給総額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常 勤	2, 820	－	9, 880	43, 720
非常勤	1, 010	－	－	12, 120
合計	3, 830	－	9, 880	55, 840

6. 役員の概要（平成 24 年 12 月 1 日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	－	2年	1人	2期	1人	0人	－
副会長	非常勤	4人 以内	－	2年	4人	1期	2人	0人	－
						2期	2人	0人	－
専務理事	常勤	理事のうち 1人	－	2年	1人	2期	1人	0人	－
常務理事	常勤	理事のうち 1人	－	2年	1人	2期	1人	0人	－
常任理事	常勤	理事のうち 6人 以内	－	2年	2人	2期	1人		
						3期	1人		
	非常勤	4人	2期	1人	0人	－			
						3期	1人		
理事	非常勤	12人以上 24人 以内	－	2年	14人	1期	9人	0人	－
						2期	3人		
						3期	2人		
監事	非常勤	3人 以内	－	2年	3人	1期	3人	0人	－

- (注) 1 理事の定数は、専務理事、常務理事、常任理事の定数を含む。  
2 在任年齢については設定されていない（役員は、会則及び日司連役員選挙規則に基づいて総会において選挙により選任しており、年齢による能力には個人差があり、役員の候補者の年齢も選挙権を有する者に公表し、そのうえで選挙において選任しているため）。

8. 職員数（平成 24 年 12 月 1 日現在）

職 員	常 勤	定数	35 人
		現員	33 人
	非常勤	定数	－
		現員	－

9. 貸借対照表（平成 23 年度）

（単位 円）

	一般会計	研修事業 特別会計	会館建設等 特別会計	会館管理運営 合同会計	市民支援基金 特別会計	特別研修 特別会計	00①特別研 修会計	会員業務整備 等特別会計	地域司法拡充 基金特別会計	内部取引消去	合 計
〔資産の部〕											
I 流動資産											
1. 現金・預金	181, 109, 735	61, 883, 070	65, 079, 617	97, 956, 528	166, 685, 115	9, 822, 466	124, 791, 319	121, 684, 187	288, 395, 650	0	1, 117, 407, 687
(1) 現金	9, 128, 886	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9, 128, 886
(2) 普通預金	161, 980, 849	61, 883, 070	65, 079, 617	97, 956, 528	166, 685, 115	9, 822, 466	124, 791, 319	121, 684, 187	288, 395, 650	0	928, 278, 801
(3) 定期預金	10, 000, 000	0	0	0	0	0	0	0	100, 000, 000	0	180, 000, 000
2. 前払金	93, 180	0	0	0	0	0	0	0	150, 000	0	243, 180
3. 立替金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 未収金	143, 910	0	378, 000	0	0	0	0	0	0	△143, 910	378, 000
5. 仮払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6. 仮払消費税	1, 229, 300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 229, 300
7. 税金	298, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	298, 000
8. 棚卸資産	6, 830, 790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6, 830, 790
流動資産合計	189, 704, 915	61, 883, 070	65, 457, 617	97, 956, 528	166, 685, 115	9, 822, 466	124, 791, 319	121, 684, 187	288, 545, 650	△143, 910	1, 126, 386, 957
II 固定資産											
1. 基本財産	0	0	696, 431, 868	0	0	0	0	0	0	0	696, 431, 868
(1) 土地			696, 431, 868								696, 431, 868
2. 特定資産	586, 157, 217	160, 108, 200	0	0	0	0	0	0	0	0	746, 265, 417
(1) 特定預金	586, 157, 217	160, 108, 200	0	0	0	0	0	0	0	0	746, 265, 417
3. その他固定資産	21, 109, 769	42, 219, 917	839, 658, 887	0	0	0	0	0	0	0	1, 902, 985, 573
(1) 建物		1, 624, 244, 818									1, 624, 244, 818
(2) 建物付属設備		168, 401, 365									168, 401, 365
(3) 建物構築物		17, 530, 152									17, 530, 152
(4) 機械及び装置		12, 654, 977									12, 654, 977
(5) 什器備品等		16, 827, 575									16, 827, 575
4. 研修基金貸付金	21, 109, 769	42, 219, 917	16, 827, 575	0	0	0	0	0	0	0	100, 000, 000
固定資産合計	607, 266, 986	302, 328, 117	536, 090, 755	0	0	0	0	0	0	0	88, 445, 685, 858
資産合計	796, 971, 901	364, 211, 187	2, 601, 548, 372	97, 956, 528	166, 685, 115	9, 822, 466	124, 791, 319	121, 684, 187	288, 545, 650	△143, 910	4, 572, 072, 815
〔負債の部〕											
I 流動負債											
1. 預り金	5, 270, 215	15, 600	284, 000	14, 385, 000	2, 279, 889	0	0	5, 045, 397	24, 326, 419	△143, 910	5, 569, 815
2. 未払金	30, 535, 907	15, 000	442, 000	0	0	0	0	0	0	0	76, 443, 702
3. 前受金	330, 000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	772, 000
流動負債合計	36, 136, 122	30, 600	726, 000	14, 385, 000	2, 279, 889	0	0	5, 045, 397	24, 326, 419	△143, 910	82, 785, 517
II 固定負債											
1. 退職金等引当金	75, 502, 341	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75, 502, 341
2. 長期借入金	0	0	548, 681, 268	0	0	0	0	0	0	0	548, 681, 268
固定負債合計	75, 502, 341	0	548, 681, 268	0	0	0	0	0	0	0	624, 183, 609
負債合計	111, 638, 463	30, 600	549, 407, 268	14, 385, 000	2, 279, 889	0	0	5, 045, 397	24, 326, 419	△143, 910	706, 969, 126
〔正味財産の部〕											
I 指定正味財産											
指定正味財産合計											0
II 一般正味財産											
一般正味財産合計	685, 333, 438	364, 180, 587	2, 052, 141, 104	83, 571, 528	164, 405, 226	9, 822, 466	124, 791, 319	116, 638, 790	264, 219, 231	0	8, 865, 103, 689
(うち基本財産への充当額)			696, 431, 868	0	0	0	0	0	0	0	696, 431, 868
(うち特定資産への充当額)	586, 157, 217	160, 108, 200	0	0	0	0	0	0	0	0	746, 265, 417
正味財産合計	685, 333, 438	364, 180, 587	2, 052, 141, 104	83, 571, 528	164, 405, 226	9, 822, 466	124, 791, 319	116, 638, 790	264, 219, 231	0	8, 865, 103, 689
負債及び正味財産合計	796, 971, 901	364, 211, 187	2, 601, 548, 372	97, 956, 528	166, 685, 115	9, 822, 466	124, 791, 319	121, 684, 187	288, 545, 650	△143, 910	4, 572, 072, 815

10. 正味財産増減計算書（平成23年度）

(単位 円)											
	一般会計	研修事業 特別会計	会館建設等 特別会計	会館管理運営 常合同会計	市民教授基金 特別会計	特別研修 特別会計	⑧特別研 修会計	会員業務整備 特別会計	地域司法拡充 基金特別会計	内部取引消去	合 計
[一般正味財産増減の部]											
I 経常増減の部											
1. 経常収益											
(1) 受取会費	1,104,851,700	162,774,800	175,450,000					121,302,000			1,564,378,500
(2) 登録手数料	41,505,000										41,505,000
(3) 負担金収益・受講料等		75,385,800				128,687,500	1,279,000				205,352,300
(4) 会館合同負担金収益				145,000,000							36,250,000
(5) 電子在明書発行手数料								68,522,160		1108,750,000	68,522,160
(6) 返還金									4,800,000		4,800,000
(7) 繰入額	100,000,000		55,500,000		115,000,000	40,000,000	200,000,000		68,000,000	178,500,000	0
(8) その他収益	32,112,604	100,159,611	18,208,051	12,969	17,897,958	23,045,718	12,762	1,787,746	68,425	125,881,612	167,424,232
経常収益計	278,469,304	338,320,211	249,158,051	145,012,969	132,897,958	191,733,218	201,291,762	191,611,906	72,868,425	173,131,612	088,232,192
2. 経常費用											
(1) 管理費	535,731,865		158,222,601	76,714,196	136,962,303		175,568,940	176,555,556	79,573,769	1108,750,000	661,918,662
(2) 事業費	441,240,118	221,748,758									1,234,649,444
(3) 運営費		31,943,576									31,943,576
(4) 研修助成費		20,747,000									20,747,000
(5) 研修推進費		21,653,486									21,653,486
(6) 特別研修費						200,000,000				200,000,000	0
(7) 支援金支出											0
(8) 支援者等養成研修費											0
(9) 繰出額・戻入金	210,500,000	100,000,000					25,881,612	68,000,000		1404,381,612	0
(10) 諸雑費	3,041,686	2,201,272	40,211	3,083,378	233,725		529,577	132,740			9,268,469
(11) 減価償却費	4,185,467	6,546,750	85,265,073								95,997,290
(12) 退職給付費用	0										0
経常費用計	194,699,136	407,840,842	243,527,885	79,797,574	137,196,028	200,000,000	201,980,129	244,688,296	79,579,649	173,131,612	076,177,927
当期経常増減額	83,770,168	69,520,631	5,630,166	65,215,395	4,298,070	8,266,782	688,367	53,076,390	6,711,224	0	12,054,265
II 経常外増減の部											
1. 経常外収益											
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 経常外費用											
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	83,770,168	69,520,631	5,630,166	65,215,395	4,298,070	8,266,782	688,367	53,076,390	6,711,224	0	12,054,265
一般正味財産期首残高	601,563,270	433,701,218	2,046,510,938	18,356,133	168,703,296	18,089,248	125,479,686	169,715,180	270,930,455		03,853,049,424
一般正味財産期末残高	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231		03,865,103,689
[指定正味財産増減の部]											
指定正味財産期末残高	685,333,438	364,180,587	2,052,141,104	83,571,528	164,405,226	9,822,466	124,791,319	116,638,790	264,219,231		03,865,103,689

11. 重要な会計方針（平成23年度）

1. 固定資産の減価償却は、定額法により行っている。
2. 消費税等の会計処理は、税込方式により行っている。
3. 退職金等引当金の計上基準について

(1) 平成23年度期末役員退職慰労金支給規則による要支給額	4,200,000 円
(2) 平成23年度期末職員退職金規程による要支給額	143,024,282 円
(3) 平成23年度期末独立行政法人勤労者退職金 共済機構による試算支給額	60,067,475 円
(4) 平成23年度期末退職金等引当金保有額	75,502,341 円
(5) 平成23年度期末退職金等引当金不足額	△11,654,466 円

なお、不足額については、財政状況を考慮しながら、予算時に補填計上していく。

4. 前期末、当期末残高及び次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

科 目	当期末残高	前期末残高	増 減
現金・預金	1,117,407,687	995,454,150	121,953,537
前払金	243,180		243,180
立替金	0	0	0
未収金	378,000	0	378,000
敷金	298,000	656,000	△358,000
仮払金	0	200,000	△200,000
仮払消費税	1,229,300	1,390,200	△160,900
合 計	1,119,556,167	997,700,350	121,855,817
預り金	5,569,815	11,875,355	△6,305,540
未払金	76,443,702	79,337,108	△2,893,406
前受金	772,000	862,000	△90,000
合 計	82,785,517	92,074,463	△9,288,946
次期繰越収支差額	1,036,770,650	905,625,887	131,144,763

5. 固定資産の取得 価額、減価 償却累計額 及び 当期末残高

(一般会計)

資産名	取得価額	当期償却費	償却累計額	当期末残高
什器備品	84,039,213	4,185,467	62,929,444	21,109,769

(研修事業特別会計)

資産名	取得価額	当期償却費	償却累計額	当期末残高
研修情報システム等	50,925,000	6,546,750	8,705,083	42,219,917

(会館建設等特別会計)

資産名	取得価額	当期償却額	償却累計額	当期末残高
建 物	2,154,170,843	38,775,075	529,926,025	1,624,244,818
建物付属設備	668,376,870	36,727,274	499,975,505	168,401,365
建物構築物	67,202,994	3,318,128	49,672,842	17,530,152
機械及び装置	68,036,145	4,200,047	55,381,168	12,654,977
什 器 備 品	70,225,977	2,244,549	53,398,402	16,827,575
合 計	3,028,012,829	85,265,073	1,188,353,942	1,839,658,887

6. 棚卸資産の当期増減及び当期末残高

(単位 円)

資産名	前期末残高	入荷価格	売上・売却	当期末残高
棚卸資産	8,558,910	6,300,000	8,028,120	6,830,790

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

- (1) 基金拠出を行っているもの

該当なし

- (2) 出資を行っているもの

該当なし

## 日本土地家屋調査士会連合会

### 1. 法人概況

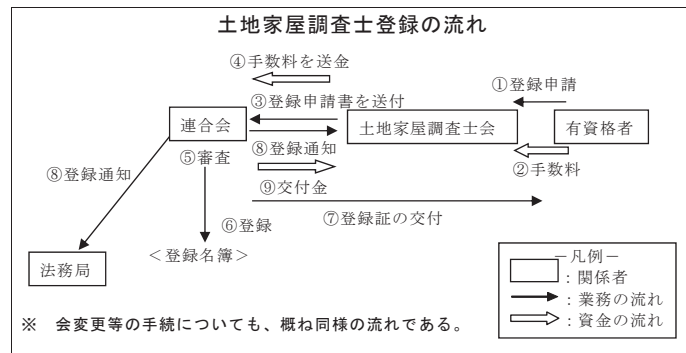
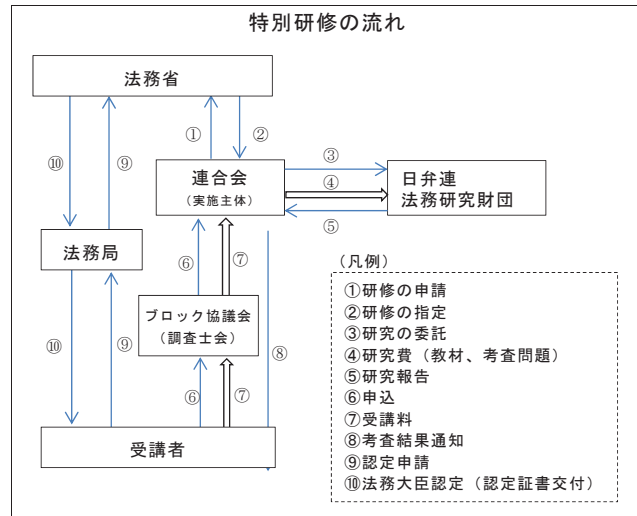
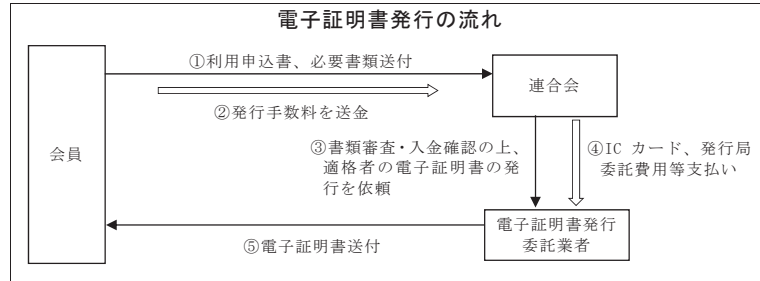
所在地	東京都千代田区三崎町一丁目2番10号		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.chosashi.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.chosashi.or.jp/gaiyou/disclosure.html	
設立根拠法	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和25年11月13日	民間法人化年月日	平成15年8月1日
沿革	年 月	事 項	
	昭和25年7月	土地家屋調査士法制定	
	同年11月	全国土地家屋調査士会連合会設立	
	31年3月	土地家屋調査士法一部改正 （土地家屋調査士会の強制設立、強制入会制度の導入）	
	42年7月	土地家屋調査士法一部改正 （全国土地家屋調査士会連合会及び土地家屋調査士会に法人格を付与、全国土地家屋調査士会連合会を日本土地家屋調査士会連合会に改める。）	
54年12月	土地家屋調査士法一部改正 （登録・入会の手続きを一本化し、土地家屋調査士会を経由して法務局長に申請）		
60年6月	土地家屋調査士法一部改正 （土地家屋調査士登録事務について、国から日本土地家屋調査士会連合会へ委譲）		
平成15年8月	日本土地家屋調査士会連合会の民間法人化		
事業の目的	土地家屋調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、土地家屋調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに土地家屋調査士の登録及び土地家屋調査士法人の登録に関する事務を行うこと（土地家屋調査士法第57条第2項）。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務（土地家屋調査士法第8条第2項）</li> <li>○ 土地家屋調査士資格の電子証明書の発行、失効及び開示（土地家屋調査士法施行規則第26条第2項）</li> <li>○ 土地家屋調査士特別研修（同法第3条第2項第1号、第2号、土地家屋調査士法第三条第二項第一号の法人を定める省令）</li> </ul>		

### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
電子証明書 の発行等	土地家屋調査士名簿に登録され、土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士会員であることを証明する電子証明書の発行及び失効並びに開示に関する業務を随時行う。	(平成23年度) 電子証明書の発行数 : 約3,000枚	有	66,732
	土地家屋調査士法施行規則第26条第2項	—		特定認証局 特別会計
土地家屋調査士特別研修	土地家屋調査士が民間紛争解決手続代理関係業務*を行うために必要となる能力を習得し、土地家屋調査士法第3条第2項第2号による法務大臣の認定を受けられることを目的とした研修 *土地の筆界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力	(平成23年度) 特別研修受講者数 : 368人  民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士数 : 290人	有	30,996
	土地家屋調査士法第3条第2項、第3項、第5項	—		特別研修特別会計
登録事務等	土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録、会変更登録、登録事項変更、登録取消事務等	(平成23年度) 3,689件	有	21,754
	土地家屋調査士法第8条第2項、第33条、第34条第2項、第39条第3項及び第40条第3項	制度的独占		一般会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

（注）当該法人において資本金という概念はない。

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	35,375	558,605	584,218	587,842	652,006
内 事業収入額	35,375	558,605	584,218	587,842	652,006
内 国等からの補助金等収入額	0	0	0	0	0
内 国等との契約に基づく総収入額	0	0	0	0	0

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

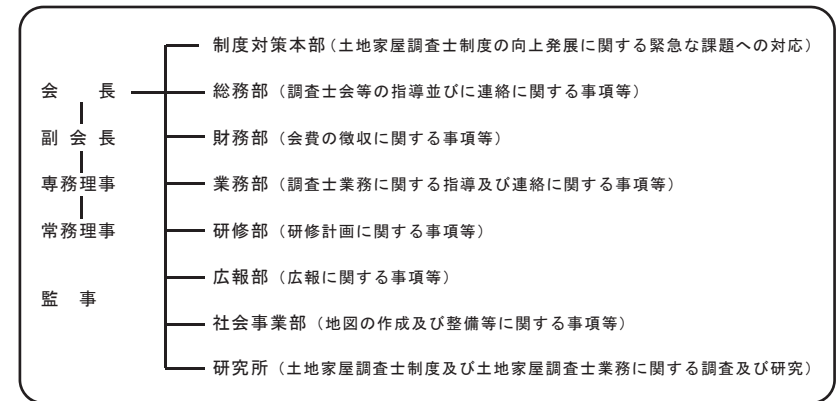
（国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

（国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

4. 組織図



5. 会員の概要（平成24年12月1日現在）

会員の種類	会員資格	会員数
土地家屋調査士会	全国の土地家屋調査士会は、会則を定めて、調査士会連合会を設立しなければならない(土地家屋調査士法第57条)。	50

6. 役員の概要（平成24年12月1日現在）

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	2期	1人	—	—
副会長	非常勤	5人以内	—	2年	4人	1期	2人	—	—
						2期	1人	—	—
						5期	1人	—	—
専務理事	常勤	1人	—	2年	1人	3期	1人	1人	水戸地方法務局長
常務理事	常勤	1人	—	2年	0人	—	0人	—	—
理事	非常勤	15人以上 30人以内	—	2年	23人	1期	13人	—	—
						2期	7人	—	—
						3期	3人	—	—
監事	非常勤	3人以上	—	2年	3人	1期	3人	—	—

(注) 当該法人は、在任年齢に係る規定を策定していない。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

(単位：千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	6,450	289	2,100	8,839
非常勤	25,780	0	0	25,780
合計	32,230	289	2,100	34,619

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	25人以内
		現員	19人
	非常勤	定数	—
		現員	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

	合計	一般	図書等頒布	会館	退職金	周年事業	財政調整積立金	大規模災害対策基金	特定認証局	特別研修
流動資産	408,588	159,094	19,307	25,593	43,183	8,152	25,818	81,350	14,161	31,929
固定資産	235,148	11,203	0	203,945	0	0	0	0	20,000	0
資産合計	643,736	170,297	19,307	229,538	43,183	8,152	25,818	81,350	34,161	31,929
流動負債	18,365	9,091	306	1,260	0	0	0	5,263	0	2,444
固定負債	4,261	0	0	4,261	0	0	0	0	0	0
負債合計	22,626	9,091	306	5,521	0	0	0	5,263	0	2,444
一般正味財産	621,110	161,207	19,002	224,017	43,183	8,152	25,818	76,087	34,161	29,485
特定資産充当額	20,000	0	0	0	0	0	0	0	20,000	0
負債及び正味財産合計	643,736	170,297	19,308	229,538	43,183	8,152	25,818	81,350	34,161	31,929

10. 収入支出計算書（平成23年度・概要版）

(単位：千円)

科目 区分	合計	一般	図書等頒布	会館	退職金	周年事業	財政調整積立金	大規模災害対策基金	特定認証局	特別研修
収益計	711,215	510,491	18,807	18,190	8,215	3,001	6	17,028	74,640	60,837
費用計	705,806	456,847	16,999	14,776	4,879	0	0	83,509	86,732	42,064
当期収支差額	5,409	53,645	1,808	3,415	3,336	3,001	6	-66,481	-12,092	18,773
前期繰越収支差額	1,795,084	96,359	8,196	20,919	39,846	5,151	25,812	142,568	26,253	10,712
次期繰越収支差額	1,800,493	150,004	10,003	24,333	43,183	8,152	25,818	76,087	14,161	29,485

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

(1) 出資を行っているもの

1	名称	有限会社桐栄サービス
	所在地	東京都千代田区三崎町1-2-10
	資本金	3,000千円
	事業内容	土地家屋調査士を対象とする損害保険の代理業務及び自動車損害賠償法に基づく保険代理業務等
	役員の状況	取締役1人
	従業員数	1人
	持ち株比率	100%
	法人との関係	昭和63年に日本土地家屋調査士会連合会の出資により設立。福利厚生及び共済に関する事務を委託。



# 日本税理士会連合会

## 1. 法人概況

所在地	東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.nichizeiren.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.nichizeiren.or.jp/guidance/intro/about.html	
設立根拠法	税理士法（昭和26年法律第237号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	国税庁長官官房総務課税理士監理室		
設立年月日	昭和26年12月8日	民間法人化年月日	平成14年10月29日
沿革	年 月	事 項	
	昭和17年11月	日本税務代理士会聯合会 設立	
	昭和26年12月	日本税理士会連合会 設立	
	昭和32年1月	社団法人から特別法人に改組、間接強制入会制の導入	
	昭和36年12月	国税庁から登録事務の移譲	
	昭和55年4月	登録即入会制への移行	
	平成13年5月	税理士法人制度の創設、補佐人制度の創設、補助税理士としての登録、研修の充実	
平成14年10月	民間法人化		
事業の目的	税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと</li> <li>(2) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。</li> <li>(3) 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと</li> <li>(4) 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと</li> <li>(5) 会報を発行すること</li> <li>(6) 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと</li> <li>(7) 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと</li> <li>(8) 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと</li> <li>(9) 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと</li> </ul>		

- (10) その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと
- (11) 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申すること

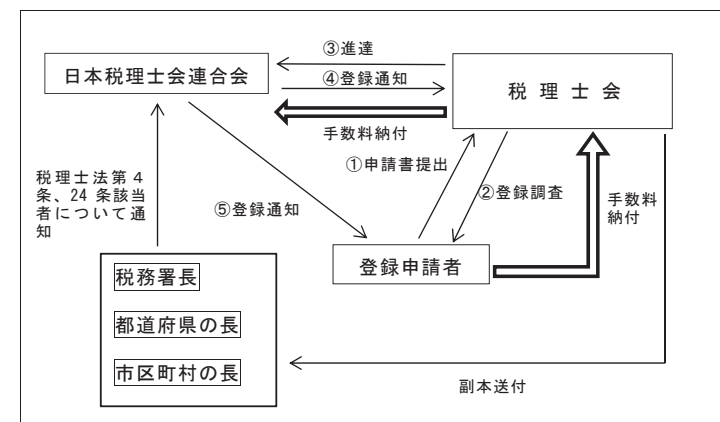
## 2. 事務・事業の概要等

### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円)勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
税理士の登録及び税理士法人の届出	税理士の登録及びその取消し並びに税理士法人の届出等に関して必要な審査、調査を行う。	登録調査部会 実施件数：平成23年度新規登録者数2,716人 実施回数：12回 登録審査会 実施回数：12回	有	156,183
	税理士法第18条、第19条、第22条、第48条の9、第48条の10 日税連会則第33条、第39条、第50条の4	制度的独占		

### (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

#### ○税理士の登録及び税理士法人の届出に関すること



### 3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況 (各年度とも年度末現在) (単位: 千円、%)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況 (各年度とも実績額) (単位: 千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総収入額	1,973,243	2,246,209	1,963,519	1,940,386	1,950,615
事業収入額	1,973,243	2,246,209	1,963,519	1,940,386	1,950,615
内 国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
内 国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—

※ 「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

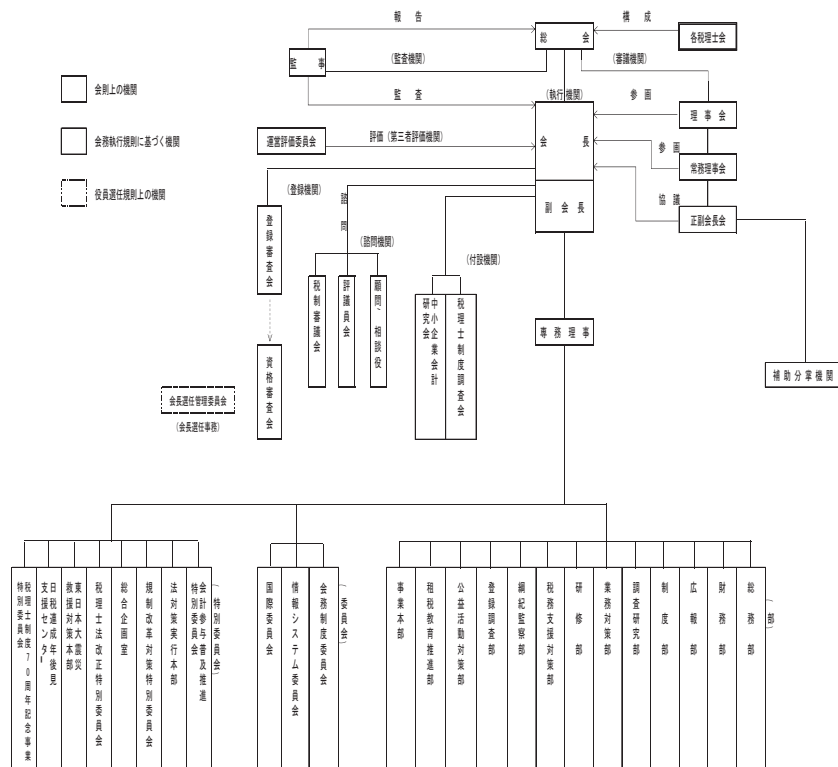
(国等からの補助金等の状況 (平成23年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成23年度))

該当なし

### 4. 組織図 (平成24年12月1日現在)



### 5. 会員の概要 (平成24年12月1日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
税理士会	全国の税理士会	15会

6. 役員概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1人	—	2年	1人	3期	1人	0人	—
副会長	非常勤	15人以内	—	2年	15人	4期	1人	0人	—
						3期	3人		
						2期	4人		
						1期	7人		
理事	非常勤	101人	—	2年	101人	3期	13人	2人	税務署長
						2期	21人	1人	税務署長
						1期	67人	4人	税務署長(3) 国税局調査査察部長(1)
監事	非常勤	16人	—	2年	16人	3期	2人	0人	—
						2期	3人		
						1期	11人		

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	42人
非常勤	定数	—	
	現員	0人	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

(単位: 千円)

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	(6,657,180)	負債の部	(1,338,039)
流動資産	(1,006,667)	流動負債	(304,731)
現金・預金	859,857	未払金	61,767
会費未収入金	103,605	未払交付金	5,072
拠出金未収入金	4,530	未払法人税等	17,807
手数料未収入金	9,936	未払消費税	2,311
未収入金	9,578	前受金	7,111
前払費用	7,508	預り金	10,664
仮払金	42	一年以内返済予定長期借入金	200,000
貯蔵品	6,858		
商品	389	固定負債	(1,033,308)
立替金	4,344	長期借入金	800,000
預け金	20	退職給付引当金	156,869
		預り退職金	12,723
固定資産	(5,650,513)	預り敷金	63,716
特定資産	(1,544,631)		
退職給付引当特定資産	169,591		
拠出金積立特定資産	156,376	正味財産の部	(5,319,141)
法対策準備積立特定資産	69,014	指定正味財産	(0)
情報システム構築積立特定資産	298,150	うち基本財産への充当額	<0>
70周年記念事業準備積立特定資産	20,000	うち特定財産への充当額	<0>
修繕積立特定資産	280,000	一般正味財産	(5,319,141)
建物減価償却引当特定資産	371,500	うち基本財産への充当額	<0>
発行費用積立特定資産	180,000	うち特定財産への充当額	<1,375,039>
その他固定資産	(4,105,883)		
土地	2,475,663		
建物	1,449,355		
建物附属設備	151,304		
機械装置	12,188		
器具・備品	8,680		
電話加入権	1,775		
ソフトウェア	6,716		
保証金	200		
資産合計	6,657,180	負債・正味財産合計	6,657,180

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）（単位：千円）

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 特定資産運用益	4,192
② 受取会費	1,305,914
③ 受取拠出金	53,685
④ 事業収益	565,138
⑤ 雑収益	8,106
⑥ 受取分担金	13,580
(経常収益計)	1,950,615
(2) 経常費用	
① 事業費	787,684
② 管理費	775,486
③ 交付金	92,196
(経常費用計)	1,655,367
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	0
(経常外収益計)	0
(2) 経常外費用	
① 固定資産除却額	841
② 雑損失	122
(経常外費用計)	963
(当期一般正味財産増減額)	294,285
一般正味財産期首残高	5,024,856
一般正味財産期末残高	5,319,141
II 指定正味財産増減の部	
(当期指定正味財産増減額)	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	5,319,141

※ 千円未満を四捨五入としているため、合計が一致しない場合がある。

11. 重要な会計方針（平成23年度）

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産は、最終仕入原価法によっている。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
固定資産の減価償却は、定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
退職給付引当金は、期末自己都合退職金要支給額を基準として97.8%を計上している。  
その内、出向先団体からの預り退職金4.5%及び税理士事務所職員退職年金共済会からの退職一時金相当額37.8%が含まれている。
- (5) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。  
なお、リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額は、次のとおりである。

(単位：円)

取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
122,095,231	79,894,308	42,200,923

- (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況  
該当なし

## 全国社会保険労務士会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号 社会保険労務士会館		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.shakaihokenroumushi.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.shakaihokenroumushi.jp/general-person/known-profit/business-report	
設立根拠法	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）		
その他、事務・事業に関する法律	—		
所管府省（担当課）	厚生労働省労働基準局監督課		
設立年月日	昭和53年12月27日	民間法人化年月日	平成15年3月31日
沿革	年 月	事 項	
	昭和43年6月	社会保険労務士法制定	
	昭和46年8月	(社)日本社会保険労務士会設立	
	昭和46年10月	(社)日本社会保険労務士会連合会設立	
	昭和51年9月	2団体合併 (社)全国社会保険労務士会設立	
	昭和53年12月	全国社会保険労務士会連合会設立	
	昭和57年1月	社会保険労務士の登録に関する事務開始	
平成12年2月	社会保険労務士試験事務受託		
平成18年3月	紛争解決手続代理業務試験事務受託		
事業の目的	社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、都道府県社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、社会保険労務士試験の実施及び紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行う。		
主な事務・事業の内容	① 社会保険労務士の品位を保持するため、社会保険労務士会及びその会員に対し、勧告又は指導を行うこと ② 社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと ③ 社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと ④ 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと ⑤ 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと ⑥ 社会保険労務士法別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと 等		

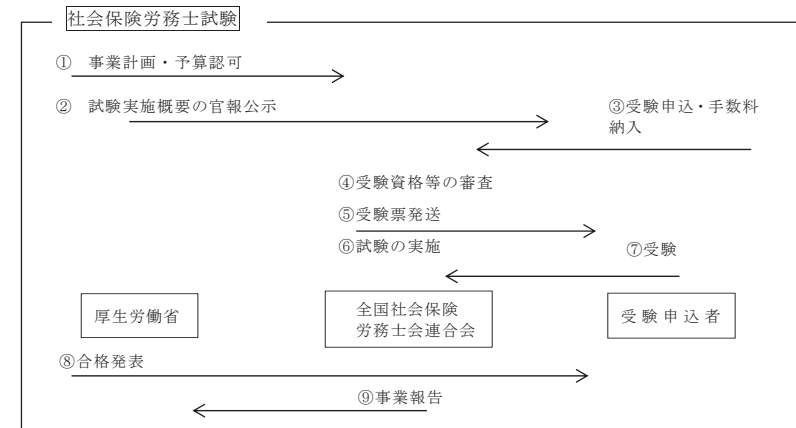
### 2. 事務・事業の概要等

#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
社会保険労務士試験	社会保険労務士業務を行うのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定(選択式210分、択一式80分) ・試験科目：労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	(平成23年度) 【第43回試験】 ・申込者：67,662人 ・受験者：53,392人 ・合格者：3,855人 ・試験地：北海道、宮城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川県、愛知、石川、静岡、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、熊本、沖縄、岩手、山形の各都道府県(岩手、山形は東日本大震災対応)	有	588,539
	社会保険労務士法第9条、第10条	制度的独占		社会保険労務士試験特別会計
紛争解決手続代理業務試験	社会保険労務士会連合会が実施する特別研修の終了者に対し、紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力を有するかどうかを判定(記述式2時間)	(平成23年度) 【第7回試験】 ・申込者：1,707人 ・受験者：1,675人 ・合格者：1,145人 ・試験地：北海道、宮城、埼玉、千葉、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の各都道府県	有	38,111
	社会保険労務士法第13条の3	制度的独占		紛争解決手続代理業務試験特別会計
紛争解決手続代理業務を行うのに必要な学識及び実務能力に関する研修 中央発信講義(30時間)、グループ研修(18時間)、ゼミナール(15時間)	(平成23年度) 第7回研修 ・受講者1,151人 ・実施地 中央発信講義及びグループ研修：47都道府県 ゼミナール：北海道、宮城、埼玉、	有	100,525	

		千葉、東京、神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡の各都道府県		
	社会保険労務士法第13条の3	制度的独占		一般会計（公益事業）
社会保険労務士の登録	社会保険労務士法第14条の2～14条の2、第25条の13、第25条の22及び第25条の23に関する登録等	<p>（平成23年度）</p> <p>【個人会員登録】 新規登録 2,468人 登録抹消 1,419人 登録事項変更 3,312人</p> <p>【法人登録】 新規登載 71法人 廃止・解散 18法人 登載事項変更 135法人</p> <p>【紛争解決手続代理業務付記】 付記 819人 付記抹消 0人</p>	有	43,800
	社会保険労務士法第14条の2～第14条の12等	制度的独占		一般会計（公益事業）
社会保険労務士試験試験科目免除指定講習	<p>社会保険労務士試験の試験科目の一部免除資格に該当する者に対する講習</p> <p>【講習科目】労働基準法、労働安全衛生法、労働災害保険法、雇用法、徴収方、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、一般常識講習内容（年1回）</p> <p>・通信指導（10月～3月）</p> <p>・面接指導（3/11～30）、1科目3日間（会場は東京のみ）</p> <p>・修了試験（科目毎に実施、成績良好者に修了証）</p>	<p>（平成23年度）</p> <p>参加者：115人（延べ人員220人）</p> <p>実施回数及び件数：年1回、各科目1回</p>	有	11,190
	社会保険労務士法第11条	制度的独占		一般会計（公益事業）

## (2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）



## 3. 財務の概要

### (1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

（単位：千円、％）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金 (B)	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

### (2) 収入の状況（各年度とも実績額）

（単位：千円）

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,074,289	2,118,012	3,298,703	4,471,915	4,006,241	
内 訳	事業収入額	1,271,431	1,157,080	1,229,477	1,278,431	1,200,929
	国等からの補助金等収入額	217,533	345,219	1,435,113	2,543,883	2,128,192
	国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
	会費収入額等	585,325	615,712	634,113	649,600	677,120

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

※「会費収入額等」欄には、会費収入の他、寄付金やその他収入などを含む。

※「国等からの補助金等収入額」には確定額を記載のため、財務諸表と一致しない場合もある。

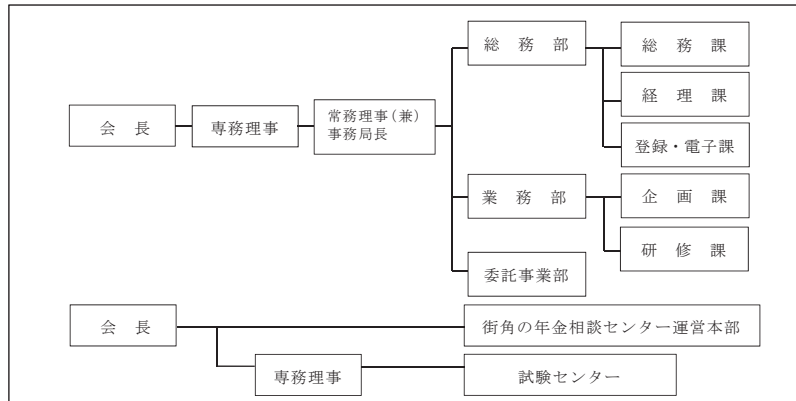
(国等からの補助金等の状況 (平成 23 年度))

該当なし

(国等からの委託費の状況 (平成 23 年度))

委託費の名称	委託を受けた事業の内容	金額 (千円)
		委託府省名
夜間・土曜日均等法、育・介法、パート法等電話相談事業	夜間、土曜日において、「雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法」等に関する相談対応を電話にて行う。	17,559
		厚生労働省
街角の年金相談センター運営業務	街角の年金相談センターの運営業務	2,110,633
		日本年金機構

4. 組織図



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
社会保険労務士	社会保険労務士法第 14 条の 2 に規定されている「社会保険労務士となる資格を有する者」が社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録をうけること	37,573 人
全国の社会保険労務士会(都道府県社会保険労務士会)	全国社会保険労務士会連合会会則第 5 条に基づき、全国の社会保険労務士会(都道府県社会保険労務士会)は、会員となる。	47 団体

6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人	—	2 年	1 人	2 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	10 人以内	—	2 年	10 人	8 期	1 人	0 人	—
						7 期	1 人	0 人	—
						6 期	3 人	0 人	—
						5 期	3 人	0 人	—
						4 期	1 人	0 人	—
						3 期	1 人	0 人	—
専務理事	常勤	2 人以内	—	2 年	1 人	3 期	1 人	1 人	厚生労働省職業能力開発局長
常務理事	常勤	2 人以内	—	2 年	1 人	1 期	1 人	0 人	—
常任理事	非常勤	25 人以内	—	2 年	25 人	5 期	4 人	0 人	—
						4 期	4 人	0 人	—
						3 期	6 人	0 人	—
						2 期	7 人	0 人	—
						1 期	4 人	0 人	—
						—	—	—	—
理事	非常勤	85 人以内	—	2 年	43 人	13 期	1 人	0 人	—
						6 期	1 人	0 人	—
						5 期	1 人	0 人	—
						4 期	5 人	0 人	—
						3 期	3 人	0 人	—
						2 期	11 人	0 人	—
						1 期	21 人	0 人	—
監事	常勤	7 人	—	2 年	0 人	—	—	—	—
	非常勤	以内	—	2 年	6 人	1 期	5 人	0 人	—
						2 期	1 人	0 人	—

※理事の定数 85 人以内は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事を含む。

7. 役員報酬の支給総額（平成23年度）

（単位：千円）

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	24,000	276	—	24,276
非常勤	—	—	—	—
合計	24,000	276	—	24,276

8. 職員数（平成24年12月1日現在）

職員	常勤	定数	—
		現員	41人
	非常勤	定数	—
		現員	—

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：千円）

勘定科目	一般会計		社会保険 労務士会 館特別会 計	社会保険 労務士試 験特別会 計	紛争解決 手続代理 業務試験 特別会計	街角の年 金相談セ ンター特 別会計	夜間・土曜 日 金等法、育 介法、パ ート 法等電話 相談 事業特別 会計	合計
	公益 事業	収益 事業						
I. 資産の部								
1. 流動資産	894,969	9,431	55,715	26,757	5,862	446,743	17,559	1,457,035
2. 固定資産	307,140	0	2,126,591	404,995	19,500	3,290	0	2,861,516
資産合計	1,202,109	9,431	2,182,307	431,751	25,362	450,033	17,559	4,318,551
II. 負債の部								
1. 流動負債	288,015	212	19,969	220	594	190,052	17,559	516,622
2. 固定負債	269,320	0	1,740,041	327,131	19,500	0	0	2,355,992
負債合計	557,335	212	1,760,010	327,351	20,094	190,052	17,559	2,872,613
III. 正味財産の部								
正味財産	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	1,445,938
負債及び正味財産合計	1,202,109	9,431	2,182,307	431,751	25,362	450,033	17,559	4,318,551

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

10. 正味財産増減計算書総括表（平成23年度・概要版）

勘定科目	一般会計		社会保険 労務士会 館特別会 計	社会保険 労務士試 験特別会 計	紛争解決 手続代理 業務試験 特別会計	街角の年 金相談セ ンター特 別会計	夜間・土曜 日 金等法、育 介法、パ ート 法等電話 相談 事業特別 会計	内部取 引消去	合計
	公益 事業	収益 事業							
I. 一般正味財 産の部									
1. 経常増減の 部									
(1) 経常収益									
① 会員収入	655,940	0	0	0	0	0	0	0	655,940
② 手数料収入	102,198	0	0	0	0	0	0	0	102,198
③ 事業収入	274,130	67,648	0	0	0	2,110,633	17,559	0	2,469,970
④ 会館事業取 入	0	0	120,217	0	0	0	0	0	120,217
⑤ 受験手数料 収入	0	0	0	608,958	25,605	0	0	0	634,563
⑥ その他の取 入	6,024	8,003	67,402	150,410	10,000	6,065	0	△66,723	181,181
経常収益計	1,038,292	75,652	187,619	759,368	35,605	2,116,698	17,559	△66,723	4,164,069
(2) 経常費用									
① 事業費支出	589,712	0	0	0	0	0	0	0	589,712
② 事業費	0	34,322	0	0	0	1,885,317	17,559	0	1,937,198
③ 会館事業費 支出	0	0	102,880	0	0	0	0	0	102,880
④ 試験実施費	0	0	0	464,164	10,691	0	0	0	474,855
⑤ 管理費	282,310	40,585	0	0	0	149,825	0	△4,241	468,480
⑥ 試験管理費	0	0	0	136,920	7,122	0	0	△31,383	112,659
⑦ その他の支 出	158,722	0	63,990	1,201	798	704	0	0	225,415
⑧ 電子化積立 預金支出	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
⑨ 災害対策積 立預金支出	0	0	0	10,000	0	0	0	0	10,000
⑩ 次年度事業 運営積立金	0	0	0	150,000	19,500	0	0	0	169,500
経常費用計	1,030,744	74,907	166,870	772,286	38,111	2,035,846	17,559	△35,624	4,100,699
当期経常 増減額	7,548	744	20,749	△12,917	△2,506	80,851	0	△31,099	63,369
2. 経常外増減 の部									
(1) 経常外収益									
① 修繕積立預 金取崩収入	0	0	5,000	0	0	0	0	0	5,000
② 什器備品調 整（災害用 テレビ）	0	0	0	41	0	0	0	0	41
経常外収益計	0	0	5,000	41	0	0	0	0	5,041
(2) 経常外費用									
① 会館特別会 計繰入金支 出	31,099	0	0	0	0	0	0	△31,099	0
② 受入保証金 計上修正	0	0	63	0	0	0	0	0	63
経常外費用計	31,099	0	63	0	0	0	0	0	63
当期経常外増減 額	△31,099	0	4,937	41	0	0	0	0	4,979
当期一般正味財 産増減額	△23,552	744	25,687	△12,876	△2,506	80,851	0	△31,099	68,348
一般正味財産期 首残高	668,325	8,475	396,610	117,276	7,774	179,130	0	0	1,377,590
一般正味財産 期末残高	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	△31,099	1,445,938
正味財産期末残 高	644,774	9,219	422,297	104,400	5,268	259,981	0	△31,099	1,445,938

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計は必ずしも一致しない。

11. 重要な会計方針等（平成23年度） 計算書類に対する注記 省略

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 【該当なし】



# 日本弁理士会

## 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区霞が関3-4-2		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.jpaa.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.jpaa.or.jp/about_us/information/	
設立根拠法	弁理士法（平成12年法律第49号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	経済産業省特許庁総務部秘書課弁理士室		
設立年月日	大正11年5月5日	民間法人化年月日	平成14年8月29日
沿革	年 月	事 項	
	明治32年7月 明治42年11月	「特許代理業者登録規則」施行。 「特許代理業者」を「特許弁理士」に改称。 「特許弁理士令」公布。	
	大正4年8月	「日本特許弁理士会」創立（特許局長の許可）。	
	大正10年4月 大正11年5月 昭和13年3月	「弁理士法」公布、「弁理士」に改称。 弁理士会設立（農商務大臣の認可）。 弁理士法の一部改正、弁理士は弁理士会に強制加入となる。	
	昭和35年7月	弁理士法の一部改正、弁理士の登録事務が特許庁から弁理士会に移管。	
	平成10年3月	日本弁護士連合会と共同で「工業所有権仲裁センター（現/日本知的財産仲裁センター）」を開設	
	平成13年1月	弁理士法全面改正。「弁理士会」は「日本弁理士会」に改称。	
	平成20年4月 平成20年10月	弁理士法の一部改正、継続研修開始 弁理士法の一部改正、実務修習制度導入。日本弁理士会が経済産業大臣から指定修習機関に指定される。（12月開始）	
事業の目的	日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容			
① 会員の指導、連絡及び監督に関すること			
② 弁理士の登録に関すること			

- ③ 特許業務法人の届出に関すること
- ④ 弁理士の研修に関すること
- ⑤ 弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究に関すること
- ⑥ 知的財産権制度の普及及び改善に関すること
- ⑦ 本会及び会員に関する情報の提供に関すること
- ⑧ 会員の業務に関する紛議の調停に関すること
- ⑨ 弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申すること
- ⑩ 実務修習に関すること
- ⑪ その他本会の目的を達成するために必要なこと

## 2. 事務・事業の概要等

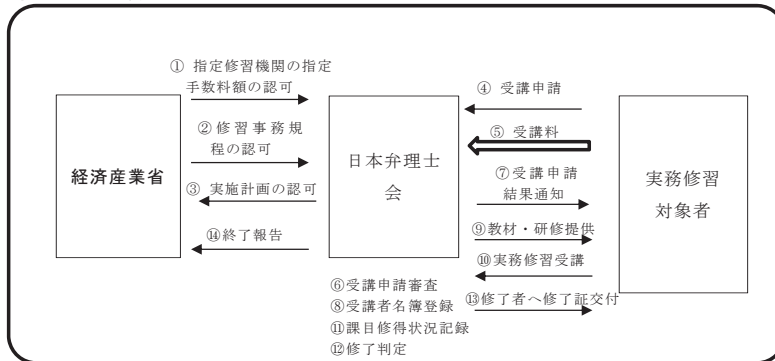
### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実 績	手数料等徴収	事業費(千円) 勘定
	実施根拠	他の事業者の参入		
継続研修	弁理士の資質向上を図るための研修を実施（弁理士は5年に1回受講の義務あり）。内容は倫理研修10単位（時間）、業務研修60単位（時間）	（平成23年度） 実施回数：1回 受講者数：1,504人	-	97,623  研修事業費 特別会計
	弁理士法第31条の2	制度的独占		
実務修習	下記のいずれかの者が実務修習を修了すると弁理士となる資格を取得 ○ 弁理士試験の合格者 ○ 弁理士の資格者 ○ 特許庁で審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上の者	（平成23年度） 実施回数：1回 実施会場：東京、大阪、名古屋 受講者数：723人	有	80,957  研修事業費 特別会計
	弁理士法第16条の2から第16条の15	-		
弁理士の登録	弁理士となる資格を有する者からの弁理士登録申請を審査の上、登録可とした者について、氏名、生年月日、事務所名等を弁理士登録簿に登録。	（平成23年度） 登録：633件 登録事項の変更：2,525件 登録抹消：172件	有	35,051  一般会計
	弁理士法第17条から第25条、第27条	制度的独占		
特定侵害訴訟代理業務の付記	弁理士法第15条の2第1項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格した弁理士からの申請を受けて、当該弁理士の登	（平成23年度） 183件	有	898

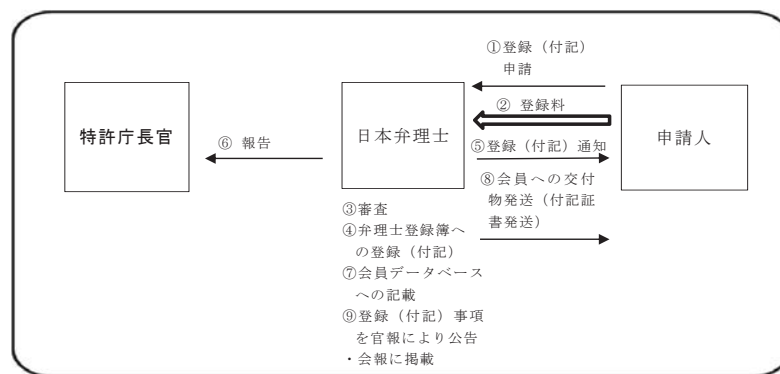
	録に特定侵害訴訟代理業務試験に合格した旨を付記。			
	弁理士法第 27 条の 2、第 27 条の 3	制度的独占		一般会計
特定侵害訴訟代理業務研修	弁理士が特定侵害訴訟代理業務試験を受験する資格を得るために必要な学識及び実務能力に関する研修を実施。	(平成 23 年度) 実施回数：1 回 実施会場：東京、大阪、名古屋 受講者数：249 人	有	47,706
	弁理士法第 15 条の 2	制度的独占		研修事業費特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

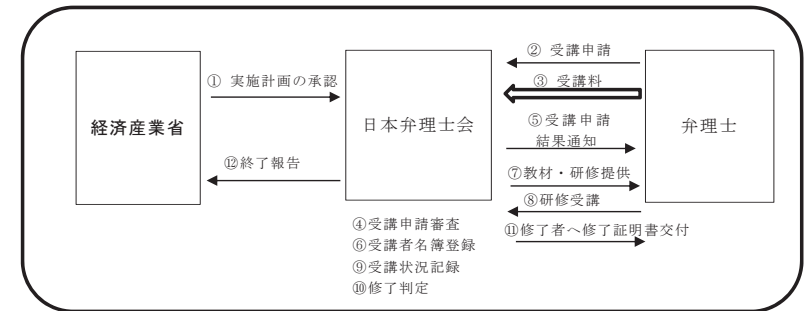
① 実務修習



② 弁理士の登録、特定侵害訴訟代理業務の付記



③ 特定侵害訴訟代理業務研修



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
資本金等総額 (A)	—	—	—	—	—
政府出資金	—	—	—	—	—
その他出資金	—	—	—	—	—
政府出資比率 (B/A)	—	—	—	—	—

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総収入額	2,032,612	2,111,604	2,206,269	2,313,461	2,139,920
事業収入額	2,032,612	2,111,604	2,206,269	2,313,461	2,139,920
国等からの補助金等収入額	—	—	—	—	—
国等との契約に基づく総収入額	—	—	—	—	—
その他収入額	—	—	—	—	—

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

(国等からの補助金等の状況（平成 23 年度）)

該当なし

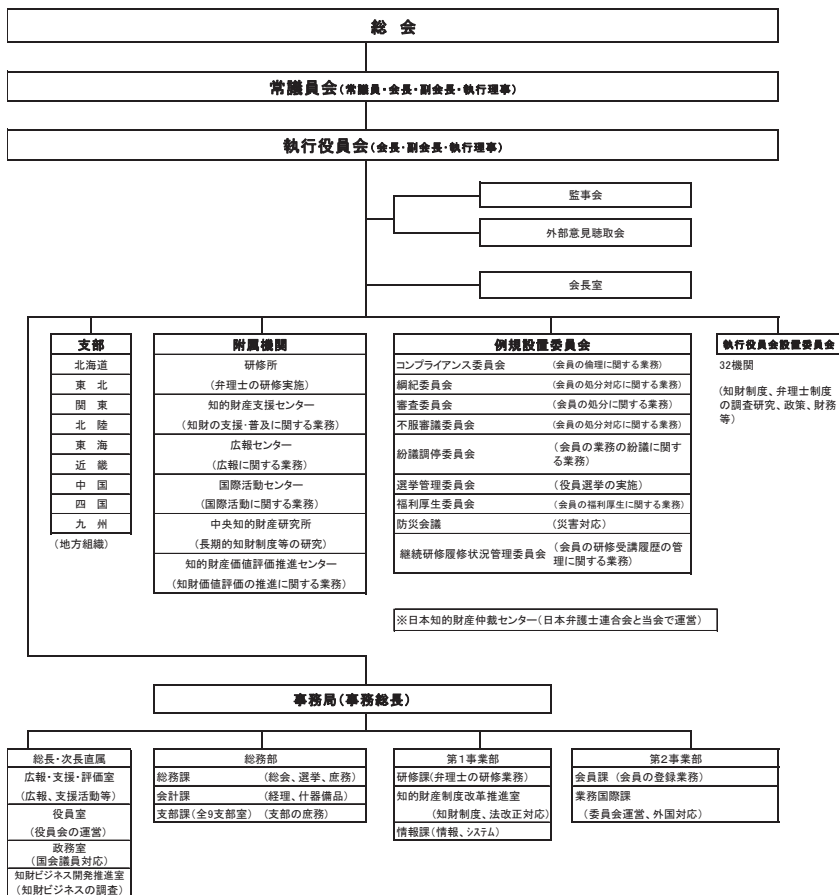
(国等からの委託費の状況（平成 23 年度）)

該当なし

4. 組織図

《日本弁理士会組織図》

2012.4.1現在



5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
弁理士	弁理士法第 17 条に基づき日本弁理士会に備える弁理士登録簿に登録された弁理士	9,657 人
特許業務法人	弁理士法第 45 条に基づき経済産業大臣に成立の届出をした特許業務法人	175 法人

6. 役職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢(定年)	任期(1期)	現員	在任期数別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	非常勤	1 人	—	2 年	1 人	1 期	1 人	0 人	—
副会長	非常勤	8 人	—	1 年	8 人	1 期	8 人	1 人	特許庁審判部審判官
常議員	非常勤	60 人	—	2 年	60 人	1 期	60 人	4 人	特許庁審判部上級審判官、同庁審査第二部首席審査長、同庁審査第二部建築審査管理官、同庁先任上席審査官
執行理事	非常勤	20 人以内	75 歳	1 年	11 人	1 期	11 人	0 人	—
監事	非常勤	10 人	—	2 年	10 人	1 期	10 人	0 人	—
外部監事	非常勤	5 人以内	70 歳	1 年	2 人	1 期	2 人	0 人	—

(注) 常議員のうちの 6 人は、執行理事 (任期 2 年の 6 人) を兼任しており、人数が重複している。

7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	—	—	—	—
非常勤	4,200	—	—	4,200
合計	4,200	—	—	4,200

8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	—
		現員	62 人
非常勤	定数	—	
	現員	2 人	

9. 貸借対照表 (平成 23 年度・概要版)

(単位: 円)

科目	合計
I 資産の部	
流動資産	
現金	1,389,280
銀行預金	1,790,884,266
振替貯金	5,413,313
会費未収金	10,155,000

仮払金	6,200
貯蔵品	15,645,914
前払金	19,671,475
立替金	1,938,738
流動資産合計	1,845,104,186
固定資産	
①特定資産	
退職給付引当預金	224,658,524
共済給付預金	369,406,361
弁理士会基金積立預金	95,364,683
会館補修基金積立預金	813,455,631
会館施設整備等準備基金積立預金	1,025,922,991
会員総合データベース構築引当預金	114,000,000
特定資産合計	2,642,808,190
②その他固定資産	
建物	179,659,755
建物付属設備	118,858,152
什器備品	15,112,571
ソフトウェア	35,871,361
借地権	1,462,371,824
電話加入権	2,205,136
敷金保証金	148,056,173
その他固定資産合計	1,962,134,972
固定資産合計	4,604,943,162
資産合計	6,450,047,348
II 負債の部	
流動負債	
会費前受金	54,500,000
預り金	20,420,612
未払金	77,675,056
前受金	42,000
賞与引当金	28,970,000
流動負債合計	181,607,668
固定負債	
退職給付引当金	250,712,200
固定負債合計	250,712,200
負債合計	432,319,868
III 正味財産の部	
指定正味財産	0
一般正味財産	6,017,727,480
(うち特定資産への充当額)	(2,642,808,190)
正味財産合計	6,017,727,480
負債及び正味財産合計	6,450,047,348

## 10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：円）

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
(1) 経常増減の部	
①経常収益	
受取会費	1,901,335,000
登録事業収益	32,068,400
登録関係事業収益	1,058,925
国際活動事業収益	320,000
広報事業収益	15,330,075
記念事業収益	1,330,000

知的財産人材育成事業収益	6,630,000
義捐金収益	4,733,430
雑収益	10,768,429
受託料収益	3,405,000
他会計からの繰入額	0
研修事業収益	157,888,450
経常収益計	2,134,867,709
②経常費用	
事業費	939,986,493
管理費	885,017,907
他会計への繰出額	0
経常費用計	1,825,004,400
当期経常増減額	309,863,309
(2) 経常外増減の部	
①経常外収益	
過年度経費戻入収益	5,052,350
経常外収益計	5,052,350
②経常外費用	
流動資産除却損	3,051,103
固定資産除却損	1
過年度損	2,831,841
経常外費用計	5,882,945
当期経常外増減額	△830,595
当期一般正味財産増減額	309,032,714
一般正味財産期首残高	5,708,694,766
一般正味財産期末残高	6,017,727,480
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
III 正味財産期末残高	6,017,727,480

## 11. 重要な会計方針（平成23年度）

平成20年度より「公益法人会計基準」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する省庁連絡会議申合わせ）を準用している。

- たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品：総平均法による原価法を採用している。
- 固定資産の減価償却の方法
  - 有形固定資産：定率法による減価償却を実施している。
  - 無形固定資産：定額法による減価償却を実施している。
- 引当金の計上基準について
  - 役員退職慰労引当金：役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。なお、1,600,000円は、退職給付引当金に含まれている。
  - 退職給付引当金：期末退職給与の要支給額に相当する金額から外部拠出金額（厚生年金基金）39,063,800円を控除して計上している。
  - 賞与引当金：職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。
- 消費税等の会計処理について  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

## 12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況 該当なし

## 日本水先人会連合会

### 1. 法人概況

所在地	東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル6階		
ホームページ・アドレス	トップページ	http://www.pilot.or.jp/	
	業務及び財務等に関する資料	http://www.pilot.or.jp/outline/information.html	
設立根拠法	水先法（昭和24年法律第121号）		
その他、事務・事業に関する法律	-		
所管府省（担当課）	国土交通省海事局海技課		
設立年月日	平成19年4月3日	民間法人化年月日	-
沿革	年 月	事 項	
	平成19年4月	日本水先人会連合会設立	
事業の目的	水先法第55条に基づき、水先人会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先人会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>① 水先人の品位を保持するため、水先人会及び水先人に対し勧告又は指導を行うこと</p> <p>② 水先業務の適正かつ円滑な遂行に関して調査研究等を行うこと</p> <p>③ 水先制度及び水先人の業務に関する広報活動を行うこと</p> <p>④ 会報を発行すること</p> <p>⑤ 水先人の研修に関し必要な施策を行うこと</p> <p>⑥ 水先人の確保に関し必要な施策を行うこと</p> <p>⑦ 関係行政機関に対する協力及び連絡を行うこと</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、水先人会及び水先人に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するために必要な施策を実施すること</p>		

### 2. 事務・事業の概要等

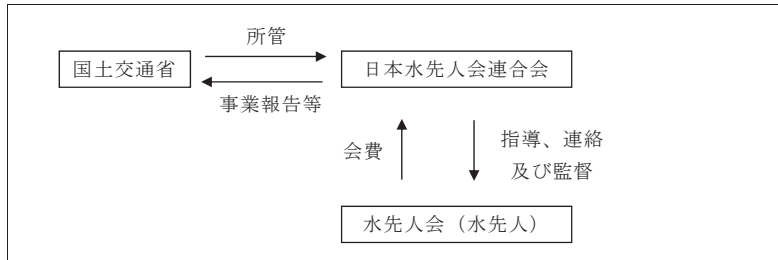
#### (1) 事務・事業の概要

事務・事業名	事務・事業の概要	実績	手数料等徴収	事業費(千円)
	実施根拠	他の事業者の参入		勘定
水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督に関する事務	水先人に対する研修、広報活動、水先業務の適正かつ円滑な遂行に関して調査研究等を行う。	(平成23年度) ①研修：合計5回161人(安全研修：3回114人、新人研修2回47人) ②広報活動：2件(安全運航強調月間、水先人の乗下船安全キャンペーン) ※ほか、webサイトでの情報提供を適宜実施。 ③調査研究：2件	-	332,164
	水先法第55条第2項	制度的独占	-	一般会計
養成支援拠出特別会計事業	(公財)日本海事センターに対し、「連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に特に必要があると認められる事業に拠出するための特別会費」として各水先人会から徴収する11億円のうち9億円を毎年度拠出。 (※平成23年度は、東日本大震災の影響により減額。)	(平成23年度) (公財)日本海事センターに894,058千円を拠出。	-	894,058
	会則第4条第8号	-	-	養成支援拠出特別会計
安全環境拠出特別会計事業	(公財)日本海事センターに対し、「連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に特に必要があると認められる事業に拠出するための特別会費」として各水先人会から徴収する11億円のうち2億円を毎年度拠出。 (※平成23年度は、東日本大震災の影響により減額。)	(平成23年度) (公財)日本海事センターに198,680千円を拠出。	-	198,680
	会則第4条第8号	-	-	安全環境拠出特別会計
水先業務対策等特別会計事業	水先業務体制の維持が困難な水先区に対し、水先人を派遣するための支援及び水先人会の適正化に資する支援を行う。	(平成23年度) ①小規模水先区に派遣される水先人に対する免許取得支援：1人 ②中小規模水先区への会計監査費用支援：12水先区 ③東日本大震災災害復興支援	-	103,856

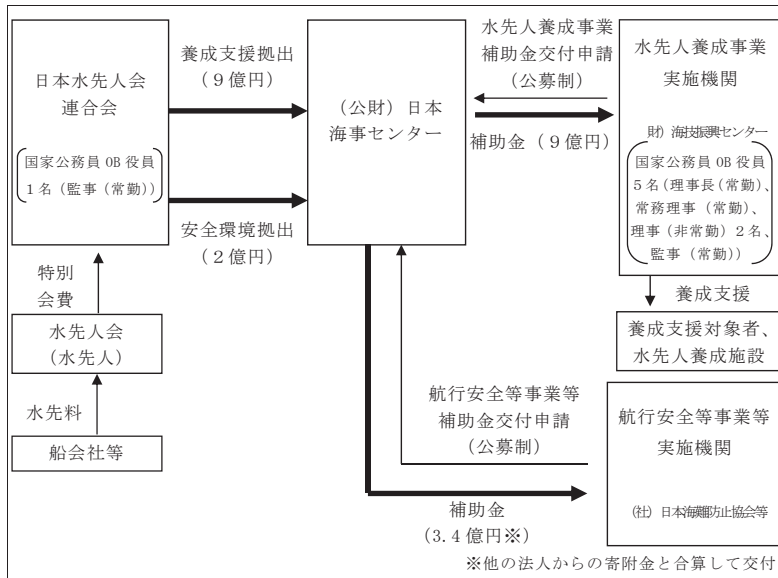
	会則第4条第8号	-		水先業務対策等特別会計
水先区維持特別会計事業	水先業務の運営の維持が困難な水先区に対し、その維持に必要な支援を行う。 会則第4条第8号	(平成23年度) 小規模水先区支援：5 水先区	-	71,191
		-		水先区維持特別会計

(2) 主な事務・事業の仕組み（業務及び資金の流れ）

① 水先人会及び水先人の指導、連絡及び監督に関する事務



② 養成支援拠出特別会計事業・安全環境拠出特別会計事業



3. 財務の概要

(1) 資本金等の状況（各年度とも年度末現在）

(単位：千円、%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
資本金等総額 (A)	-	-	-	-	-
政府出資金 (B)	-	-	-	-	-
その他出資金	-	-	-	-	-
政府出資比率 (B/A)	-	-	-	-	-

(2) 収入の状況（各年度とも実績額）

(単位：千円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
総収入額	2,119,177	1,489,725	1,511,571	2,247,975	1,432,817	
内 訳	事業収入額	2,065,806	1,489,725	1,443,554	1,428,880	1,412,470
	国等からの補助金等収入額	-	-	-	-	-
	国等との契約に基づく総収入額	-	-	-	-	-
	その他収入額	53,371	0	68,018	819,095	20,347

※「国等」とは、国、独立行政法人、特殊法人及び認可法人をいい、「補助金等」とは、補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。

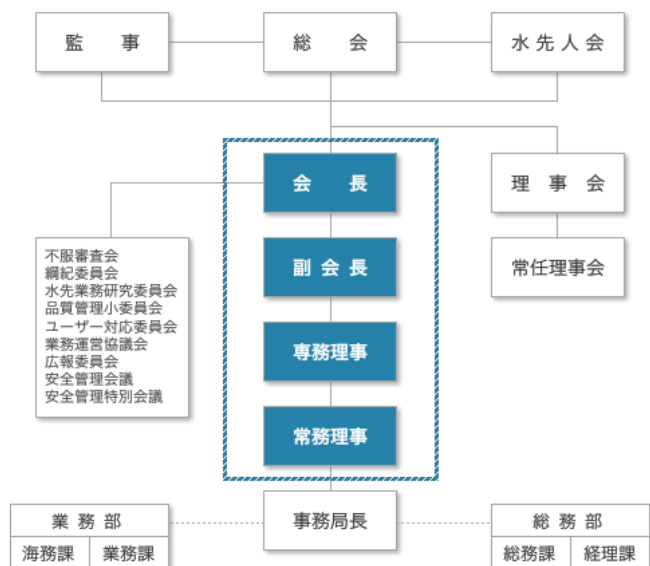
(国等からの補助金等の状況（平成23年度））

該当なし

(国等からの委託費の状況（平成23年度））

該当なし

#### 4. 組織図



(所掌業務)

- (1) 総務部総務課 庶務等に関する事務
- (2) 総務部経理課 財務及び経理に関する事務
- (3) 業務部業務課 水先人の品位保持及び水先業務の適正化等に関する事務
- (4) 業務部海務課 航行安全及び事故防止等に関する事務

#### 5. 会員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

会員の種類	会員資格	会員数
水先人会	水先人会	35 法人

#### 6. 役員の概要 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

役職名	常勤・非常勤	定数	在任年齢 (定年)	任期 (1期)	現員	在任期数 別人数		退職公務員の状況	
						期別	人数	人数	最終官職
会長	常勤	1人	72歳	2年	1人	1期	1人	0人	-
副会長	非常勤	3人以内	65歳又は72歳	2年	2人	1期	2人	0人	-
						2期	0人	0人	-
理事	常勤	18人以上27人以内	65歳又は72歳	2年	21人	1期	2人	0人	-
						2期	1人	0人	-
監事	常勤	3人	65歳又は72歳	2年	1人	1期	1人	1人	海上保安庁次長
						2期	2人	0人	-

※ 副会長、理事及び監事の在任年齢について、「原則として65歳に達するまで」とされているが、現に水先人である者は「原則として72歳に達するまで」とされている。

#### 7. 役員報酬の支給総額 (平成 23 年度)

(単位: 千円)

区分	本俸	諸手当	特別・期末手当	支給総額
常勤	50,760	1,048	15,926	67,734
非常勤	-	-	-	-
合計	50,760	1,048	15,926	67,734

#### 8. 職員数 (平成 24 年 12 月 1 日現在)

職員	常勤	定数	現員
		-	8人
非常勤	非常勤	定数	現員
		-	0人

9. 貸借対照表（平成23年度・概要版）

（単位：円）

科目	合計
I 資産の部	
（1）流動資産	
①現金預金	377,600,150
②その他流動資産	2,687,179
流動資産合計	380,287,329
（2）固定資産	
①基本財産	1,531,365,671
②特定資産	141,726,300
③その他固定資産	5,684,230
固定資産合計	1,678,776,201
資産合計	2,059,063,530
II 負債の部	
（1）流動負債 ※1	328,278,241
（2）固定負債 ※2	141,726,300
負債合計	470,004,541
III 正味財産の部	
（1）指定正味財産	1,533,291,700
（うち基本財産への充当額）	1,531,365,671
（うち特定資産への充当額）	0
（2）一般正味財産	55,767,289
（うち基本財産への充当額）	0
（うち特定資産への充当額）	0
正味財産合計	1,589,058,989
負債及び正味財産合計	2,059,063,530

※1 流動負債のうち賞与引当金は8,911,894円（22年度8,804,255円）

※2 固定負債のうち退職給付引当金は141,726,300円（22年度139,916,800円）

10. 正味財産増減計算書（平成23年度・概要版）

（単位：円）

科目	合計
I 一般正味財産増減の部	
（1）経常増減の部	
①経常収益	1,516,325,798
②経常費用	
事業費	1,393,889,260
管理費	168,116,109
他会計への繰出額	0
経常費用計	1,562,005,369
当期経常増減額	△45,679,571
（2）経常外増減の部	
①経常外収益	0
②経常外費用	101,648
当期経常外増減額	△101,648
当期一般正味財産増減額	△45,781,219
一般正味財産期首残高	101,548,508
一般正味財産期末残高	55,767,289
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	49,397,915
指定正味財産期首残高	1,483,893,785
指定正味財産期末残高	1,533,291,700
III 正味財産期末残高	1,589,058,989

11. 重要な会計方針（平成23年度）

該当なし

12. 基金拠出又は出資を行っている公益法人、株式会社等の状況

該当なし